

ドリームクルーズワイド

Dream Cruise Wide

無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)

ご契約のしおり—約款

— 2025年12月作成 —

BESTパートナー

大樹生命

日本生命グループ

この冊子の構成

この冊子は、次の3つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい重要な事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明したものです。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

諸利率および お取り扱いの範囲

ご契約に適用される諸利率、および、ご契約内容変更等のお取り扱いの範囲（減額後の最低保険金額等）について、その一部を一覧形式にて記載したものです。

- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」に記載のお取り扱いの範囲は、本冊子作成年月現在のものであり、今後変更することがあります。
- ・実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。
- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」では、『障害』を『障がい』と表記しています。なお、法令等で定められているものは障害と表記する場合があります。
（例） 高度障害保険金 ⇒ 高度障がい保険金

当社へのご連絡やお手続き

●次のような場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ◆ 円換算レートや、円換算後の保険料額や保険金額などを知りたいとき
- ◆ 保険金等を請求するとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ ご契約者等を変更するとき

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00~18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

特約チェック表

お申し込みの特約をチェック して、内容をご確認ください。

(ページ)

		ご契約の しおり	約 款
主契約	<input checked="" type="checkbox"/> 無配当外貨建終身保険016 (予定利率更改型)	38・53	119
特 約	<input type="checkbox"/> 総合障がい保障特約016 (外貨建)	55	146
	<input type="checkbox"/> 介護前払特約	58	172
	<input type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約	61	177
	<input type="checkbox"/> 年金支払特約	67	185
	<input type="checkbox"/> 保険料払込免除特約016 (外貨建保険用)	70	198
	<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	72	212

もくじ

目的別もくじ	6
主な保険用語のご説明	8

ご契約のしおり

I. ご契約にあたって

1 外貨建保険について	15
2 低解約返戻金特則について	16
3 生命保険募集人について	17
4 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした 新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて	18
5 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ	19
6 お申し込み・告知のお手続きについて	20
7 健康状態・職業などの告知義務について	21
8 保障の責任開始時について	24
9 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について	25
10 株式会社について	26
11 個人情報のお取り扱いについて	27
12 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	29
13 保険会社の業務又は財産の状況の変化による保険金額等の削減について	32
14 生命保険契約者保護機構について	33

II. 特徴としくみ

1 ドリームクルーズワイドについて	38
(1) 特徴	38
(2) しくみ	40
2 予定利率と予定利率の更改について	42
3 お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて	44
(1) お客さまにご負担いただく費用について	44
(2) 為替リスクについて	47
4 円換算払込特約、円換算支払特約について	50
(1) 円換算払込特約	50
(2) 円換算支払特約	52

III. 保障内容について	
1 無配当外貨建終身保険O16（予定利率更改型）	53
2 特約について	54
(1) 付加できる主な特約	54
(2) 総合障がい保障特約O16（外貨建）	55
(3) 介護前払特約	58
(4) リビング・ニーズ特約	61
(5) 年金支払特約	67
(6) 年金払移行特約	68
(7) 保険料払込免除特約O16（外貨建保険用）	70
(8) 指定代理請求特約	72
IV. 保険金等のお支払いについて	
1 保険金等の請求方法について	75
2 保険金等のお支払い期限について	76
3 保険金などをお支払いできない場合について	77
4 〈参考〉保険金等をお支払いできる場合または お支払いできない場合の具体的事例	81
V. 保険料について	
1 保険料のお払い込み方法について	87
2 保険料の払込期月・猶予期間について	88
3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について	89
4 保険料の高額割引について	91
5 まとまった資金のご活用について	92
6 保険料のお払い込みが困難になられたとき	93
7 保険金支払などの際の保険料の精算について	96
8 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて	98
VI. ご契約後について	
1 ご契約者貸付について	100
2 解約と解約返戻金について	102
3 被保険者によるご契約者への解約の請求について	105
4 保険金受取人によるご契約の存続について	106
5 保険金受取人の変更について	107
6 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて	108
7 お手続きに必要な書類について	109
8 生命保険と税金について	110

約款

無配当外貨建終身保険O16（予定利率更改型）普通保険約款	119
総合障がい保障特約O16（外貨建）	146
円換算払込特約	168
円換算支払特約	170
介護前払特約	172
リビング・ニーズ特約	177
年金支払特約	185
年金払移行特約	191
保険料払込免除特約O16（外貨建保険用）	198
指定代理請求特約	212
保険料口座振替特約	215
条件付保険特約	218
特定高度障がい状態不担保特約	221

諸利率およびお取り扱いの範囲

諸利率およびお取り扱いの範囲	226
(1) 諸利率	226
(2) お取り扱いの範囲	227

目的別もくじ

こんなときは		このページをご覧ください	
ご契約にあたって	専門用語（保険用語）の意味を知りたい	主な保険用語のご説明	8
	お申し込みを撤回したい	クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について	25
	「告知」について知りたい	健康状態・職業などの告知義務について	21
	いつから保障が開始するのか知りたい	保障の責任開始時について	24
	この保険のしくみや保障内容について知りたい	特徴としくみ	38~52
		保障内容について	53~74
	負担する費用とリスクについて知りたい	お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて	44
保険料について	保険料の負担を減らしたい	保険料のお払い込みが困難になられたとき	93
	保険料を払えなかった	保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について	89

こんなときは		このページをご覧ください	
ご契約後について	急にお金が必要になった	ご契約者貸付について	ページ 100
	保険を解約したい	解約と解約返戻金について	102
	受取人などを変更したい 住所や名前などが変わった	受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて	108
	税金について知りたい	生命保険と税金について	110

被保険者が死亡された場合等には
保険証券等とこの冊子でご契約内容をご確認ください。

保険金等の支払事由に
該当しているかご確認ください。
保障内容について 53~74

保険金等が支払われないケースに該当し
ていないかご確認ください。
保険金などをお支払いできない
場合について 77~86

保険金等のご請求からお受け取りまでの流れをご確認ください。
保険金等の請求方法について 75~76

お手続きの方法については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンター
にお問い合わせください。
大樹生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-318-766
平日 9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

主な保険用語のご説明

か

かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお払いもどしのお金のことです。
かんさんきじゆん び 換算基準日	円を指定通貨に、または指定通貨を円に換算する基準となる日のことをいい、この日における当社所定の円換算レートを用いて換算します（換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。）。
きほんほけんきんがく 基本保険金額	主契約の保険金の支払金額の基準となる金額のことです。
けいやくおうとう び 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位・半年単位・年単位の契約応当日といったときは、月・半年・年ごとの契約日に対応する日を指します。
けいやくしゃ 契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料払込義務など）を持つ人のことをいいます。
けいやくじよていりりつ 契約時予定利率	ご契約時に定められた予定利率のことをいい、契約日からご契約時に定めた保険料払込期間の満了日まで適用されます。
けいやくねんれい 契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。 （例）ご契約時に44歳7か月の被保険者の契約年齢は44歳となります。
けいやく び 契約日	契約年齢や保険期間などの計算の基準となる日をいい、ご契約を締結する際の責任開始の日を含む月の翌月1日となります。
こくちぎむ 告知義務と こくちぎむいはん 告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込みまたは復活をされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことからについて当社にご報告いただく義務がありますが、これを「告知義務」といいます。その際に、事実が告げられなかったり、故意に事実を曲げて告げられたときには、当社は告知義務違反としてご契約を消滅させること（解除）ができます。

さ

さいていほしやう
最低保証
 よていりりつ
予定利率

予定利率の更改の際に当社が最低保証する利率のことをいい、更改後の予定利率はこの利率を下回ることはありません。なお、最低保証予定利率はご契約時に定められ、ご契約後に変更されることはありません。

しっこう
失効

猶予期間中に保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。

していつうか
指定通貨

ご契約に適用される通貨のことをいい、ご契約時に定めます。この保険の保険料額や保険金額は指定通貨で定めます。

しはらいじゆう
支払事由

約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いする事由をいいます。

しゅけいやく
主契約

主たる保険契約のことをいい、その契約内容は主約款に記載されています。

しゅやっかん
主約款

主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。

しんさ
診査

診査医扱のご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法等もあります。

せきにんかいしじ
責任開始時
 (せきにんかいしひ)
(責任開始の日)

ご契約の締結または復活にあたって、保障が開始される時を責任開始時といい、復活が行われた契約においては、最終の復活の際の責任開始時とします。なお、責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。

せきにんじゅんびきん
責任準備金

将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

た

とくやく
特約

主契約の保障内容を更に充実させる目的や、保険料払込方法などについて主契約と異なる特別なお約束をするなどの目的で、付加するものです。

とくやくほけんきんがく
特約保険金額

総合障がい保障特約016（外貨建）の保険金の支払金額の基準となる金額のことです。

は

ひ ほけんしゃ
被保険者

その人の死亡・疾病・傷害などが保険の対象となる人のことをいいます。

ふ っ か つ
復活

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらかじめ告知していただくか診査を受けていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ けん きん
保険金

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障がい状態に該当されたとき、特定疾病にかかれて所定の状態に該当されたとき、公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当されたとき、身体障害者福祉法に定める所定の状態に該当され身体障害者手帳が交付されたときなどにお支払いするお金のことです。

ほ けん きん う け と り に ん
保険金受取人

保険金を受け取る人のことをいいます。

ほ けん し ょ う けん
保険証券

ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けん り ょ う
保険料

ご契約者にお支払いいただくお金のことです。

ほ けん り ょ う き か ん
保険料期間

保険料のお支払い方法（回数）に応じた次の期間のことをいいます。

- ・月 払契約の場合…契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- ・半年払契約の場合…契約日または半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- ・年 払契約の場合…契約日または年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

ま

め ん せ き じ ょ う
免責事由

約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも免責事由に該当したときは、保険金等をお支払いできません。

や

や っ か ん
約款

ご契約についてのとりきめを記載したものです。

よ て い り り つ
予定利率

ご契約の責任準備金を積み立てる際に適用する利率のことです。

よ て い り り つ こ う かい
予定利率の更改

ご契約時に定めた保険料払込期間の満了日の翌日およびその日の15年ごとの年単位の応当日に、ご契約に適用される予定利率を改めることをいいます。

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約にあたってご確認いただきたい事項およびご契約についての大切なことがらを説明したものです。

「約款」とあわせてぜひご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

I. ご契約にあたって

1 外貨建保険について

ア. 外貨建保険

- 外貨建保険とは、保険料額や保険金額などを外貨で定めるしくみの保険です。
- この保険は、保険料額や保険金額などをご契約時に指定する通貨（以下「指定通貨」といいます。）で定める外貨建保険ですが、円換算払込特約が付加されますので、円に換算した保険料などをお払い込みいただきます。
- ご請求の際に円換算支払特約を付加していただくと、保険金または払いもどし金などを円に換算してお支払いすることができます。

イ. 為替リスク

- 保険料額などを円に換算してお払い込みいただく際は、**お払い込み時の円換算レート（払込用）**^①を適用してお払い込みいただく保険料額などを算出します。また、保険金額などを円に換算してお支払いする際は、**お支払い時の円換算レート（支払用）**^②を適用してお支払いする保険金額などを算出します。これらの換算レートは外国為替相場の変動の影響を受けますので、日々変動します。このような外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。
 - ・円に換算してお払い込みいただく保険料額などは、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、お払い込み時の円換算レート（払込用）により、お払い込みのたびに増減します。
 - ・円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額などを下回り、損失が生ずるおそれがあります。
 - ・円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、円に換算してお払い込みいただく保険料額の累計額（元本）を下回り、損失が生ずるおそれがあります。
- これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

①お払い込み時の円換算レート（払込用）

換算を行う換算基準日の詳細は、「II.4(1) 円換算払込特約」をご覧ください。

②お支払い時の円換算レート（支払用）

換算を行う換算基準日の詳細は、「II.4(2) 円換算支払特約」をご覧ください。

この冊子では、特に円建である、または円に換算した金額である旨がわかる記載がない限り、この保険の保険料額、保険金額、責任準備金額、解約返戻金額、貸付金額などは指定通貨建の金額となります。

2 低解約返戻金特則について

- この保険は、ご契約時に低解約返戻金特則を付加することができます。
- 低解約返戻金特則を付加した場合、**低解約返戻金期間^①**中の解約返戻金の水準は低解約返戻金特則を付加していない場合と比べて低くなります。低解約返戻金期間中にご契約を解約した場合の解約返戻金額は、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。
- 低解約返戻金期間中に保険料の自動貸付や契約者貸付をご利用になる場合の貸付金額の範囲の基準となる解約返戻金額、払済保険への変更や年金払移行特約の付加の際の計算の基準となる解約返戻金額についても、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。

①低解約返戻金期間
保険料払込期間と同じ期間となります。詳細は、「VI.2 解約と解約返戻金について」をご覧ください。

ご 注 意

- 主契約に低解約返戻金特則を付加した場合、総合障がい保障特約016（外貨建）にも低解約返戻金特則を付加していただけます。
- 低解約返戻金期間中の総合障がい保障特約016（外貨建）の解約返戻金額についても、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。

3 生命保険募集人について

ア. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

イ. 当社の生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要となります。

（例）当社の承諾が必要なご契約内容変更のお手続き

- ・保険契約の復活
- ・ご契約者の変更
- など

4 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて

現在のご契約（当社以外で加入している保険契約を含みます。）の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込み、転換による保険契約のお申し込みをされる場合、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお引き受けできない場合があります。
- 現在のご契約のままであれば、またはご契約を更新されていれば、保険金・給付金などをお支払いできる場合でも、新たな保険契約について告知義務違反や責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺、責任開始時前の発病などにより、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合などは、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず（例えば新たな保険契約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
- 一般の保険契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たなご契約の場合は新たなご契約の責任開始の日、契約転換制度または契約分割転換制度をご利用の場合は転換後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約または転換後契約の締結にあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約または転換後契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

5 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	契約転換制度	特約中途付加	追加契約
特徴	保障額の見直しと同時に保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	当社のご契約を下取りし、その解約返戻金や契約者配当金など（転換価格）の新しいご契約の一部への充当や、その責任準備金額から解約返戻金額などを差し引いた金額の全部または一部を原資としたリレー割引 ^① を行う方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図解			
現在の ご契約	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の被保険者の年齢、保険料率により保険料を計算します。リレー割引が可能なご契約については保険料が割引かれます。	特約中途付加日における被保険者の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払い込みいただきます。	新しい保険の契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払い込みいただきます。

- ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、原則としてあらかじめ告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用いただけない場合もあります。
- ご契約内容の見直しには上記以外にも、当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を下取りし、新しいご契約の一部への充当や、リレー割引を行う「契約分割転換制度」があります。

ご 注 意

- ご契約の種類や内容によっては、ご利用いただけない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。

①リレー割引

転換前契約の責任準備金額から解約返戻金額などを差し引いた金額の全部または一部を原資として、転換後契約の解約返戻金のない特約の保険料の割引を行う制度です。

6 お申し込み・告知のお手続きについて

ご契約のお申し込み・告知に関するお手続きには、情報端末等による方法および書面による方法があります。

ア. 情報端末等によるお申し込み・告知の場合

- 当社所定の情報端末等に表示されたお手続き（申込・告知）画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。その際は入力内容を十分お確かめのうえで、情報端末等の画面上の所定の欄にご署名をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、画面上の署名の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。
- ご契約者が法人の場合など、情報端末等による方法をお取り扱いできないことがあります。

イ. 書面によるお申し込み・告知の場合

- 申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名（法人の場合は記名押印）をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

7 健康状態・職業などの告知義務について

ア. 告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「お手続き（告知）画面」・「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

イ. 告知の方法

(a) 医師の診査を受けていただくご契約の場合

- 当社の指定した医師が、被保険者の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。この場合、告知していただいた内容を医師が「告知書」に記入しますので、ご確認のうえご署名ください。また、被保険者ご自身でご記入いただく部分については、「告知書」にありのままをご記入ください。

(b) 医師の診査を受けていただかないご契約の場合

- 被保険者ご自身で、当社所定の「お手続き（告知）画面」・「告知書」にありのままをご入力・ご記入ください。
- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく場合等も同様のお取り扱いとなります。

ウ. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定といたします。
 - ・無条件でご契約をお引き受けする。
 - ・今回のご契約をお断りする。
 - ・特別な条件（条件付保険特約による保険料の割り増し（特別保険料領収法）、保険金の削減（保険金削減支払法）等）を付けてご契約をお引き受けする。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、特別保険料領収法、保険金削減支払法等の特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。）。

エ. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- 告知していただくことからは、「お手続き（告知）画面」・「告知書」に表示・記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

（例）

・告知時点において胃潰瘍かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約または特約は解除されることがあります。

- 責任開始の日または復活日から2年を経過していても、保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金が支払われない場合または保険料のお払い込みが免除されない場合を含みます。）は、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除する場合には、たとえ保険金の支払事由が発生していたとしても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込免除の事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。ただし、「保険金の支払事由または保険料払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により保険金をお支払いできないことまたは保険料のお払い込みを免除できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な疾患または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

オ. 傷病歴等のある方への引受範囲を拡大した商品

- 当社では、医師による診査を必要とせず、簡易な告知によりお申し込みいただける商品、『おまかせセレクト [無配当保障セレクト保険]』を販売しておりますので、ご検討ください。

カ. 告知が必要な場合

- ご契約されるときのほか、次の場合にも告知が必要です。ご契約によっては診査も必要となります。
 - ・ご契約を復活される場合 等
- 上記の場合にも、告知義務違反があったときには、その責任開始の日を基準にして、ご契約または特約を解除することがあります。

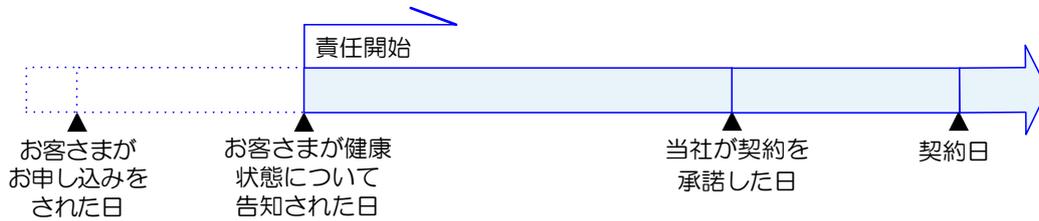
ご 注 意

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知受領権がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 当社は、「お手続き（申込）画面」・「申込書」、「お手続き（告知）画面」・「告知書」および医師の診査書等によって、ご契約をお引き受けできるかどうか決定いたします。
- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認を行う場合があります。

8 保障の責任開始時について

- お申し込みいただいたご契約について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、お申し込みおよび告知が完了した時から、保険契約上の責任を負います。

(例)



9 クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」を受け取った日^①のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、電磁的記録または書面でのお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

- お申し込みの撤回等があった場合で、お払い込みいただいた金額があるときは、円で全額をお返しいたします。
- 次の場合には、このお取り扱いはできません。

- ・ご契約者が法人の場合
- ・当社の指定した医師の診査を受けられた後の場合
- ・ご契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

ア. 電磁的記録でのお申し出の場合

- 当社では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しております。
- 上記の期間内に、当社ホームページ(<https://www.taiju-life.co.jp/>)の「クーリング・オフ受付」にアクセスしていただき、画面に従ってお手続きをしてください。

イ. 書面でのお申し出の場合

- お申し込みの撤回等の意思を書面に明記し、申込者またはご契約者のお名前(自署)、住所、取扱営業部および取扱者名をご記入のうえ、必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に取扱営業部または本社宛お送りください。

<お申し込みの撤回等の書面記入例>

大樹生命保険株式会社 宛

私は、下記の契約の申し込みを撤回します。

申込日 〇〇年〇〇月〇〇日
申込者(契約者) 〇〇 〇〇
取扱営業部 〇〇営業部(〇〇営業室)
取扱者名 〇〇 〇〇
申出日 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
お名前(自署) 〇〇 〇〇

(大樹生命本社宛郵送の場合の宛先)

〒277-8655 千葉県柏市東上町8-18 大樹生命保険株式会社 契約・医務グループ

①「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」を受け取った日
大樹生命マイページ(お客さま専用のWebサイト)でのお受け取りを選択された場合は、「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」等が大樹生命マイページへ保管された旨およびクーリング・オフ制度についてのご説明が記載された電子メールを受け取った日とします。

10 株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

11 個人情報のお取り扱いについて

ア. 個人情報保護基本方針について

- 当社の「個人情報保護基本方針」は、当社ホームページ(<https://www.taiju-life.co.jp/>)でご確認いただけます。

イ. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

- 当社では、保険契約の締結等の際、ご契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等を確認しております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、お取引引き時に確認いたしましたお客さまの情報に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

ウ. 米国法「外国口座税務コンプライアンス法」に基づく確認

(a) FATCAとは

- 「外国口座税務コンプライアンス法」（以下「**FATCA**①」といいます。）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

(b) 米国納税義務者であるかの確認

- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約の締結等の際、当社所定の情報端末等のお手続き画面（書面によるお申し込みの場合は当社所定の書面）により、所定の米国納税義務者であるかをご契約者等に自己申告していただく方法で確認しています。ご契約者等が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等）をご提示またはご提出いただく場合があります。

(c) 米国納税義務者に該当する場合

- ご契約者等が次のような所定の米国納税義務者に該当する場合、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行います。このため、ご契約者等より所定の書類をご提出いただくほか、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

個人契約の場合	米国市民（米国籍）、 米国居住者 ②
法人契約の場合	米国法人、米国以外で設立された金融機関、 米国人所有の外国事業体 ③ 等

- ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡ください。

①FATCA

Foreign Account Tax Compliance Actの略。

②米国居住者

一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数は、対象年度（1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。）の滞在日数にその前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

③米国人所有の外国事業体

米国民（米国籍）または米国居住者に該当する実質的支配者（個人）が一人以上いる事業体をいいます。例えば、法人において米国民（米国籍）または米国居住者に該当する個人が、25%を超える議決権または価値を有する場合は、過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体等一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

エ. 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づく確認

(a) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づいて、お客さまに氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことを義務付けるとともに、生命保険会社に、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁に報告することを義務付ける制度です。
- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出されない場合には、罰則が科せられることがあります。

(b) 居住地国等の確認

- 当社では、居住地国等を確認するために、保険契約の締結やご契約者変更のお手続きの際にお客さまから居住地国等を記載した届出書をご提出いただいています。

(c) 居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合

- ご契約者等の居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合、国税庁にご契約情報等の報告を行います。また報告されたご契約情報等は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。
- ご契約期間中に、居住地国に異動があった場合は、当社までご連絡ください。

12 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

①復活
復活のほか、復旧のお取り扱いも含まれます。

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

ア. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する次頁の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する次頁の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活^①日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定めるお手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

（ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

（イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

（ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

- (工) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

- 〈1〉 保険契約者ならびに被保険者の氏名^②、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉 普通死亡保険金の金額^③
- 〈3〉 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- 〈4〉 災害死亡保険金の金額
- 〈5〉 がん給付金の一時金額^④
- 〈6〉 就業不能保障給付金の月額
- 〈7〉 先進医療保障給付の件数
- 〈8〉 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 〈9〉 取扱会社名

- その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。
- 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/contract_detail.htm) をご確認ください。

イ. 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次頁の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は次頁のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供さ

②氏名

保険契約者が法人の場合は、法人の名称となります。

③普通死亡保険金の金額

被保険者が死亡されたときにお支払いする保険金等の金額のことをいいます。

④がん給付金の一時金額

障がい保険金額が該当します。

⑤死亡保険金等受取人の氏名
死亡保険金等受取人が法人の場合は、法人の名称となります。

れた情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定めるお手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

- （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- （1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- （2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- （3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、**死亡保険金等受取人の氏名**^⑤および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm）をご確認ください。

13 保険会社の業務又は財産の状況の変化による 保険金額等の削減について

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

14 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\%-\{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和\div 2\}$$

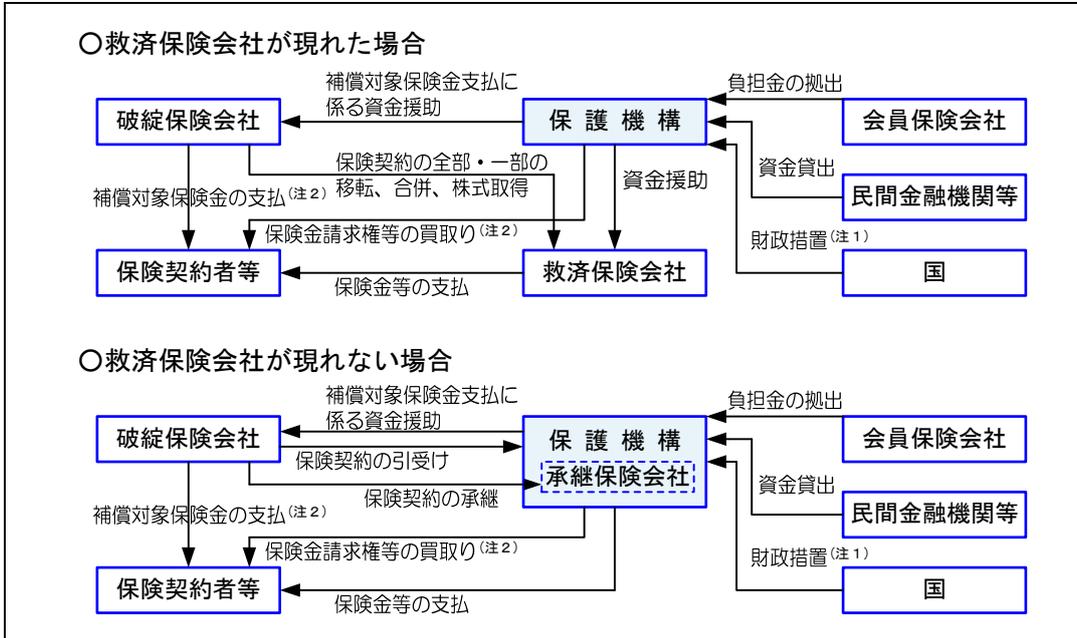
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Ⅱ. 特徴としくみ

①円換算払込特約
「Ⅱ.4 円換算払込特約、円換算支払特約について」をご覧ください。

②予定利率が更改
「Ⅱ.2 予定利率と予定利率の更改について」をご覧ください。

1 ドリームクルーズワイドについて

(1) 特徴

〈1〉 指定通貨建の保険です。

- この保険は、保険料額や保険金額などを指定通貨で定めるしくみの保険です。指定通貨は、ご契約時にアメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）、オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）のいずれかから定めます。
- ご契約後、指定通貨を変更することはできません。
- 市場金利などの状況によっては、いずれかまたは両方の通貨について、販売を停止することがあります。

〈2〉 保険料などは円でお支払いいただきます。

- この保険には円換算払込特約^①が付加されますので、保険料などは当社所定の円換算レート（払込用）で換算した額を円でお支払いいただきます。なお、円換算払込特約を解約することはできません。

〈3〉 死亡・所定の高度障がい状態の保障が一生続きます。

- 死亡・所定の高度障がい状態のときに保険金をお支払いするもので、満期保険金はありません。
- お支払い金額は基本保険金額と同額です。ただし、責任準備金額が基本保険金額以上の場合は責任準備金額の1.01倍相当額となります。
- 死亡保険金や高度障がい保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

〈4〉 特約を付加することで、保障の幅が広がります。

- 特約を付加することで、以下のような場合の保障を準備することができます。
 - ◆ 悪性新生物（ガン）と診断確定された場合、急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態に該当された場合または所定の手術を受けられた場合
 - ◆ 公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当された場合
 - ◆ 身体障害者福祉法に定める所定の状態に該当され、身体障害者手帳が交付された場合
 - ◆ 不慮の事故による所定の障がい状態に該当された場合

等

〈5〉 予定利率が更改^②されます。

- ご契約時に定めた保険料払込期間の満了日の翌日およびその後15年ごとに、予定利率が更改されます。ただし、更改後の予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。

〈6〉 **保険料の高額割引^③**の適用があります。

- 主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額が当社所定の金額を上回る場合、高額割引保険料率が適用され、保険料が割引かれます。

〈7〉 保険金などを円に換算してお支払いすることもできます。

- 保険金などのご請求の際に**円換算支払特約^④**を付加していただくと、保険金などを当社所定の円換算レート（支払用）で円に換算してお支払いすることができます。

〈8〉 **低解約返戻金特則^⑤**を付加することで、割安な保険料で一生涯の保障を準備することができます。

- この保険は、ご契約時に低解約返戻金特則を付加することができます。
- 低解約返戻金特則を付加した場合、**低解約返戻金期間^⑥**中の解約返戻金の水準は低くなり、低解約返戻金特則を付加していない場合に比べて割安な保険料で一生涯の保障を準備することができます。
- 低解約返戻金期間中にご契約を解約した場合の解約返戻金額は、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。

〈9〉 この保険には、契約者配当金はありません。

③保険料の高額割引

「V.4 保険料の高額割引について」をご覧ください。

④円換算支払特約

「II.4 円換算払込特約、円換算支払特約について」をご覧ください。

⑤低解約返戻金特則

「I.2 低解約返戻金特則について」をご覧ください。

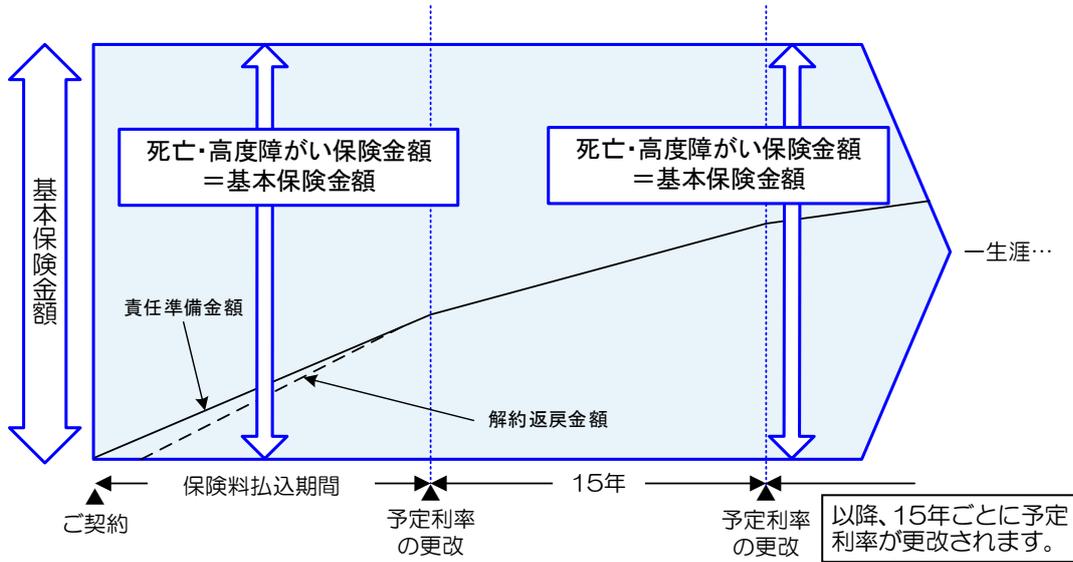
⑥低解約返戻金期間

保険料払込期間と同じ期間となります。詳細は、「VI.2 解約と解約返戻金について」をご覧ください。

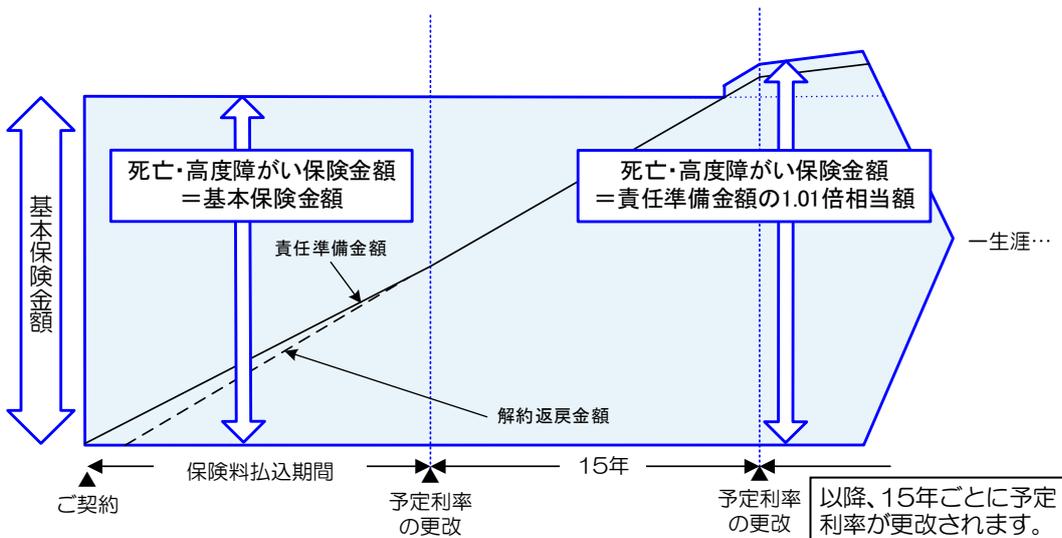
この保険商品における主契約の約款上の名称は「無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）」です。また、この保険商品における主約款の名称は、「無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）普通保険約款」です。

(2) しくみ

ア. 低解約返戻金特則を付加しない場合



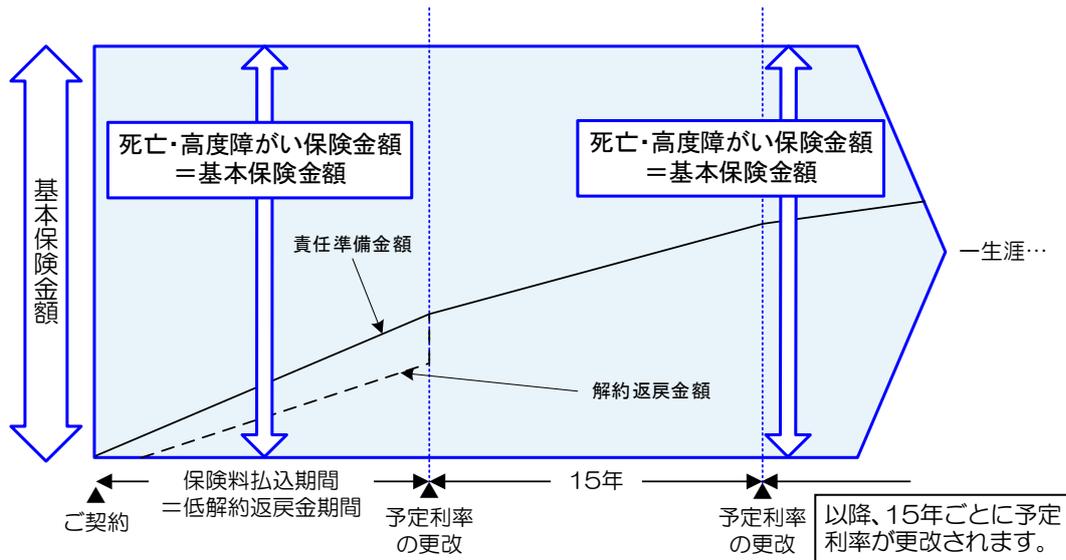
●責任準備金額が基本保険金額以上になる場合は、次のとおりとなります。



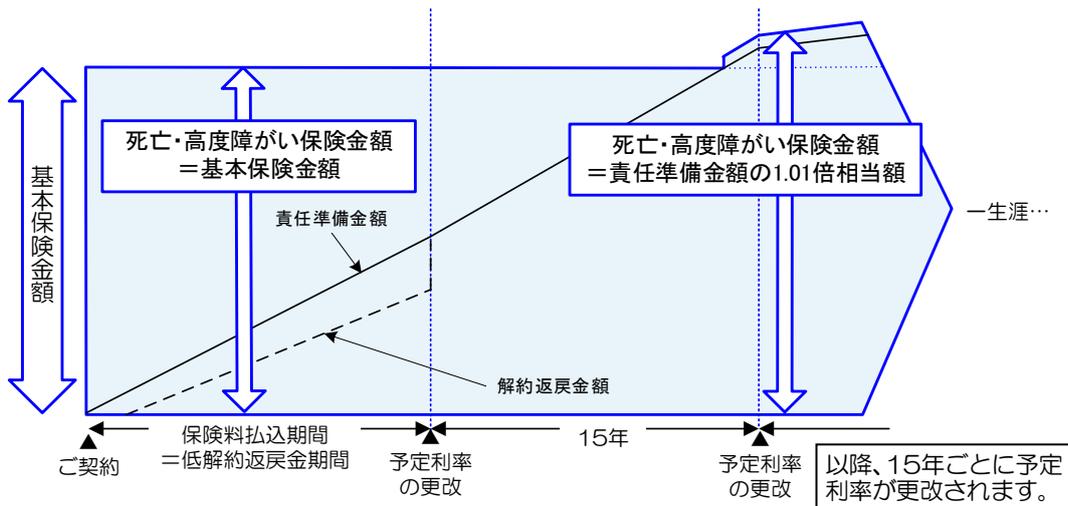
ご注意

●責任準備金額および解約返戻金額の推移は契約年齢、保険料払込期間、性別、予定利率等により異なります。

イ. 低解約返戻金特則を付加した場合



●責任準備金額が基本保険金額以上になる場合は、次のとおりとなります。



ご 注 意

- 責任準備金額および解約返戻金額の推移は契約年齢、保険料払込期間、性別、予定利率等により異なります。
- 低解約返戻金期間中にご契約を解約した場合の解約返戻金額は、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。

2 予定利率と予定利率の更改について

予定利率は、指標となる金利を基礎に設定されるもので、ご契約の責任準備金を積み立てる際に適用される利率のことです。

ア. 主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の予定利率

- 適用する予定利率は、ご契約時に定めます。なお、ご契約時に定められた契約時予定利率は、契約日からご契約時に定めた保険料払込期間満了の日まで、適用されます。
- 主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の責任準備金額^①は、お払い込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡・高度障がい保障などにかかる費用^②を控除した金額につき予定利率によって計算された金額から、保険契約の維持、死亡・高度障がい保障などにかかる費用^③を毎月控除した金額となります。

イ. 年金支払特約および年金払移行特約の予定利率

- 適用する予定利率は、年金開始日^④に定めます。
- 年金開始日以後の責任準備金額は、年金原資額につき予定利率によって計算された金額から、年金を維持・管理するための費用^⑤を毎月控除した金額となります。

ウ. 予定利率の更改^⑥

- ご契約に適用される予定利率は、ご契約時に定めた保険料払込期間満了の日の翌日およびその日の15年ごとの年単位の応当日（以下「予定利率更改日」といいます。）に更改され、更改後の予定利率が、予定利率更改日から次の予定利率更改日の前日まで15年間適用されます。
- 更改後の予定利率は、指定通貨に応じた指標をもとに算出した次の〈1〉または〈2〉のいずれか低い利率に、最大で年1.0%を増減させた範囲内で定めます。ただし、ご契約時に定められた最低保証予定利率を下回ることはありません。
 - 〈1〉 予定利率更改日の1か月前の月単位の契約応当日の前日における指定通貨に応じた指標の流通利回り
 - 〈2〉 予定利率更改日の1か月前の月単位の契約応当日の前日までの直近3か月間の各月末日における指定通貨に応じた指標の流通利回りの平均値
- 指定通貨に応じた指標は、次のとおりです。

指 定 通 貨	指 標
米ドル	残存15年のアメリカ合衆国国債
豪ドル	残存15年のオーストラリア連邦国債

①責任準備金額
保険金などをお支払いする場合は、支払金額に応じた責任準備金額が取り崩されます。

②保険契約の締結・維持、死亡・高度障がい保障などにかかる費用

③保険契約の維持、死亡・高度障がい保障などにかかる費用

⑤年金を維持・管理するための費用
「II.3(1) ア.保険契約関係費用」をご覧ください。

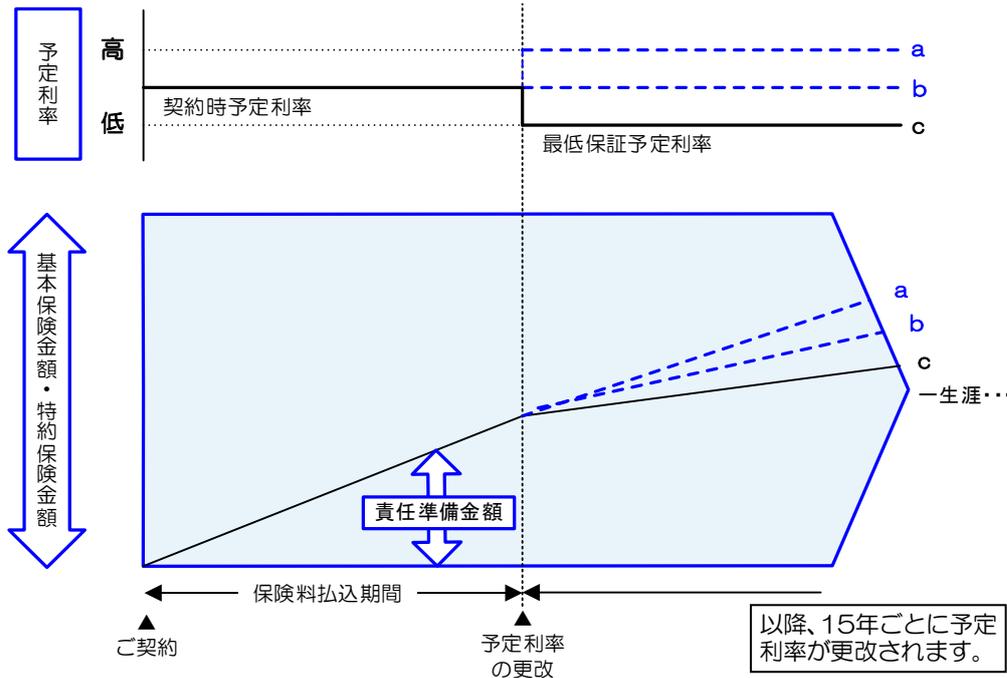
④年金開始日
第1回年金支払日のことをいいます。

⑥予定利率の更改
年金開始後の予定利率は更改されず、年金支払期間満了まで一定となります。

エ. 予定利率の更改後

- 予定利率が更改されると、責任準備金を算出する基礎となる利率が変わるため、その後の責任準備金額の推移が変わります。ただし、主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額は変わりません。
- 第1回目の予定利率の更改と責任準備金額の推移の例は、次のとおりです。

a	更改後の予定利率が、契約時予定利率を上回る場合
b	更改後の予定利率が、契約時予定利率と同じ場合
c	更改後の予定利率が、ご契約時に定められた最低保証予定利率となる場合



- 2回目以降の予定利率の更改の場合も、更改前の予定利率と更改後の予定利率との差異に応じて、その後の責任準備金額の推移が変わります。
- 更改後の予定利率が低いほど責任準備金額は少ない金額となります。

オ. 更改後の予定利率の通知

- 予定利率が更改されたときには、更改後の予定利率をご契約者に通知します。

3 お客さまにご負担いただく費用および 為替リスクについて

(1) お客さまにご負担いただく費用について

無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）において、お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

ア. 保険契約関係費用

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部を保険契約の締結・維持・死亡・高度障がい保障などにかかる費用にあて、それらを除いた金額を責任準備金として運用します。また、責任準備金から、保険契約の維持・死亡・高度障がい保障などにかかる費用などを毎月控除します。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 年金支払特約および年金払移行特約の年金において、年金を維持・管理するための費用として、責任準備金額に1.0%（年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、**年金開始日**^①以後、責任準備金から毎月控除します。なお、責任準備金額に乗じる率は、年金開始日におけるこれらの特約の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

※上記の費用のほかに、解約される場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間や低解約返戻金特則の付加の有無により異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

イ. 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

(a) 円に換算した保険料などをお払い込みいただく場合

- 円に換算した保険料などをお払い込みいただく際に適用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート （払込用）	換算基準日 ^② における当社が指定する取引銀行の T T M（電信売買相場の仲値）+ 0.25円
-----------------	---

- T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は本冊子作成年月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日における当社が指定する取引銀行が公示する**T T S**^③（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

①年金開始日
第1回年金支払日のことをいいます。

②換算基準日
換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

③T T S
1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

(b) 保険金などを円に換算してお支払いする場合など

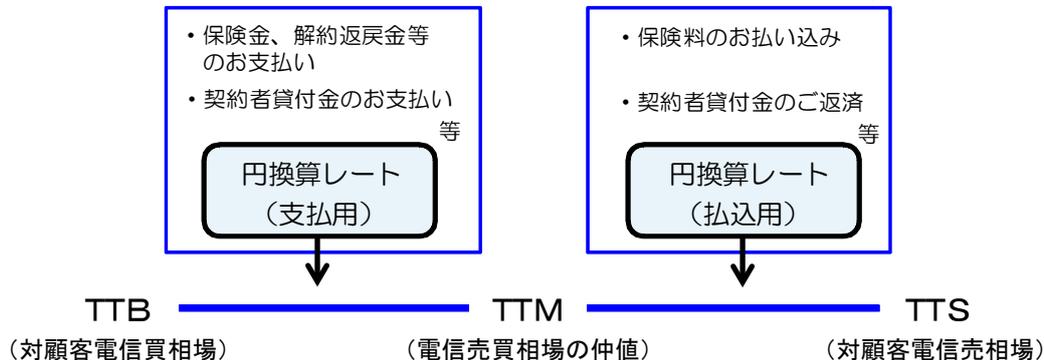
- 円換算支払特約を付加して保険金などを円に換算してお支払いする際、または年金支払特約や年金払移行特約の年金原資額を算出する際に適用する当社所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (支払用)	換算基準日における当社が指定する取引銀行の TTM（電信売買相場の仲値）－ 0.25円
-----------------	--

- ・TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は本冊子作成年月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日における当社が指定する取引銀行が公示するTTB^④（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

＜当社所定の円換算レートと当社が指定する取引銀行の為替レートとの関係＞

- 当社所定の円換算レートは、当社が指定する取引銀行の為替レートを基準に設定します。



外貨を円に交換するとき 円を外貨に交換するとき

TTB (対顧客電信買相場)	TTM (電信売買相場の仲値)	TTS (対顧客電信売相場)
銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート	TTB（対顧客電信買相場）とTTS（対顧客電信売相場）の仲値	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート

(例) TTMが1米ドル=120.0円、1豪ドル=100.0円の場合

	TTB (対顧客電信買相場)	TTM (電信売買相場の仲値)	TTS (対顧客電信売相場)
米ドル	119.0円 ← -1円	120.0円	+1円 → 121.0円
豪ドル	97.5円 ← -2.5円	100.0円	+2.5円 → 102.5円

- TTMとTTB、TTMとTTSの差は銀行によって異なり、また同じ銀行であっても将来変更される可能性があります。

④TTB

1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

(c) 保険金などを指定通貨でお支払いする場合

- 指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により**諸手数料**^⑤が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

⑤諸手数料

リフティングチャージ、外貨引出手数料等の中で、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

ご 注 意

- 円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。そのため、指定通貨では同額でも、円でお払い込みいただく金額と円でお支払いする金額には、差が生じます。
- 保険金などを指定通貨でお支払いする場合は、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする場合に比べて、お客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

(2) 為替リスクについて

- この保険では、保険料額や保険金額などを指定通貨で定めています。
- 保険料額などを円に換算してお払い込みいただく際は、**お払い込み時の円換算レート（払込用）**①を適用してお払い込みいただく保険料額などを算出します。また、保険金額などを円に換算してお支払いする際は、**お支払い時の円換算レート（支払用）**②を適用してお支払いする保険金額などを算出します。これらの換算レートは外国為替相場の変動の影響を受けますので、日々変動します。このような外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。
 - ・円に換算してお払い込みいただく保険料額などは、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、お払い込み時の円換算レート（払込用）により、お払い込みのたびに増減します。
 - ・円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額などを下回り、損失が生ずるおそれがあります。
 - ・円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、円に換算してお払い込みいただく保険料額の累計額（元本）を下回り、損失が生ずるおそれがあります。
- これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

①お払い込み時の円換算レート（払込用）

換算を行う換算基準日の詳細は、「II.4(1) 円換算払込特約」をご覧ください。

②お支払い時の円換算レート（支払用）

換算を行う換算基準日の詳細は、「II.4(2) 円換算支払特約」をご覧ください。

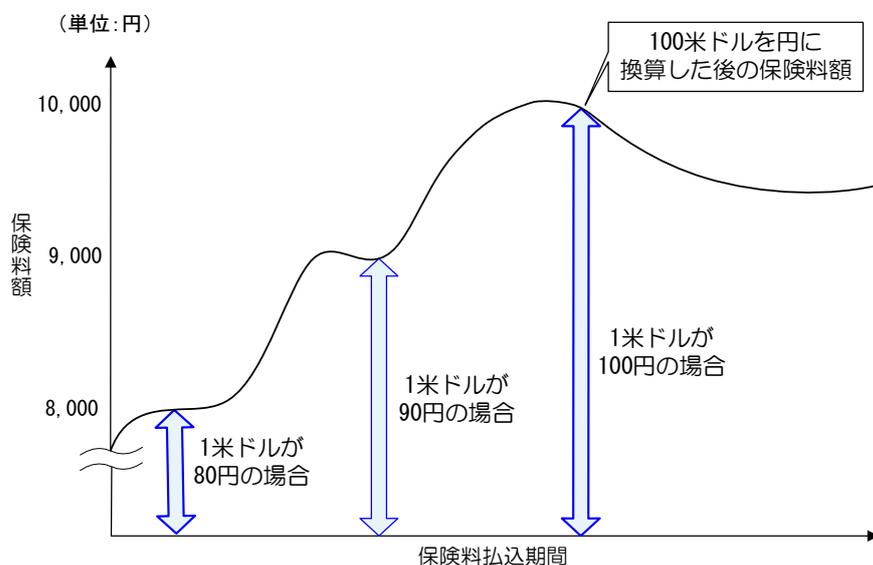
ア. 円に換算した保険料額など

- 円に換算してお払い込みいただく保険料額などは、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、お払い込み時の円換算レート（払込用）により、お払い込みのたびに増減します。

(例) 保険料：100米ドルの場合

円換算レート（払込用） 【1米ドルあたり】	80円	90円	100円
円換算後の保険料額	8,000円	9,000円	10,000円

(図)



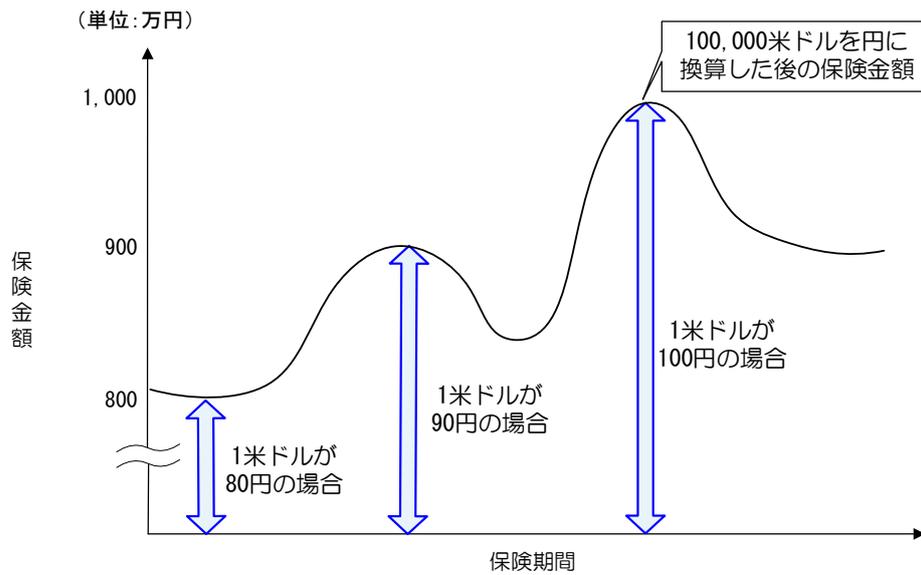
イ. 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額など

- 円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、日々増減します。

(例) 基本保険金額：100,000米ドルの場合

円換算レート（支払用） 【1米ドルあたり】	80円	90円	100円
円換算後の保険金額	800万円	900万円	1,000万円

(図)



ウ. 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などと円に換算してお払い込みいただく保険料額の累計額との差

- 円に換算してお支払いする保険金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、円に換算してお払い込みいただく保険料額の累計額（元本）を下回り、損失が生ずるおそれがあります。

（例）以下の前提の場合

基本保険金額：100,000米ドル

月払保険料：400米ドル

保険料払込期間中の円換算レート（払込用）：100円

保険料払込期間：15年

払込保険料累計額：72,000米ドル

保険料払込期間満了後に死亡保険金（100,000米ドル）をお支払いするとき

保険金等お支払い時の円換算レート（支払用） 【1米ドルあたり】	お支払い時に円に換算した保険金額等 (ア)	円換算後の保険料額の累計額 (イ)	差額 (ア) - (イ)
70円	700万円	720万円	-20万円
100円	1,000万円		+280万円
130円	1,300万円		+580万円

記載の基本保険金額、月払保険料は、為替リスクを説明するうえでの例示の数値であり、ご契約に実際に適用されるものとは異なります。

ご 注 意

- 例示の円換算レート（払込用）・円換算レート（支払用）は、上限・下限を示すものではありません。したがって、円換算レート（払込用）・円換算レート（支払用）は例示の金額を上回ることも下回ることもあります。

4 円換算払込特約、円換算支払特約について

この保険には円換算払込特約が付加されますので、保険料などは円でお支払いいただきます。保険金などは、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。

①換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

②第1回保険料相当額

ご契約のお申し込みの際にお支払いいただく場合のお金のことで、ご契約が成立したときには第1回保険料に充当されます。

(1) 円換算払込特約

《特約条項 → 168ページ》

この保険には円換算払込特約が付加されますので、保険料などのお支払いの際は換算基準日^①における当社所定の円換算レート（払込用）で換算した額を円でお支払いいただきます。

主なお支払いの換算基準日と適用する換算レートは、次のとおりです。

主なお支払い	換算基準日	適用する換算レート
第1回保険料または第1回保険料相当額 ^②	責任開始の日の前日	円換算レート (払込用)
第2回以後の保険料	当社が受け取った日を含む月の前月末日	
保険料の前納	当社が受け取った日の前日	
保険料の自動貸付、契約者貸付のご返済	払込日の前日	

- この保険を解約される場合を除き、円換算払込特約を解約することはできません。
- 保険料のお支払い方法（経路）が口座振替扱の場合、振替日を第2回以後の保険料を当社が受け取った日として取り扱います。
- 第2回以後の保険料の口座振替ができなかったため、翌月の振替日に翌月分とあわせて2か月分の保険料の口座振替を行う場合（保険料のお支払い方法（回数）が月払のとき）、または振替日の翌月中の振替日に応ずる日に再度保険料の口座振替を行う場合（保険料のお支払い方法（回数）が年払、半年払のとき）は、翌月の振替日を含む月の前月末日を換算基準日とします。

ア. 円に換算したお支払い金額

- 円に換算してお支払いいただく保険料額は、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、お支払い時の円換算レート（払込用）により、お支払いのたびに増減します。
- 円に換算した第2回以後の保険料額の通知をご希望の場合は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにお申し出ください。また、保険料や貸付元利金の返済額などを円に換算する際に適用される円換算レート（払込用）は、当社ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）、または大樹生命お客さまサービスセンターでご確認いただけます。

ご 注 意

- 第1回保険料のお払い込みと保険料の前納とは換算基準日が異なります。したがって、ご契約のお申し込みの際に保険料の前納をあわせて行う場合、第1回保険料と前納される保険料に適用される円換算レート（払込用）が異なることがあります。

(2) 円換算支払特約

《特約条項 → 170ページ》

保険金などのご請求の際に円換算支払特約を付加していただくと、**換算基準日**^①における当社所定の円換算レート(支払用)で円に換算してお支払いすることができます。主なお支払いの換算基準日と適用する換算レートは、次のとおりです。

主なお支払い	換算基準日	適用する換算レート
・ 保険金 ・ 契約者貸付金 ・ 解約返戻金	請求書類が当社に着いた日 ^② の前日	円換算レート(支払用)

- この特約は、保険金などのご請求の際に、その受取人またはご契約者から円に換算した金額でのお支払いを希望する旨のお申し出があったときに、主契約または特約に付加します。円に換算した保険金などをお支払いしたときは、この特約は消滅します。

ア. 円に換算したお支払い金額

- 円に換算してお支払いする保険金額や解約返戻金額などは、円換算レート(支払用)の変動の影響を受けるため、日々増減します。
- 保険金額や解約返戻金額などを円に換算する際に適用される円換算レート(支払用)は、当社ホームページ(<https://www.taiju-life.co.jp/>)、または大樹生命お客さまサービスセンターでご確認いただけます。

①換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

②請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

ご 注 意

- 円換算支払特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

Ⅲ. 保障内容について

1 無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)

《主約款 → 119ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払金額	受取人
死亡されたとき	死亡保険金	基本保険金額 (責任準備金額が 基本保険金額以上 の場合は責任準備 金額に1.01を乗 じて得た金額)	死亡保険金 受取人
責任開始時以後に発生した傷 害または発病した疾病によ り、所定の高度障がい状態 ^① に なられたとき	高度障がい 保険金		高度障がい保険金 受取人 (被保険者 ^②)

- 死亡保険金・高度障がい保険金は、重複してはお支払いしません。
- 死亡保険金・高度障がい保険金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。
- 円に換算してお支払いする場合、死亡保険金・高度障がい保険金は請求書類が当社に着いた日^③の前日を換算基準日^④とする円換算レート(支払用)を適用します。

ア. 所定の障がい状態による保険料のお払い込み免除

- 被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故^⑤を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障がい状態^⑥になられたときは、その後の保険料のお払い込みは免除となります。

①所定の高度障がい状態

無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)普通保険約款の別表2「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

②被保険者

ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

③請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

④換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

⑤不慮の事故

無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

⑥所定の障がい状態

無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)普通保険約款の別表3「対象となる障がい状態」をご覧ください。

ご 注 意

- 死亡保険金・高度障がい保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。

2 特約について

(1) 付加できる主な特約

●この保険には、次のような特約を付加することができます。

特約名	主な内容
1 総合障がい保障特約O16 (外貨建)	次のいずれかに該当された場合、保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 所定の高度障がい状態 ◆ 悪性新生物(ガン)と責任開始時前を含めて初めて診断確定 ◆ 急性心筋梗塞<small>こうそく</small>による所定の状態または所定の手術 ◆ 脳卒中による所定の状態または所定の手術 ◆ 公的介護保険制度の要介護2以上の認定または所定の要介護状態(180日継続) ◆ 身体障害者福祉法に定める障がいの級別の1級～3級該当による身体障害者手帳の交付 ◆ 不慮の事故による所定の障がい状態 ◆ 死亡
2 介護前払特約	保険料払込期間満了後に被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4以上と認定されているときに、主契約の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。
3 リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断された場合、主契約および総合障がい保障特約O16(外貨建)の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。
4 保険料払込免除特約O16 (外貨建保険用)	次のいずれかに該当された場合に、その後の保険料のお払い込みを免除します。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 悪性新生物(ガン)と責任開始時前を含めて初めて診断確定 ◆ 急性心筋梗塞<small>こうそく</small>による所定の状態または所定の手術 ◆ 脳卒中による所定の状態または所定の手術 ◆ 公的介護保険制度の要介護2以上の認定または所定の要介護状態(180日継続) ◆ 身体障害者福祉法に定める障がいの級別の1級～3級該当による身体障害者手帳の交付
5 指定代理請求特約	主契約の被保険者に自ら保険金等を請求できない所定の事情が生じた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が主契約の被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。

ご 注 意

●公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。介護保険法に基づく要介護認定は、「満65歳以上の方(第1号被保険者)」および「満40歳以上満65歳未満の公的医療保険制度のご加入者(第2号被保険者)」が対象となっています。したがって、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたことによる保険金のお支払いや保険料のお払い込み免除も満40歳以降となります。(2025年8月現在)

(2) 総合障がい保障特約016(外貨建)

《特約条項 → 146ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、 所定の高度障がい状態^① になられたとき	高度障がい 保険金	主契約の 高度障がい保険金 受取人
責任開始時以後に 悪性新生物^② (ガン)と責任開始時前を含めて初めて診断確定されたとき ただし、次のものを除きます。 ・上皮内ガン、非浸潤ガン、大腸粘膜内ガン等 ・悪性黒色腫を除く皮膚ガン ・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物	障がい保険金	障がい保険金受取人 (主契約の 高度障がい保険金 受取人)
責任開始時以後に 急性心筋梗塞^③ (狭心症などは除く。)を発病し、次のいずれかに該当されたとき ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、 労働制限を必要とする状態^④ が継続したとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする 所定の手術^⑤ を受けられたとき		
責任開始時以後に 脳卒中^⑥ (くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)を発病し、次のいずれかに該当されたとき ・脳卒中により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、所定の後遺症が継続したとき ・脳卒中の治療を直接の目的とする所定の手術を受けられたとき		
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、次のいずれかに該当されたとき ・ 公的介護保険制度^⑦ による要介護認定を受け、 要介護2以上^⑧ に該当していると認定されたとき ・ 所定の要介護状態^⑨ に該当し、以後その要介護状態が180日継続したとき		
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、身体障害者福祉法に定める障がいの級別が1級、2級または3級の障がいに該当し、その障がいに対する身体障害者手帳が交付されたとき		

①所定の高度障がい状態
無配当外貨建終身保険
016(予定利率更改型)
普通保険約款の別表2
「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

②悪性新生物
総合障がい保障特約
016(外貨建)の別表1
「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

③急性心筋梗塞
⑥脳卒中
総合障がい保障特約
016(外貨建)の別表2
「対象となる急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

④労働制限を必要とする状態
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

⑤所定の手術
総合障がい保障特約
016(外貨建)の別表3
「対象となる手術」をご覧ください。

⑦公的介護保険制度
介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

⑧要介護2以上
総合障がい保障特約
016(外貨建)の別表6
「要介護2以上」をご覧ください。

⑨所定の要介護状態
後述の「ウ. 要介護状態」
をご覧ください。
詳細は、総合障がい保障
特約016(外貨建)の別
表7「要介護状態」を
ご覧ください。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に発生した 不慮の事故 ^⑩ を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に 所定の障がい状態 ^⑪ になられたとき	障がい保険金	障がい保険金受取人 (主契約の 高度障がい保険金 受取人)
死亡されたとき	死亡保険金	主契約の 死亡保険金受取人

●高度障がい保険金または障がい保険金をお支払いした場合、特約は消滅します。

⑩不慮の事故

無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

⑪所定の障がい状態

無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型)普通保険約款の別表3「対象となる障がい状態」をご覧ください。

⑫請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

⑬換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

ア. お支払い額

- お支払いする高度障がい保険金・障がい保険金・死亡保険金の額は、特約保険金額(この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)となります。
- 高度障がい保険金・障がい保険金・死亡保険金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。
- 円に換算してお支払いする場合、高度障がい保険金・障がい保険金・死亡保険金は**請求書類が当社に着いた日**^⑫の前日を**換算基準日**^⑬とする円換算レート(支払用)を適用します。

イ. 特約の保険期間および保険料払込期間

- 保険期間はご契約から終身となります。
- 保険料払込期間は主契約と同一となります。

ウ. 要介護状態

- 要介護状態とは、次の(a)または(b)のいずれかに該当する状態のことです。
 - 常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次の〈1〉～〈4〉のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
 - 衣服の着脱が自分ではできない
 - 入浴が自分ではできない
 - 食物の摂取が自分ではできない
 - 大小便の排せつ後の拭き取り始末が自分ではできない
 - 器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、かつ、他人の介護を要する状態(器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。)

ご 注 意

- 高度障がい保険金・障がい保険金・死亡保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- お支払いの対象となる手術は、治療を直接の目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設においてなされたものに限りです。
- 2つ以上の障がい（複数障がい）に該当したことによって身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったときは、障がい保険金をお支払いします。ただし、複数障がいのうち一部の障がいが免責事由に該当する場合や一部の障がいの直接の原因が責任開始時に発生していた場合で、その障がい以外の障がいと同法に定める1級、2級または3級の障がいに該当しないときは、障がい保険金をお支払いしません。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度および身体障害者福祉法の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

(3) 介護前払特約

《特約条項 → 172ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、主契約の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による介護前払保険金としてお支払いします。

支払事由	主契約の締結の際に定めた主契約の保険料払込期間の満了後 ^① に被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度 ^② の要介護4以上 ^③ に該当していると認定されていること
受取人	被保険者 ^④

①主契約の保険料払込期間の満了後
主契約の保険料払込期間の満了後であっても、未払込保険料があるときは、主契約の保険料払込期間が満了していないものとみなします。

②公的介護保険制度
介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

③要介護4以上
介護前払特約の別表2「要介護4以上」をご覧ください。

④被保険者
ご契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

⑤支払金額
書類到着日における指定保険金額に対応する主契約の責任準備金額を下回らないものとします。

⑥書類到着日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

⑦換算基準日
換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

⑧当社所定の利率
主契約の最低保証予定利率を用います。

⑨当社所定の期間
主契約の死亡保険金の前払となる期間相当をいい、書類到着日の被保険者年齢から当社所定の平均余命に達するまでの年月数となります。

ア. ご請求方法

- 介護前払保険金をご請求される場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

イ. ご請求額（指定保険金額）および支払金額^⑤

- ご請求額（指定保険金額）は、次の（a）主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、（b）同一被保険者について通算3,000万円以内とします。

（a）主契約の基本保険金額

- 書類到着日^⑥における主契約の基本保険金額となります。

（b）同一被保険者について、通算 3,000万円以内

- 書類到着日の前日を換算基準日^⑦とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額をもって判定します。

- 介護前払保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」}$$

「A」…介護前払保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）

「B」…主契約の死亡保険金の前払となる期間相当の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left(\text{「A」} \right) - \left(\text{「A」を書類到着日における当社所定の利率^⑧で} \right. \\ \left. \text{当社所定の期間^⑨割り戻して計算した現価} \right)$$

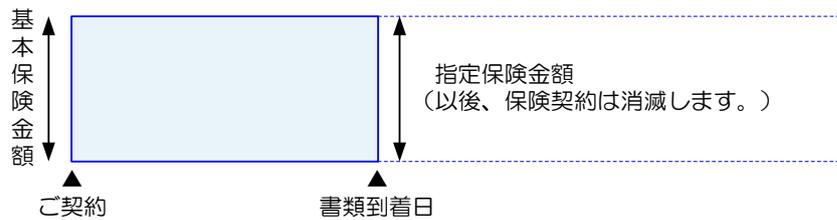
ウ. お支払いの限度

- 介護前払保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

エ. 介護前払保険金をお支払いした後のご契約

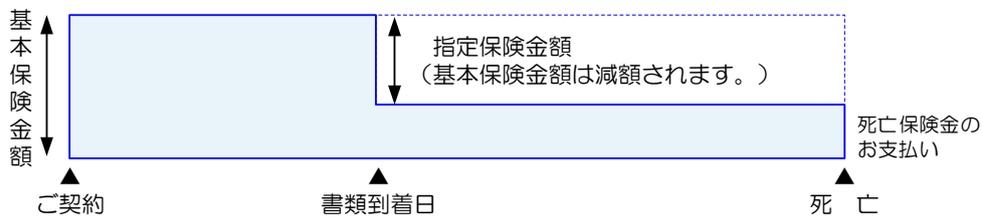
(a) ご請求額（指定保険金額）が主契約の基本保険金額と同額の場合

- ご契約は、書類到着日にさかのぼって消滅します。



(b) ご請求額（指定保険金額）が主契約の基本保険金額の一部の場合

- 主契約の基本保険金額は、書類到着日にさかのぼって指定保険金額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。その後、被保険者が死亡された場合、減額後の基本保険金額（責任準備金額が減額後の基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）を死亡保険金受取人にお支払いします。



こ 注 意

- 介護前払保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、介護前払保険金の支払金額からその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- 介護前払保険金をお支払いする前に主契約の保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金の請求を受けた場合には、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金をお支払いしません。
- 介護前払保険金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、書類到着日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）を適用します。
- 介護前払保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- 主契約が払済保険に変更された場合または保険料のお払い込みが免除された場合でも、主契約の締結の際に定めた主契約の保険料払込期間が満了するまでは、介護前払保険金をご請求いただけません。
- 主契約の保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金をお支払いしたときには、この特約は消滅します。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。
- 介護前払特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

(4) リビング・ニーズ特約

《特約条項 → 177ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、主契約および総合障がい保障特約016(外貨建)の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支払事由	被保険者の余命が6か月以内 ^① であると判断された場合
受取人	被保険者 ^②

ア. ご請求方法

- この特約による保険金をご請求される場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

イ. 総合障がい保障特約016(外貨建)が付加されていない場合のご請求額(指定保険金額)および支払金額

- 総合障がい保障特約016(外貨建)が付加されていない場合のご請求額(指定保険金額)は、次の(a)基本保険金額の範囲内、かつ、(b)保険種類に応じた金額の範囲内とします。

(a) 基本保険金額

- この特約による保険金の支払事由の発生日^③における主契約の基本保険金額となります。

(b) 保険種類に応じた金額

- 次の金額となります。ただし、ドリームクルーズワイドでは、次の〈1〉～〈3〉の判定にあたって、請求書類が当社に着いた日^④の前日を換算基準日^⑤とする円換算レート(支払用)で円に換算した金額を用います。

保険種類	
A	大樹セレクト、ドリームクルーズワイド、ベクトルX、ザ・ベクトル、大樹暖家族-R等当社の定める保険種類でリビング・ニーズ特約を付加されたご契約
B	A以外のご契約で、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約

- 〈1〉 同一被保険者について、Aのご契約のみの場合………通算 3,000万円以内
- 〈2〉 同一被保険者について、Bのご契約のみの場合………通算 1,000万円以内
- 〈3〉 同一被保険者について、AおよびBの双方のご契約がある場合
…………… AおよびBのご請求額のそれぞれの合計額について、
〈1〉 および 〈2〉 の範囲内、かつ、通算 3,000万円以内

①余命が6か月以内
一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

②被保険者
ご契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

③支払事由の発生日
被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。

④請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

⑤換算基準日
換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

(例) 保険種類に応じた金額の例

- Aより 3,000万円請求された場合…Bは請求できません。
- Aより 2,500万円請求された場合…Bの請求限度額は 500万円
- Aより 2,000万円請求された場合…Bの請求限度額は 1,000万円
- Aより 1,000万円請求された場合…Bの請求限度額は 1,000万円

⑥当社所定の利率

支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のうち、保険料払込期間に含まれる期間については主契約の契約時予定利率を、保険料払込期間の満了後に含まれる期間については主契約の最低保証予定利率を用います。

●この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」} - \text{「C」}$$

「A」…この特約による保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）に基づいて、次の式で計算した金額。ただし、換算基準日の円換算レート（支払用）で円に換算した金額が、前述の〈1〉～〈3〉の金額以内であることが必要です。

$$\frac{\text{この特約による保険金の支払事由の発生日の主契約の基本保険金額}(\ast 1)}{\text{主契約の基本保険金額}} \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

※1 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\left[\frac{\text{この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額}}{\text{主契約の基本保険金額}} \right] \times 1.01$$

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left[\text{「A」} \right] - \left[\text{「A」を当社所定の利率}^{\textcircled{6}} \text{で6か月間割り戻して計算した現価} \right]$$

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

ウ. 総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されている場合のご請求額（指定保険金額）および支払金額

- 総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されている場合のご請求額（指定保険金額）は、次の（a）合計保険金額の範囲内、かつ、（b）保険種類に応じた金額の範囲内とします。

（a）合計保険金額

- この特約による保険金の支払事由の発生日における主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額となります。

（b）保険種類に応じた金額

- 次の金額となります。ただし、ドリームクルーズワイドでは、次の〈1〉～〈3〉の判定にあたって、請求書類が当社に着いた日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額を用います。

保険種類	
A	大樹セレクト、ドリームクルーズワイド、ベクトルX、ザ・ベクトル、大樹暖家族-R等当社の定める保険種類でリビング・ニーズ特約を付加されたご契約
B	A以外のご契約で、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約

- 〈1〉 同一被保険者について、Aのご契約のみの場合……通算 3,000万円以内
- 〈2〉 同一被保険者について、Bのご契約のみの場合……通算 1,000万円以内
- 〈3〉 同一被保険者について、AおよびBの双方のご契約がある場合
…… AおよびBのご請求額のそれぞれの合計額について、
〈1〉 および 〈2〉 の範囲内、かつ、通算 3,000万円以内

（例）保険種類に応じた金額の例

- Aより 3,000万円請求された場合… Bは請求できません。
- Aより 2,500万円請求された場合… Bの請求限度額は 500万円
- Aより 2,000万円請求された場合… Bの請求限度額は 1,000万円
- Aより 1,000万円請求された場合… Bの請求限度額は 1,000万円

- この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」} - \text{「C」}$$

「A」…この特約による保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）に基づいて、次の式で計算した金額。ただし、換算基準日の円換算レート（支払用）で円に換算した金額が、前述の〈1〉～〈3〉の金額以内であることが必要です。

$$\left(\begin{array}{l} \text{この特約による保険金の} \\ \text{支払事由の発生日の主契} \\ \text{約の基本保険金額（※1）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{この特約による保険金の} \\ \text{支払事由の発生日の総合} \\ \text{障がい保障特約016（外} \\ \text{貨建）の特約保険金額} \\ \text{（※2）} \end{array} \right) \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$$

- ※1 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{この特約による保険金の支払事由の発生日において} \\ \text{計算した6か月後の主契約の責任準備金額} \end{array} \right) \times 1.01$$

- ※2 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障がい保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した} \\ \text{6か月後の総合障がい保障特約016（外貨建）の責任準備金額} \end{array} \right) \times 1.01$$

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left(\text{「A」} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{「A」を当社所定の利率で} \\ \text{6か月間割り戻して計算した現価} \end{array} \right)$$

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

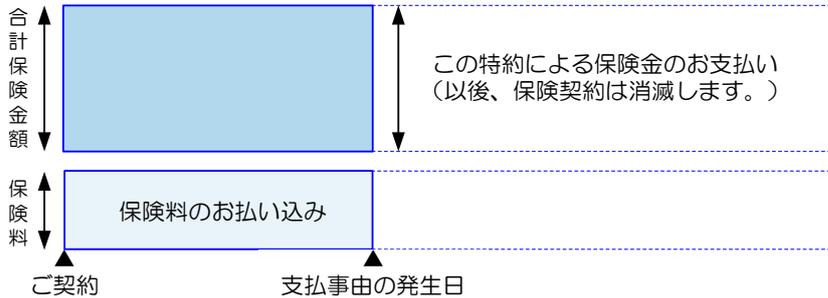
エ. お支払いの限度

- この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

オ. この特約による保険金をお支払いした後のご契約

(a) ご請求額（指定保険金額）が合計保険金額と同額の場合

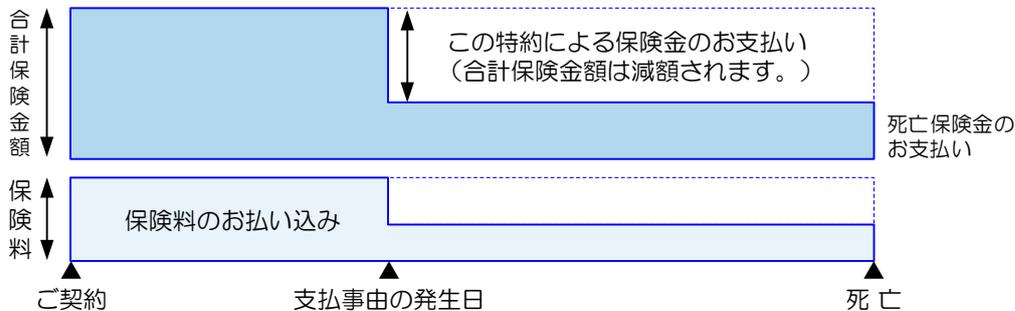
- ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。



(b) ご請求額（指定保険金額）が合計保険金額の一部の場合

- 主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額は、それぞれに $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ を乗じて得た金額がこの特約による保険金の支払事由の発生日に

さかのぼって減額されるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の主契約の基本保険金額（責任準備金額が減額後の主契約の基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額（責任準備金額が減額後の総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）を死亡保険金受取人にお支払いします。



カ. 条件付保険特約が付加された場合のお取り扱い

- 主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）に条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。ただし、「A」の金額が指定保険金額に対応する責任準備金額を下回る際には、その対応する責任準備金額から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。

$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」} - \text{「C」}$
--

「A」…次の式で計算した金額

$$\left(\begin{array}{l} \text{前述「イ. 総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されていない場合のご請求額（指定保険金額）および支払金額} \\ \text{「A」の金額} \\ \text{または} \\ \text{前述「ウ. 総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されている場合のご請求額（指定保険金額）および支払金額} \\ \text{「A」の金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約に定める所定の割合} \end{array} \right)$$

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left(\begin{array}{l} \text{「A」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{「A」を当社所定の利率で} \\ \text{6か月間割り戻して計算した現価} \end{array} \right)$$

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

ご 注 意

- この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。
- 保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額からその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- この特約による保険金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、請求書類が当社に着いた日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）を適用します。
- この特約による保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- リビング・ニーズ特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

(5) 年金支払特約

《特約条項 → 185ページ》

この特約は、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の**保険金**^①が支払われる際、保険金を円建の年金によってお支払いする特約です。

- 年金の種類は確定年金で、この特約を付加する際は、年金支払期間10年を選択していただきます。
- ご契約者は保険金の支払事由発生日の前日まで、また、**年金受取人**^②は保険金の支払事由発生の際に、年金支払期間を次のいずれかに変更することができます。

☆確定年金（年金支払期間：5年、10年、15年、20年、25年、30年）

- 年金の第1回年金支払日は、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の保険金の支払事由発生日とします。第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年の応当日とします。
- この特約による年金（円）は、毎年1回、年金支払日に年金受取人にお支払いします。ただし、年金受取人が、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の保険金の支払事由発生日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたときは、残存年金支払期間中の**未払年金の現価**^③（円）を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

ア. 年金額

- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お支払いする年金額は、年金原資額（円）をもとに、第1回目の年金の**請求書類が当社に着いた日**^④における当社所定の基礎率等（予定利率等）に基づいて計算され算出されます。
- 年金原資額は、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の**保険金額**^⑤の全部を、第1回目の年金の請求書類が当社に着いた日の前日を**換算基準日**^⑥とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額となります。
- 年金は円建で、お支払い額は一定です。また、年金開始後は予定利率が更改されず、年金支払期間満了まで一定となります。
- 年金額が最低年金額10万円を下回る場合には、この特約が付加されなかったものとして取り扱い、保険金をお支払いしてご契約は消滅します。

イ. その他のお取り扱い

- 年金受取人は、第1回年金支払日以後、未払年金の現価（円）の一括前払を請求することができます。この場合、年金の一括前払が行われた時にこの特約は消滅します。
- 年金受取人は、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の保険金の支払事由発生の際、この特約を解約することができます。この場合、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の保険金をお支払いします。
- 次の保険金については、年金支払特約の対象とはなりません。
 - (a) 総合障がい保障特約016（外貨建）の障がい保険金
 - (b) 介護前払保険金
 - (c) リビング・ニーズ特約による保険金

ご 注 意

- 年金支払特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されません。

① 保険金

死亡保険金または高度障がい保険金のことをいい、障がい保険金を除きます。

② 年金受取人

年金受取人は、保険金受取人となります。

③ 未払年金の現価

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない将来の年金を支払うために必要な現在の金額（未払いの将来の年金額を当社所定の利率で割り引いて計算します。）をいいます。

④ 請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

⑤ 保険金額

未払込保険料額、貸付金の元利合計額がある場合は、これらを差し引き、前納された保険料の残額がある場合は、この金額を加えます。

⑥ 換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

(6) 年金払移行特約

《特約条項 → 191ページ》

契約日からその日を含めて10年を経過した後、年金払移行特約を付加することによって、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の解約返戻金などを原資とした円建の年金に移行することができます。

- 年金の種類は確定年金で、年金支払期間は次の中から当社所定の範囲内で選択していただきます。

☆確定年金（年金支払期間：5年、10年、15年、20年、25年、30年）

- 年金開始日は、年金払への移行のお申し出があった日以降の年単位の契約応当日のうち当社の定める範囲内の日とします。第2回以後の年金支払日は、年金開始日の毎年の応当日とします。
- この特約による年金（円）は次のとおりお支払いします。

支払事由		支払金額	受取人
確定年金	年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されているとき	年金額 ^①	年金受取人 ^②
	年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に被保険者が死亡されたとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価 ^③	

ア. 年金額

- 将来お支払いする年金額は、年金原資額（円）をもとに、年金開始日における基礎率等（予定利率等）に基づいて計算され算出されます。
- 年金原資額は、解約返戻金額^④を、年金開始日の前日を換算基準日^⑤とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額となります。
- 年金は円建で、お支払い額は一定です。また、年金開始後は予定利率が更改されず、年金支払期間満了まで一定となります。
- 基本年金額が最低年金額10万円を下回る場合には、年金払移行特約は締結されなかったものとして取り扱います。

イ. その他のお取り扱い

- 基本年金額を減額することはできません。
- この特約を解約することはできません。ただし、未払年金の現価（円）の一括前払を請求することができます。この場合、年金の一括前払が行われた時にこの特約は消滅します。

①年金額

基本年金額と同じ金額となります。

②年金受取人

年金受取人は、ご契約者とします。ただし、ご契約者が被保険者または死亡保険金受取人を指定した場合はその指定された方とします。

③未払年金の現価

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない将来の年金を支払うために必要な現在の金額（未払いの将来の年金額を当社所定の利率で割り引いて計算します。）をいいます。

④解約返戻金額

未払込保険料額、貸付金の元利合計額がある場合は、これらを差し引き、前納された保険料の残額がある場合は、この金額を加えます。

⑤換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

ご 注 意

- 低解約返戻金特則を付加したご契約を低解約返戻金期間中に円建の年金に移行する場合、年金原資額は、低解約返戻金特則を付加していない場合と比べて少なくなります。
- 具体的なお取り扱いは実際にお手続きいただく時点での当社基準によりますので、詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。
- 年金払移行特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

(7) 保険料払込免除特約016(外貨建保険用)

《特約条項 → 198ページ》

ご契約にこの特約を付加された場合、被保険者が次の**保険料払込免除の事由**^①に該当されたときは、その後の保険料のお払い込みを免除します。

保険料払込免除の事由	責任開始時以後に 悪性新生物 ^② （ガン）と責任開始時前を含めて初めて診断確定されたとき ただし、次のものを除きます。 ・上皮内ガン、非浸潤ガン、大腸粘膜内ガン等 ・悪性黒色腫を除く皮膚ガン ・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物
	責任開始時以後に 急性心筋梗塞 ^③ （狭心症などは除く。）を発病し、次のいずれかに該当されたとき ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、 労働制限を必要とする状態 ^④ が継続したとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする 所定の手術 ^⑤ を受けられたとき
	責任開始時以後に 脳卒中 ^⑥ （くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）を発病し、次のいずれかに該当されたとき ・脳卒中により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、所定の後遺症が継続したとき ・脳卒中の治療を直接の目的とする所定の手術を受けられたとき
	責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、次のいずれかに該当されたとき ・ 公的介護保険制度 ^⑦ による要介護認定を受け、 要介護2以上 ^⑧ に該当していると認定されたとき ・ 所定の要介護状態 ^⑨ に該当し、以後その要介護状態が180日継続したとき
	責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、身体障害者福祉法に定める障がいの級別が1級、2級または3級の障がいに該当し、その障がいに対する身体障害者手帳が交付されたとき

① 保険料払込免除の事由

不慮の事故により所定の障がい状態になられたときの主契約の保険料のお払い込み免除については、「Ⅲ.1 無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）」をご覧ください。

② 悪性新生物

保険料払込免除特約016（外貨建保険用）の別表1「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

③ 急性心筋梗塞

⑥ 脳卒中

保険料払込免除特約016（外貨建保険用）の別表2「対象となる急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

④ 労働制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

⑤ 所定の手術

保険料払込免除特約016（外貨建保険用）の別表3「対象となる手術」をご覧ください。

⑦ 公的介護保険制度

介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

⑧ 要介護2以上

保険料払込免除特約016（外貨建保険用）の別表6「要介護2以上」をご覧ください。

⑨ 所定の要介護状態

後述の「ア. 要介護状態」をご覧ください。詳細は、保険料払込免除特約016（外貨建保険用）の別表7「要介護状態」をご覧ください。

ア. 要介護状態

● 要介護状態とは、次の (a) または (b) のいずれかに該当する状態のことです。

- (a) 常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次の〈1〉～〈4〉のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- 〈1〉 衣服の着脱が自分ではできない
 - 〈2〉 入浴が自分ではできない
 - 〈3〉 食物の摂取が自分ではできない
 - 〈4〉 大小便の排せつ後の拭き取り始末が自分ではできない
- (b) 器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、かつ、他人の介護を要する状態（器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。）

ご 注 意

- 保険料のお払い込み免除の対象となる手術は、治療を直接の目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設においてなされたものに限りま
- 2つ以上の障がい（複数障がい）に該当したことによって身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったときは、保険料払込免除のお取り扱いをします。ただし、複数障がいのうち一部の障がいが免責事由に該当する場合や一部の障がいの直接の原因が責任開始時前に発生していた場合で、その障がい以外の障がいと同法に定める1級、2級または3級の障がいに該当しないときは、保険料払込免除のお取り扱いをしません。
- この特約による保険料払込免除にかかわる公的介護保険制度および身体障害者福祉法の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料払込免除の事由を変更することがあります。

(8) 指定代理請求特約

《特約条項 → 212ページ》

この特約を付加されますと、保険金等の受取人である被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

(例) 被保険者が自らご請求いただけない事情

- 被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- 被保険者が傷病名（ガン等の当社が認める傷病名の場合）を告知されていないとき
- 被保険者が余命6か月以内と知らされていないとき など

①直系血族

②3親等内の親族
次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

③次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

④財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

ア. 対象となる保険金等

●指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

〈1〉被保険者が受取人となる次の保険金

- ◆ 高度障がい保険金
- ◆ 障がい保険金
- ◆ 介護前払保険金
- ◆ リビング・ニーズ特約による保険金

〈2〉被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

- ◆ 年金支払特約による年金
- ◆ 年金払移行特約による年金

〈3〉被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

●すえ置かれている保険金等のご請求の対象にはなりません。

イ. 指定代理請求人の範囲

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。

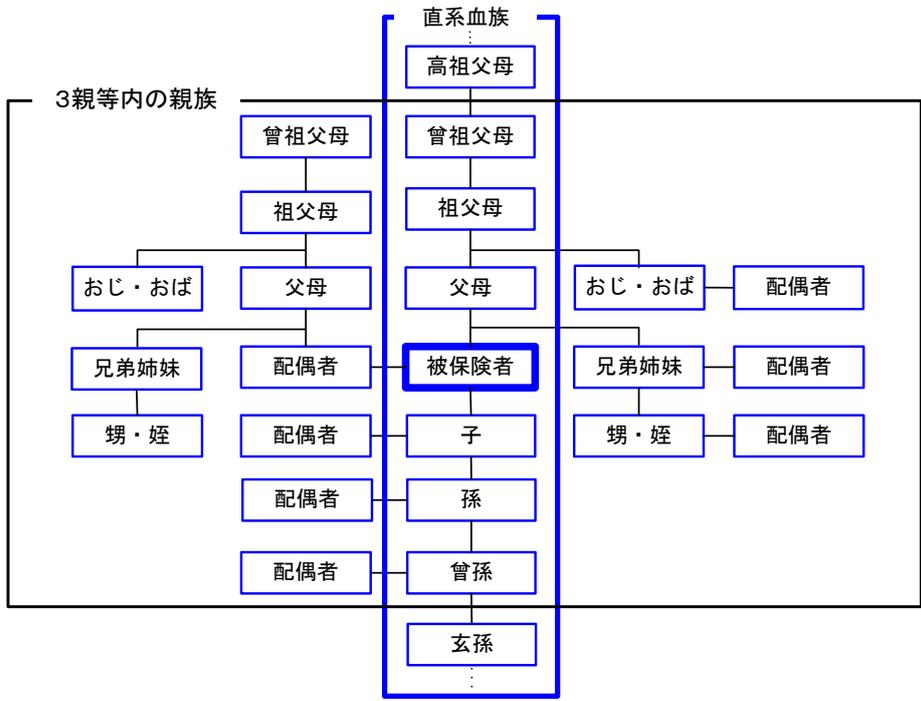
〈指定代理請求人の範囲〉

- 〈1〉被保険者の戸籍上の配偶者
- 〈2〉被保険者の直系血族^①（子、孫、父母、祖父母など）
- 〈3〉被保険者の3親等内の親族^②（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など）

上記のほか、次の範囲内の方^③で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方

- 〈4〉被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- 〈5〉被保険者の財産管理を行っている方^④
- 〈6〉死亡保険金受取人
- 〈7〉その他上記〈4〉または〈5〉と同等の関係にある方

●指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、上記の範囲内であることが必要です。



⑤死亡保険金受取人が指定代理請求人として
 次の場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。
 ・年金支払特約により年金の支払が開始した場合
 ・年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、**死亡保険金受取人が指定代理請求人として⑤**保険金等をご請求いただけます。

ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。
 - ・被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ・指定代理請求人が前頁イ. の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ・その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、特約が消滅し保険料が少なくなる、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内、ガンであること等）をお知りになることがあります。
- 介護前払特約およびリビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

エ. ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合

- 代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。この場合には、法人の代表者からご請求いただきます。被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの保険金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、保険金等のご請求はできません。

ご 注 意

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
 - ・死亡されたとき
 - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - ・被保険者の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき など
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理でご請求いただける方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社にご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として保険金等をご請求いただけません。
- 指定代理請求特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

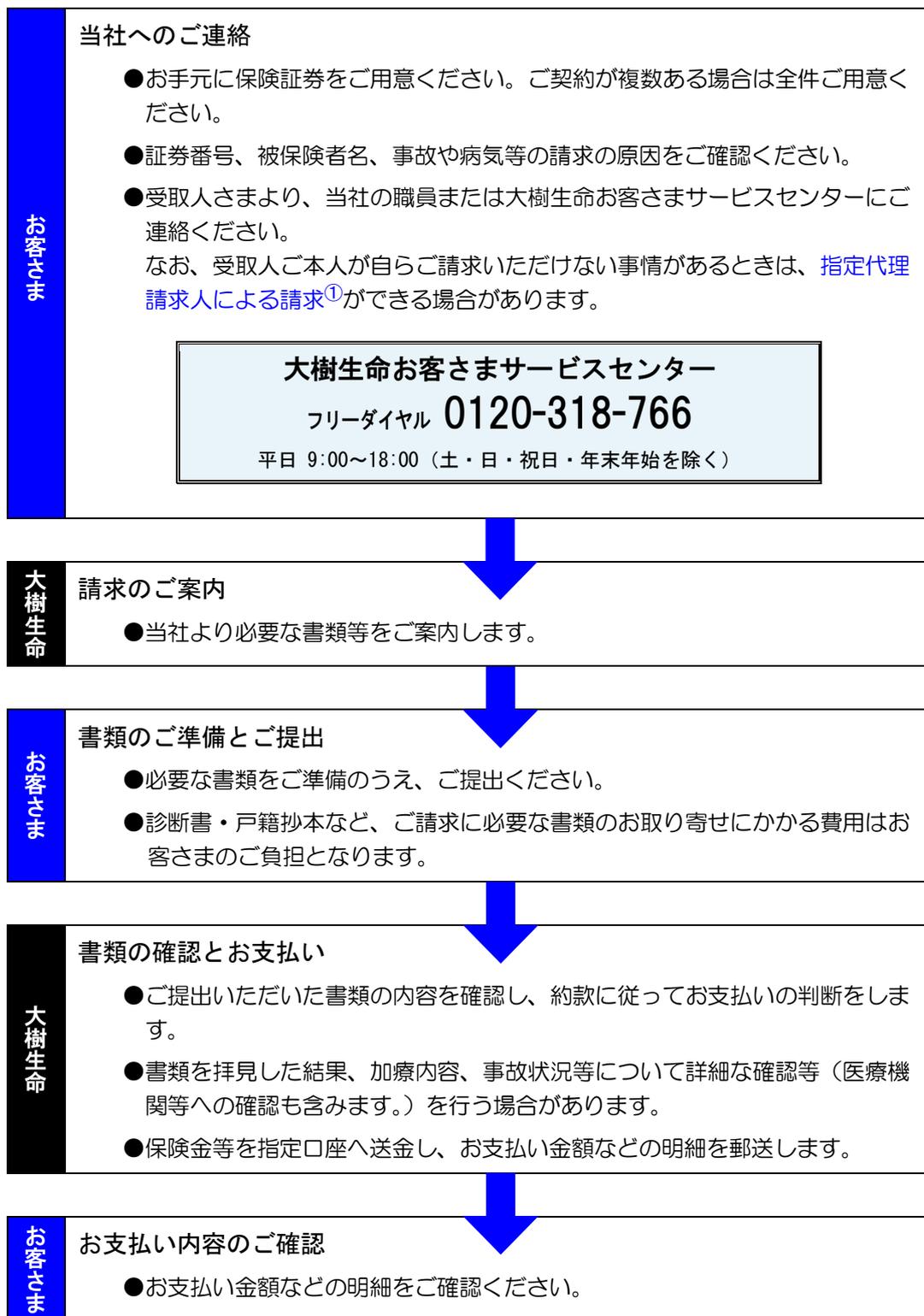
IV. 保険金等のお支払いについて

①指定代理請求人による請求

「III.2(8) 指定代理請求特約」をご覧ください。

1 保険金等の請求方法について

保険金等のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。



2 保険金等のお支払い期限について

①請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

- 保険金等のご請求があった場合、請求書類が当社に着いた日^①の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするために以下の確認・照会・調査が必要な場合は、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めてそれぞれに定めるお支払い期限までに保険金等をお支払いします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
〈1〉	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合 	45日
〈2〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 	60日
〈3〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ご契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 ・災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合 	180日

ご 注 意

- 保険金等をお支払いするための上記〈1〉～〈3〉の確認等にあって、ご契約者・被保険者・保険金受取人・代理人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときには、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

3 保険金などをお支払いできない場合について

死亡保険金、高度障がい保険金等の支払事由が生じても、次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

(a) 免責事由^①に該当した場合

- ・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・ご契約者の故意によるとき
- ・死亡保険金受取人の故意によるとき 等

(b) 重大事由による解除の場合

- ・次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
 - 〈1〉ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - 〈2〉保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - 〈3〉ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③があると認められるとき
 - 〈4〉上記〈1〉～〈3〉のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記〈1〉～〈3〉と同等の重大な事由があるとき

(c) 告知義務違反による解除の場合

- ・お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

(d) 第1回保険料のお払い込みがなかったことによる解除の場合

- ・第1回保険料が猶予期間^④満了の日までに払い込まれなかったため、ご契約が解除されたとき

(e) ご契約の失効^⑤の場合

- ・保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約が効力を失ったとき

(f) 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- ・詐欺によってご契約が締結または復活されたことにより、ご契約が取り消されたとき
- ・保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもってご契約が締結または復活されたことにより、ご契約が無効とされたとき

①免責事由

後述の「ア.免責事由」をご覧ください。

②反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

④猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

⑤失効

「V.3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について」、「V.6 保険料のお払い込みが困難になられたとき」および「VI.1 ご契約者貸付について」をご覧ください。

ご 注 意

- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前頁（b）の〈1〉～〈4〉に定める事由の発生時以後に保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じたときは、保険金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除を行いません（〈3〉の事由にのみ該当した場合で、〈3〉に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、〈3〉に該当した受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。）。すでに保険金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求し、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときには、その保険料のお払い込みがなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生していても、保険金等をお支払いすることまたは保険料のお払い込みを免除することはできません。
- 責任開始時（復活が行われたときはその責任開始時）前に生じた傷害・疾病を原因として責任開始時以後に所定の高度障がい状態・障がい状態に該当した場合等は、保険金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除をできないことがあります。ただし、次のような場合には、責任開始時に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
 - ・責任開始時に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
 - ・責任開始時に生じた原因について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚されていなかった場合
- 詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金等の不法取得目的によりご契約が無効とされた場合、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。

ア. 免責事由

保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が生じても、次の免責事由に該当した場合には、保険金のお支払いまたは保険料のお払い込み免除はできません。

給付の種類	免責事由
死亡保険金	次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき (1) 責任開始の日からその日を含めて <u>3年以内</u> の被保険者の自殺 (2) ご契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障がい保険金	次のいずれかによって、被保険者が所定の高度障がい状態になられたとき (1) ご契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
保険料払込免除	(障がい状態による場合) 次のいずれかによって、被保険者が所定の障がい状態になられたとき (1) ご契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障がいを原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱 (保険料払込免除特約O16（外貨建保険用）による場合) 次のいずれかによって、保険料払込免除の事由が生じたとき (1) ご契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の薬物依存 (6) 戦争その他の変乱

給付の種類	免責事由
障がい保険金	<p>次のいずれかによって、支払事由が生じたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 被保険者の薬物依存 〈6〉 戦争その他の変乱 <p>ただし、不慮の事故による所定の障がい状態により支払事由に該当した場合の免責事由は、以下のとおりとなります。</p> <p>次のいずれかによって、支払事由が生じたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の犯罪行為 〈4〉 被保険者の精神障がいを原因とする事故 〈5〉 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 〈6〉 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 〈7〉 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 〈8〉 地震、噴火または津波 〈9〉 戦争その他の変乱
介護前払保険金	<p>次のいずれかによって、支払事由が生じたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 被保険者の薬物依存 〈6〉 戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約による保険金	<p>次のいずれかによって、支払事由が生じたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 〈1〉 ご契約者の故意 〈2〉 被保険者の故意 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 戦争その他の変乱

ご 注 意

- 精神病等による自殺については、保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金の全額またはその一部をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。

4 <参考> 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例

①情報端末等のお手続き（告知）画面
書面により告知される場合は、「お手続き（告知）画面」を「告知書」に読み替えます。

（注）保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってお取り扱いに違いが生じることがあります。

事例1 ご契約時に正しい告知をしていただけなかった場合 （告知義務違反による解除）

○ お支払いできる場合の例

●ご契約加入前の「高血圧」での通院について、正しく告知のうえ加入され、ご加入1年後に「高血圧」とは因果関係のない「胃ガン」で死亡された場合
⇒ご契約にあたって告知義務違反がなく、死亡保険金をお支払いします。

× お支払いできない場合の例

●ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、正しく告知せず加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合
⇒ご契約は告知義務違反により解除されるため、死亡保険金をお支払いできません。

解 説

- 上記例では、「死亡保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 生命保険契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について、[情報端末等のお手続き（告知）画面](#)^①でおたずねする事項を正確に告知していただく必要があります（告知義務）。
- おたずねする事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合（告知義務違反）には、ご契約（特約）の責任開始の日（復活されている場合は復活日）から2年以内であれば、ご契約（特約）が解除となることや、保険金をお支払いできないことがあります。なお、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に保険金の支払事由が発生しているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金が支払われない場合を含みます。）は、同様にご契約（特約）が解除となることや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約（特約）を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実に基づかないときには、保険金をお支払いします。

事例2 当社が保障の責任を開始する前に生じた事故や発病した病気の場合(約款所定の支払事由に該当しないとき)

○ お支払いできる場合の例

- ご契約加入後に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障がい状態になられた場合

× お支払いできない場合の例

- ご契約加入前に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障がい状態になられた場合

解 説

- 上記例では、「高度障がい保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 高度障がい保険金等は、ご契約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害や発病した疾病を原因とする場合には、高度障がい保険金等をお支払いできません。ただし、次のような場合には、責任開始時前に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
 - ・責任開始時前に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
 - ・責任開始時前に生じた原因について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚されていなかった場合

事例3 約款所定の高度障がい状態に該当しない場合 (約款所定の支払事由に該当しないとき)

○ お支払いできる場合の例

- ご契約加入後に発病した「^{せきずい}脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合

× お支払いできない場合の例

- 「^{こうそく}脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

解 説

- 上記例では、「高度障がい保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 高度障がい保険金は、約款所定の高度障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の高度障がい状態に該当しない場合、または、約款所定の高度障がい状態に該当しても回復の見込みがある場合にはお支払いできません。
- 高度障がい保険金のお支払いの対象となる約款所定の高度障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なります。

事例4 免責事由②(約款であらかじめ定めたお支払いできない事由)に該当する場合

②免責事由
「IV.3 ア.免責事由」を
ご覧ください。

○ お支払いできる場合の例	× お支払いできない場合の例
●被保険者が交通事故で死亡された場合	●被保険者が責任開始の日から3年以内に自殺された場合

解 説
<ul style="list-style-type: none">●上記例では「死亡保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。●約款で保険金をお支払いできない場合(免責事由)を定めておりますので、そのいずれかに該当する場合には、保険金はお支払いできません。●代表的なお支払いできない事由は次のとおりです。<ul style="list-style-type: none">・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺(死亡保険金)・ご契約者の故意による場合(死亡保険金等)・死亡保険金受取人の故意による場合(死亡保険金)

事例5 約款所定の身体の障がいに該当しない場合 (約款所定の支払事由に該当しないとき)

○ お支払いできる場合の例

- 責任開始時以後に発生した交通事故によるケガによって身体障害者福祉法に定める4級の下肢の障がいに該当し、4級の身体障害者手帳が交付された後に発病した疾病によって、同法に定める4級の腎臓機能障がいに該当し、3級の身体障害者手帳が交付された場合

× お支払いできない場合の例

- 責任開始時前に発生した交通事故によるケガによって身体障害者福祉法に定める4級の下肢の障がいに該当し、4級の身体障害者手帳が交付された後、責任開始時以後に発病した疾病によって、同法に定める4級の腎臓機能障がいに該当し、3級の身体障害者手帳が交付された場合

解 説

- 上記例では、「障がい保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 2つ以上の障がい（複数障がい）に該当したことによって身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったときは、障がい保険金のお支払いの対象となります。
- ただし、複数障がいのうち一部の障がいが免責事由に該当する場合や一部の障がいの直接の原因が責任開始時前に発生していた場合で、その障がい以外の障がいと同法に定める1級、2級または3級の障がいに該当しないときは、障がい保険金のお支払いの対象となりません。

事例6 約款所定の悪性新生物(ガン)に該当しない場合 (約款所定の支払事由に該当しないとき)

○ お支払いできる場合の例

- 子宮頸^{けい}ガンの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「浸潤ガン(上皮内ガン以外のガン)」であった場合

× お支払いできない場合の例

- 子宮頸^{けい}ガンの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内ガン」であった場合

解 説

- 上記例では、「障がい保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 障がい保険金は、保険期間中に約款所定の悪性新生物(ガン)に責任開始時前を含めて初めてかかれたときにお支払いします。ただし、次のものを除きます。
 - ・上皮内ガン、非浸潤^{ひしんじゆん}ガン、大腸粘膜内ガン等
 - ・悪性黒色腫を除く皮膚^{こくしよくしゆ}ガン
 - ・責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物

V. 保険料について

1 保険料のお払い込み方法について

ア. お払い込み方法

- 保険料のお払い込み方法（経路）は、口座振替扱になります。口座振替扱は、当社が提携している金融機関等でご契約者が指定した口座から、自動的にお払い込みいただく方法です。なお、振り替えられた保険料についての保険料領収証は、発行しません。
- 保険料のお払い込み方法（回数）には、次のような方法があります。

回数	内容
月払	毎月保険料をお払い込みいただく方法です。
半年払	半年に1回、半年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
年払	年に1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

イ. 円に換算したお払い込み金額

- この保険には円換算払込特約が付加されますので、保険料は当社所定の円換算レート（払込用）で換算した額を円でお払い込みいただきます。
- 円に換算してお払い込みいただく保険料額は、円換算レート（払込用）の変動の影響を受けるため、お払い込み時の円換算レート（払込用）により、お払い込みのたびに増減します。
- 第2回以後の保険料を円に換算する換算基準日^①は、当社が受け取った日（振替日）を含む月の前月末日です。
- 円に換算した第2回以後の保険料額の通知をご希望の場合は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにお申し出ください。また、保険料を円に換算する際に適用される円換算レート（払込用）は、大樹生命お客さまサービスセンター、または当社ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）でご確認いただけます。
- 第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合には、その旨をご契約者に通知^②して、次のように取り扱います。
 - ・ 月払契約においては、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - ・ 年払契約および半年払契約においては、払込期月^③の翌月中の振替日に応ずる日に再度口座振替を行います。

この場合の保険料を円に換算する換算基準日は、2か月分の保険料の口座振替を行う日または再度口座振替を行う日を含む月の前月末日とします。

ご 注 意

- 保険料は払込期月中に、当社へお払い込みください。

①換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

②通知

「V.3 イ.第2回以後の保険料のお払い込みがない場合（ご契約の失効）」に記載の「保険料のお払い込み案内の通知」をいいます。

③払込期月

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

2 保険料の払込期月・猶予期間について

①払込期月の翌月初日から末日まで
猶予期間の末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了の日となります。

ア. 払込期月と猶予期間

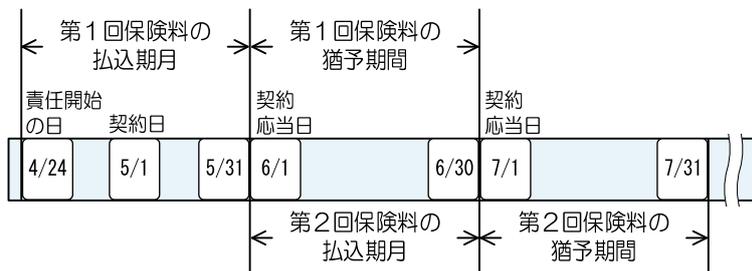
- 保険料は下表の払込期月中にお払い込みください。

保険料	払込期月
第1回保険料	責任開始の日から責任開始の日を含む月の翌月末日まで
第2回以後の保険料	契約応当日（保険料月払のご契約は月単位、保険料半年払のご契約は半年単位、保険料年払のご契約は年単位の契約応当日）を含む月の初日から末日まで

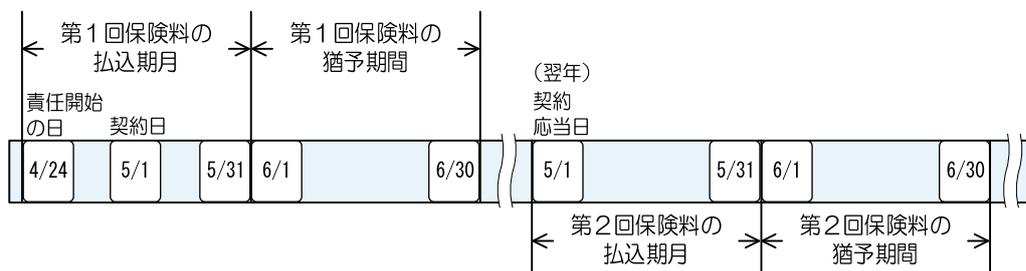
- 払込期月中に保険料のお払い込みのご都合がつかない場合、下表の猶予期間中にお払い込みください。

保険料	猶予期間
第1回保険料	払込期月の翌月初日から末日まで ^①
第2回以後の保険料	

(例) 口座振替扱・月払のご契約の場合



(例) 口座振替扱・年払のご契約の場合



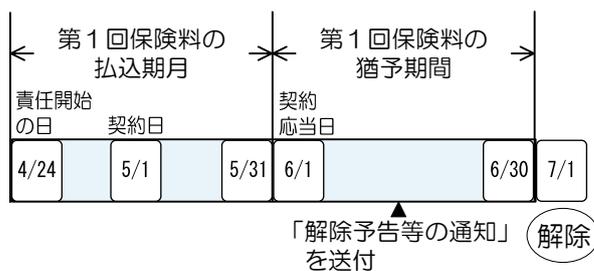
3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について

払込期月^①中または猶予期間^②中に保険料のお払い込みがない場合、次のとおりお取り扱いします。

ア. 第1回保険料のお払い込みがない場合（ご契約の解除）

- 払込期月中に第1回保険料のお払い込みがない場合、次の点についてご契約者に通知（「解除予告等の通知」といいます。）します。
 - ・ 猶予期間中に第1回保険料をお払い込みいただきたいこと
 - ・ 猶予期間中に第1回保険料のお払い込みがない場合、**猶予期間満了の日^③**の翌日にご契約を解除すること
- 猶予期間中に第1回保険料のお払い込みがない場合、猶予期間満了の日の翌日に、ご契約を解除します。その場合、保険金などのお支払いができなくなります。

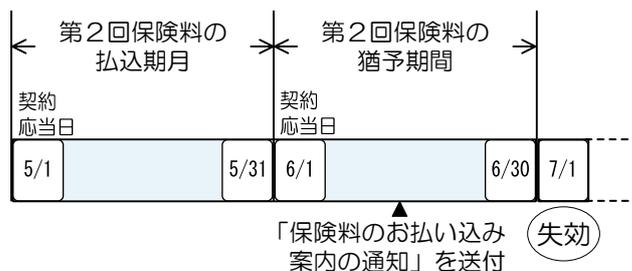
（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



イ. 第2回以後の保険料のお払い込みがない場合（ご契約の失効）

- 払込期月中に第2回以後の保険料のお払い込みがない場合、猶予期間中に第2回以後の保険料をお払い込みいただきたい旨をご契約者に通知（「保険料のお払い込み案内の通知」といいます。）します。
- 猶予期間中に第2回以後の保険料のお払い込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から**失効^④**し、保険金などのお支払いができなくなります。

（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



①払込期月

②猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

③猶予期間満了の日

猶予期間の末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了の日となります。

④失効

猶予期間満了の日に保険料の自動貸付が行われる場合、ご契約は失効しません。保険料の自動貸付については、「V.6 ア.(a)保険料の自動貸付（保険料のお立て替え）」をご覧ください。

ウ. ご契約の復活

- 前頁イ. でご契約が失効した場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内^⑤であれば、当社の定めるお手続きをお取りいただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
- 上記の場合、あらためて告知していただくか診査を受けていただきます。また、責任開始にあたっては延滞保険料のお払い込みが必要となります。

⑤3年以内

条件付保険特約が付加されている場合等、ご契約の内容によっては、復活を請求することができる期間が短くなる場合があります。

ご 注 意

- 前頁ア. で、第1回保険料のお払い込みがなく猶予期間満了の日の翌日にご契約が解除された場合、ご契約を元に戻すことはできません。また、ご契約の解除に伴う払いもどし金はありません。

4 保険料の高額割引について

- 指定通貨が米ドルの場合は、主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額が25万米ドル以上のときに高額割引保険料率が適用され、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の保険料が割り引かれます。同様に、30万米ドル以上、50万米ドル以上、100万米ドル以上のときには保険料がさらに割り引かれます。
- 指定通貨が豪ドルの場合は、主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額が25万豪ドル以上のときに高額割引保険料率が適用され、主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の保険料が割り引かれます。同様に、30万豪ドル以上、50万豪ドル以上、100万豪ドル以上のときには保険料がさらに割り引かれます。

ご 注 意

●次のような事由で主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額が上記金額未満に変更された場合には、変更後の主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額に応じて、適用される保険料率が変更されることがあります。

- ・主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の減額
- ・障がい保険金またはリビング・ニーズ特約による保険金のお支払い 等

5 まとまった資金のご活用について

ア. 保険料の前納

- 当社所定の範囲内で将来の保険料を一括してお払い込みいただきますと、**当社所定の利率（前納保険料の割引利率）**^①で保険料を割り引きます。
- 保険料を前納されるときは、前納される保険料を当社が受け取った日の前日を**換算基準日**^②とする円換算レート（払込用）で円に換算した金額をお払い込みいただきます。円でお払い込みいただいた金額は一括して指定通貨に換算したうえで、**当社所定の利率（前納保険料の積立利率）**^③で計算した利息を付けて積み立てられ、**払込期月**^④ごとに保険料に充当されます。
- ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、前納された保険料の残額（未経過保険料）があれば払いもどします（前納期間途中でのお申し出による未経過保険料の払いもどしはいたしません。）。前納された保険料の残額（未経過保険料）は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、前納された保険料の残額（未経過保険料）は**請求書類が当社に着いた日**^⑤の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）を適用します。

①当社所定の利率（前納保険料の割引利率）

③当社所定の利率（前納保険料の積立利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

②換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

④払込期月

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

⑤請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

⑥当社所定の条件

当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。

ご 注 意

- 将来の保険料を一括してお払い込みいただく際は、その時点における**当社所定の条件**^⑥を満たすことが必要となります。
- 前納された保険料の残額（未経過保険料）を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。

6 保険料のお払い込みが困難になられたとき

保険料お払い込みのご都合がつかないときでも、次のような方法がありますので、ご契約をできるだけ有効にお続けください。

ア. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

(a) 保険料の自動貸付（保険料のお立て替え）

- 保険料払い込みの猶予期間^①中に保険料のお払い込みがないときは、ご契約者からあらかじめご希望にならない旨のお申し出がない限り、自動的に保険料を貸し付けます。

貸付金額の範囲	解約返戻金額 ^② の範囲内です。ただし、すでに保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額の範囲内とします。						
貸付日	保険料払い込みの猶予期間の満了日です。自動的に当社が保険料をお立て替えします。						
お利息	<p>年8%以下の当社所定の利率（保険料の自動貸付の貸付利率）^③により複利で計算します。</p> <p>お利息は、次のとおり元金に繰り入れます。</p> <p>年・半年払…保険料払い込みの猶予期間の満了日ごと 月 払…4月1日</p> <p>利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>利率の見直し日</th> <th>新利率の適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月の最初の営業日</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>7月の最初の営業日</td> <td>10月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>すでにお立て替えを行っているときは、新利率の適用日の直後に到来する月単位の貸付応当日の翌日から適用します。</p>	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	<p>全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。</p> <p>この保険には円換算払込特約が付加されていますので、貸付元利金のご返済の際は、お払い込み日の前日を換算基準日^④とする円換算レート（払込用）で円に換算した額をお払い込みいただきます。円に換算した返済額は日々増減しますので、お払い込み日の円に換算した返済額は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。</p>						
ご契約の失効	<p>保険料の自動貸付による貸付金およびご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までにご返済ください。ご返済いただけない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。</p>						
精算について	<p>保険金や払いもどし金等のお支払い、払済保険への変更、年金払移行特約の付加の際、貸付金の元利合計額を差し引き精算します。</p>						

① 猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

② 解約返戻金額

特別保険料領収法が適用されている場合、特別の保険料に対する解約返戻金額を含みます。

③ 当社所定の利率（保険料の自動貸付の貸付利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

④ 換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

イ. 途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

(a) 払済保険への変更

- 保険料のお払い込みを中止し、解約返戻金額をもとにして、指定通貨建の払済の終身保険に変更します。
- 変更後の基本保険金額は、変更時における主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）の解約返戻金額（保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その貸付金の元利合計額を差し引いた金額）によって定めます。通常、変更後の基本保険金額は変更前の主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額よりも小さくなります。また、総合障がい保障特約016（外貨建）は消滅します。
- 払済保険への変更後も、ご契約時に定めた保険料払込期間の満了日の翌日およびその日の15年ごとの年単位の応当日に予定利率が更改されます。また、変更後の払済保険で、責任準備金額が基本保険金額以上となった場合は、責任準備金額に1.01を乗じて得た金額を死亡・高度障がい保険金の支払金額とします。
- この保険を払済保険に変更した場合、変更前契約に復旧することはできません。

ウ. 保険料のご負担を軽くしたいとき

(a) 保険金額の減額

- 保険料額は少なくなりますが、保険金額も少なくなります。また、円換算レート（払込用）の変動によっては、減額後の円換算後の保険料額が、減額前の円換算後の保険料額より少なくならない可能性があります。
- 減額後の主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額が当社所定の金額を下回るときには、高額割引保険料率が適用されなくなることがあります。

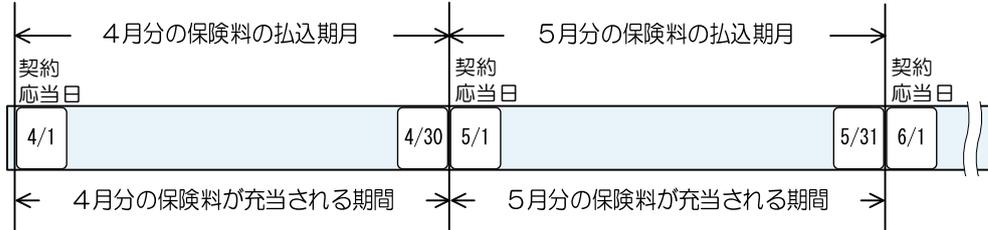
ご 注 意

- 低解約返戻金特則を付加したご契約を払済保険へ変更した場合、変更後の基本保険金額は、低解約返戻金特則を付加していない場合と比べて少なくなります。
- 貸付元利金をご返済いただけない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 保険料の自動貸付をご希望にならない場合には、前もって書面で当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにお申し出ください。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には今後変更することがあります。
- 条件付保険特約が付加されている場合等、ご契約の内容によっては、払済保険への変更ができない場合があります。
- 次の条件のいずれかを満たさないこととなる減額は、お取り扱いできません。
(指定通貨が米ドルの場合・豪ドルの場合共通)
 - 〈1〉総合障がい保障特約O16（外貨建）を付加していない場合
 - ・主契約の基本保険金額が、3万ドル以上
 - 〈2〉総合障がい保障特約O16（外貨建）を付加している場合
 - ・主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約O16（外貨建）の特約保険金額の合計額が、3万ドル以上
 - ・主契約の基本保険金額が、5,000ドル以上
 - ・総合障がい保障特約O16（外貨建）の特約保険金額が、1万ドル以上

7 保険金支払などの際の保険料の精算について

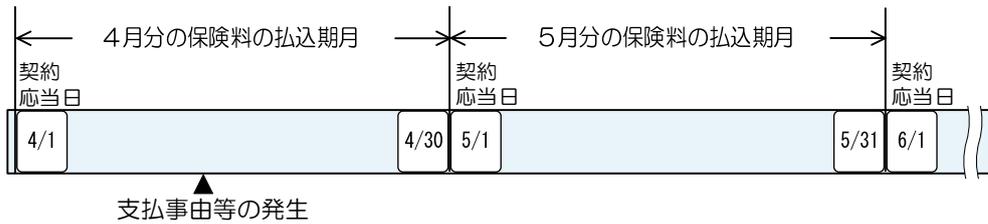
- 払込期月^①中にお支払いいただく保険料は、払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間^②の保険料に充当され、払込期月に含まれる契約応当日^③に払い込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約の場合



- 保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金のお支払いのときにその未払込保険料を保険金から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込保険料を払い込んでいただきます。

(例) 月払契約の場合



4月分の保険料が未払込で4/1から4/30までの間に保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合



- (1) 保険金のお支払いのときは、4月分の保険料を保険金から差し引きます。
- (2) 保険料払込免除のときは、4月分の保険料を払い込んでいただきます。

①払込期月
「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

②払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間
第1回保険料の場合は、契約日から第2回保険料の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間とします。

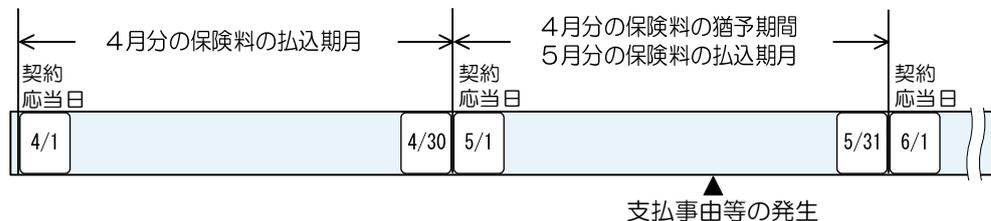
③払込期月に含まれる契約応当日
第1回保険料の場合は、契約日とします。

- 月払契約で**猶予期間**^④中の契約応当日以降その月の末日までに、保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合は、保険金のお支払いのときにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を保険金から差し引き、保険料払込免除のときはその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を払い込んでいただきます。

④猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

(例)



4月分・5月分の保険料が未払込で5/1から5/31までの間に保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合



- 〈1〉 保険金のお支払いのときは、4月分および5月分の保険料を保険金から差し引きます。
- 〈2〉 保険料払込免除のときは、4月分および5月分の保険料を払い込んでいただきます。

ご 注 意

- 円換算支払特約を付加して保険金をお支払いする際に、未払込保険料がある場合は、保険金から未払込保険料を差し引いた後の金額を、円に換算してお支払いします。

8 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて

保険料のお支払い方法（回数）が年払または半年払のご契約の場合で、保険料をお支払いいただいた後、その保険料期間の途中で**ご契約が消滅したとき**^①または保険料のお支払いが免除されたときには、以下の払いもどしがあります。

ア. ご契約が消滅した場合

- **すでに払い込まれた保険料**^②のうち、ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額（未経過期間に対応する保険料相当額）を払いもどします。

イ. 保険料のお支払いが免除された場合

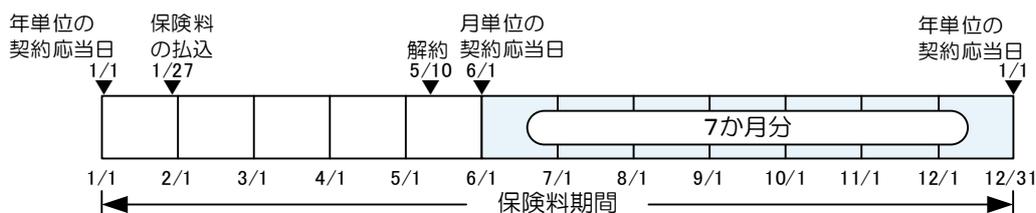
- お支払いいただいた保険料のうち、保険料払込免除の事由に該当した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から保険料払込免除の事由に該当した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額を払いもどします。
- 保険料のお支払いが免除された後にご契約が消滅した場合は、ご契約の消滅の際、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

ウ. 払いもどしの例

（前提）

- 年単位の契約応当日：1月1日、月単位の契約応当日：毎月1日
- 年払契約
- 1月27日に年払で保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合

- ご契約が消滅した日はご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日、ご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日は12月31日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を払いもどします。



① ご契約が消滅したとき

主契約または総合障がい保障特約016（外貨建）の消滅・減額等を含みます。

② すでに払い込まれた保険料

減額により保険料の一部のお支払いが不要となった場合は、そのお支払いが不要となった部分に限ります。

ご 注 意

- 次のときは、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
 - ・ 保険料のお払い込み方法（回数）が月払のご契約であるとき
 - ・ 保険期間と保険料払込期間が異なるご契約の場合で、保険料払込期間満了後にご契約が消滅したとき
 - ・ 詐欺による取消または不法取得目的による無効によりご契約が消滅したとき
- 未経過期間に対応する保険料相当額は、指定通貨建の保険料により計算します。

VI. ご契約後について

1 ご契約者貸付について

一時的にお金が入用なときは、ご契約者に対する貸付の制度をご利用いただけます。

貸付金額の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込中のご契約の場合、解約返戻金額^①の80%の範囲内 保険料払込済のご契約の場合、解約返戻金額の70%の範囲内 <p>ただし、すでに保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額の範囲内とします。</p>						
貸付金のお支払い	<p>貸付金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、請求書類が当社に着いた日^②の前日を換算基準日^③とする円換算レート（支払用）を適用します。</p>						
お利息	<p>当社所定の利率（契約者貸付の貸付利率）^④により複利で計算します。</p> <p>利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>利率の見直し日</th> <th>新利率の適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月の最初の営業日</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>7月の最初の営業日</td> <td>10月1日</td> </tr> </tbody> </table>	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	<p>全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。</p> <p>この保険には円換算払込特約が付加されていますので、貸付元利金のご返済の際は、お払い込み日の前日を換算基準日とする円換算レート（払込用）で円に換算した額をお払い込みいただきます。円に換算した返済額は日々増減しますので、お払い込み日の円に換算した返済額は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。</p>						
ご契約の失効	<p>保険料の自動貸付による貸付金およびご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までにご返済ください。ご返済いただけない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。</p>						
精算について	<p>保険金や払いもどし金等のお支払い、払済保険への変更、年金払移行特約の付加の際、貸付金の元利合計額を差し引き精算します。</p>						

①解約返戻金額

特別保険料領収法が適用されている場合、特別の保険料に対する解約返戻金額を含みます。

②請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

③換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

④当社所定の利率（契約者貸付の貸付利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

ご 注 意

- 貸付元利金をご返済いただけない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には今後変更することがあります。
- 貸付金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- 円換算支払特約を付加して貸付金を円に換算してお支払いする際や、貸付元利金を円でご返済いただく際には、円換算レート（支払用）、円換算レート（払込用）の変動により、円に換算したご返済額が円に換算した貸付金額を大きく上回ることがあります。

2 解約と解約返戻金について

ア. 解約のお取り扱い

- ご契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができますが、以後の保障はなくなります。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加されている各種特約も同時に消滅します。
- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- 当社所定の書類をご提出いただいたうえで、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

イ. 解約返戻金

(a) 解約返戻金の特徴

- 生命保険では、お払い込みいただいた保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払いもどされます。したがって、指定通貨建の解約返戻金額は、多くの場合、指定通貨建の保険料の累計額よりも少ない金額となります。
- 特にご契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、保険証券作成などの経費にあてられますので、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金額は、保険の種類、契約年齢、保険期間、性別、経過年数などによって異なります。

(b) この保険の解約返戻金

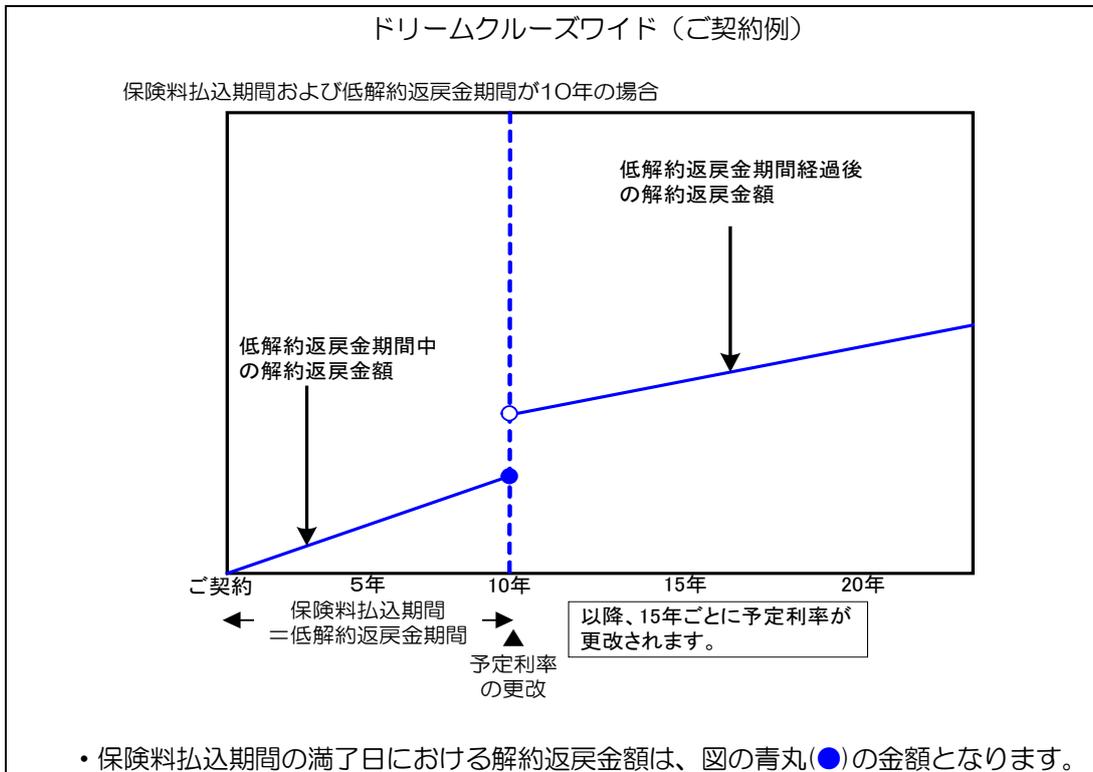
- 主契約および総合障がい保障特約O16（外貨建）には解約返戻金があります。
- 総合障がい保障特約O16（外貨建）以外の特約には解約返戻金がありません。
- 解約返戻金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算する場合、請求書類が当社に着いた日^①の前日を換算基準日^②とする円換算レート（支払用）を適用します。
- ご契約に特別保険料領収法が適用される場合、特別保険料に対する解約返戻金があれば加算してお支払いします。

①請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

②換算基準日
換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

(c) 低解約返戻金特則について

- この保険は、ご契約時に低解約返戻金特則を付加することができます（低解約返戻金特則を付加した場合の主契約の解約返戻金の推移については、下記の「ご契約例」をご参照ください。）。



- 低解約返戻金特則を付加した場合、低解約返戻金期間中の解約返戻金の水準は低解約返戻金特則を付加していない場合と比べて低くなります。低解約返戻金期間中にご契約を解約した場合の解約返戻金額は、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。なお、低解約返戻金期間は保険料払込期間と同じ期間となります。
 - 低解約返戻金期間中に保険料の自動貸付や契約者貸付をご利用になる場合の貸付金額の範囲の基準となる解約返戻金額、払済保険への変更や年金払移行特約の付加の際の計算の基準となる解約返戻金額についても、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。
 - 低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は変更することができません。
 - 保険料払込期間満了後であっても、未払込保険料があるときは、低解約返戻金期間中とみなします。

ご 注 意

- 予定利率が更改されると、その後の解約返戻金額の推移が変わります。更改後の予定利率が低いほど解約返戻金額は少ない金額となります。さらに、解約返戻金額を円に換算してお支払いする場合は、外国為替相場の変動の影響も受けるため、損失を生ずる可能性があります。
- 解約返戻金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- 円に換算してお支払いする解約返戻金額は、請求書類が当社に着いた日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）で円に換算します。したがって、外国為替相場の変動の影響を受けるため、円に換算してお支払いする解約返戻金額は、円に換算してお払い込みいただく保険料額の累計額（元本）を下回り、損失が生ずるおそれがあります。
- 主契約に低解約返戻金特則を付加した場合、総合障がい保障特約016（外貨建）にも低解約返戻金特則を付加していただきます。
- 低解約返戻金期間中の総合障がい保障特約016（外貨建）の解約返戻金額についても、低解約返戻金特則を付加していない場合の金額の70%相当額となります。
- 低解約返戻金期間中に解約・減額する場合で、円換算支払特約を付加して解約返戻金を円でお支払いするときは、解約返戻金額が抑制されるだけでなく、さらに外国為替相場の変動の影響を受けることになるため、円に換算してお支払いする解約返戻金額は、円に換算してお払い込みいただく保険料額の累計額（元本）を大きく下回り、損失が生ずるおそれがあります。

3 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 〈1〉 ご契約者または保険金受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金の支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- 〈2〉 保険金受取人が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- 〈3〉 上記〈1〉〈2〉のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 〈4〉 ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

ご 注 意

●被保険者による解約の請求は、当社に対してではなく、ご契約者に対して行ってください。

4 保険金受取人によるご契約の存続について

ア. 差押債権者、破産管財人などによる解約

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

イ. 保険金受取人によるご契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の〈1〉および〈2〉を満たす保険金受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - 〈1〉ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 〈2〉ご契約者でないこと
- 保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、次の〈1〉～〈3〉のすべてのお手続きを行う必要があります。
 - 〈1〉ご契約者の同意を得ること
 - 〈2〉解約の通知が当社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - 〈3〉上記〈2〉について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

5 保険金受取人の変更について

① 保険金

死亡保険金または高度障がい保険金のことをいいます。

ア. 死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、保険金^①の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

イ. 遺言による死亡保険金受取人の変更

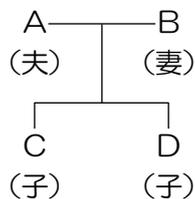
- ご契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ウ. 死亡保険金受取人が亡くなられた場合

- 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- 死亡保険金受取人となられた人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(例) ご契約者・被保険者……Aさん

死亡保険金受取人……Bさん



Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

ご 注 意

- 当社が死亡保険金受取人の変更の通知を受ける前（ご契約者の変更によって高度障がい保険金受取人および障がい保険金受取人が変更される場合は当社がご契約者の変更を承諾する前）に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、保険金をお支払いしません。
- 高度障がい保険金受取人および障がい保険金受取人は被保険者（ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合はご契約者）であり、それ以外の方に変更することはできません。

6 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて

次のような場合やご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

また、大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でもご住所の変更、保険料振替口座の変更などのお手続きを承っております。

- ◆ ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- ◆ 死亡保険金受取人または指定代理請求人を変更するとき…被保険者の同意が必要です。
- ◆ 死亡保険金受取人が死亡されたとき……新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ 保険証券を紛失されたとき
- ◆ 円換算レートや、円換算後の保険料額や保険金額などを知りたいとき
- ◆ ご契約に適用される諸利率の具体的な利率を知りたいとき

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、契約日、住所、郵便番号を必ずお知らせください。

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00~18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

7 お手続きに必要な書類について

保険金等のご請求や、名義変更等の諸手続きに必要な書類は、主約款および特約条項の別表「請求書類」に記載しています。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご相談ください。

ご 注 意

- ご契約者および保険金受取人が企業（個人事業主を含みます。）で被保険者がその従業員のご契約の場合、この保険の目的が、保険金等の全部または相当部分を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあるときは、保険金等のご請求の際、被保険者またはそのご遺族（退職金等の受給者）が請求内容を了知（自署・押印）していることが必要です。

8 生命保険と税金について

本項では、2025年8月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。今後、税制の改正に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

①円換算日

円換算日に為替相場がない場合には、円換算日の前日以前の最も近い日の為替相場によります。

②為替レート

円換算日に為替相場が2以上ある場合には、その日の最終の相場によります。

ア. 外貨建保険の税法上のお取り扱いについて

この保険は、保険料額や保険金額等をご契約時に指定する通貨で定める外貨建保険ですが、日本においてご契約される生命保険契約ですので、以下のとおり円に換算した金額について、税法上の取扱を適用します。

(a) 保険料等のお払い込み

- この保険には円換算払込特約が付加されますので、保険料等は円でお払い込みいただきます。そのため保険料等は、実際に円でお払い込みいただいた金額について、円建の生命保険と同じ税法上のお取り扱いとなります。

(b) 保険金等のお支払い

- 円換算支払特約を付加して保険金等を円でお受け取りいただいた場合は、実際にお受け取りいただいた金額について、円建の生命保険と同じ税法上のお取り扱いとなります。
- 保険金等を指定通貨でお受け取りいただいた場合は、次の表の円換算日^①を換算日としてお客様の取引銀行における為替レート^②で指定通貨を円に換算した金額について、円建の生命保険と同じ税法上のお取り扱いとなります。

項目	円換算日	適用する為替レート
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	TTB (対顧客電信買相場)
	所得税・住民税の対象となる場合	TTM (電信売買相場の仲値)
解約返戻金	解約効力発生日	TTM (電信売買相場の仲値)

イ. 一般生命保険料控除

生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度で、1年間にお払い込みいただいた保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。この保険は、一般生命保険料控除の対象となります。

(a) 一般生命保険料控除の対象となるご契約

- 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。

(b) 一般生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までに、保険料として円でお払い込みいただいた金額です。
- 上記の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

(c) 控除額の計算方法

〈1〉所得税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{2}$) + 10,000円
40,000円を超え 80,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{4}$) + 20,000円
80,000円を超えるとき	一 律 40,000円

- 2026年分の一般生命保険料控除について、納税する人が2026年12月31日時点で23歳未満の扶養親族を有する場合には、次のとおり計算します。

控除の対象となる保険料	控除額
30,000円以下のとき	全 額
30,000円を超え 60,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{2}$) + 15,000円
60,000円を超え 120,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{4}$) + 30,000円
120,000円を超えるとき	一 律 60,000円

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

〈2〉住民税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{2}$) + 6,000円
32,000円を超え 56,000円以下のとき	(控除の対象となる保険料 × $\frac{1}{4}$) + 14,000円
56,000円を超えるとき	一 律 28,000円

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて70,000円が控除額の限度となります。

ウ. 保険金等の税法上のお取り扱い

(a) 保険金等の税法上のお取り扱いについて

- 保険金等に対する税金は、ご契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、異なります。

〈1〉死亡保険金を受け取られたとき

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

(b) 保険金の非課税扱いについて

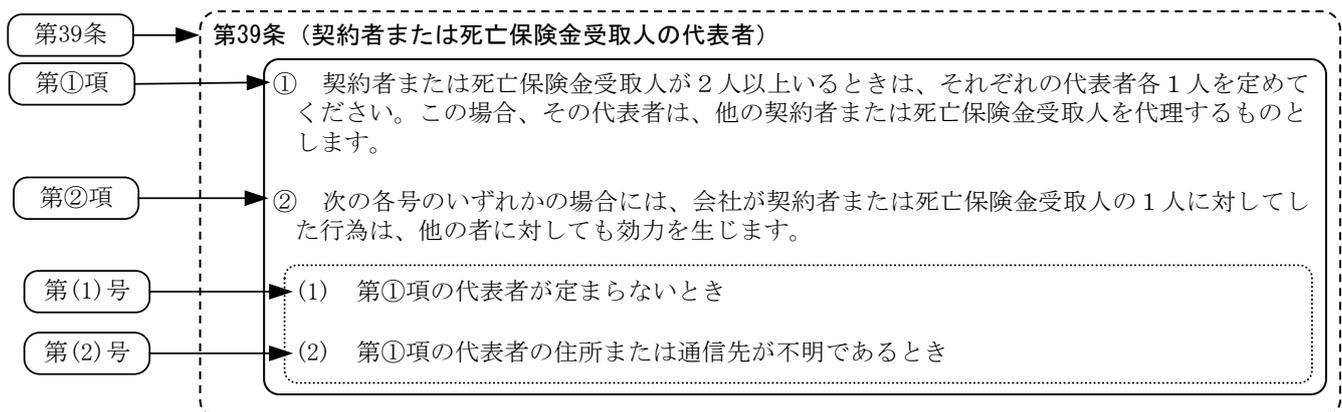
- 傷害や疾病により支払われる保険金（高度障がい保険金等）は、受取人が被保険者の場合、全額非課税となります。

約 款

- 「約款」は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。
- 契約締結後に特約を締結する際は、特約締結時における特約条項が適用されます。

●約款では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

(例) 無配当外貨建終身保険016(予定利率更改型) 第39条(契約者または死亡保険金受取人の代表者)の規定の場合



無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）普通保険約款目次

この保険の主な内容	
第1編 用語の意義	
1. 用語の意義	
第1条	用語の意義
2. 指定通貨および予定利率の更改	
第2条	通貨の指定
第3条	予定利率の更改
第2編 この契約の給付および請求手続	
3. 保険金の支払	
第4条	死亡保険金の支払
第5条	高度障害保険金の支払
第6条	保険金支払方法の選択
4. 保険料の払込免除	
第7条	保険料の払込免除
5. 請求手続	
第8条	通知義務
第9条	保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所
第10条	保険料払込免除の請求手続等
第3編 この契約の取扱	
6. 会社の責任開始時	
第11条	会社の責任開始時
7. 保険料の払込	
第12条	保険料の払込
第13条	未経過期間に対応する保険料相当額の払い戻し
第14条	保険料の払込方法（経路）の選択
第15条	保険料の前納
第16条	猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効
第17条	猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱
第18条	保険料の自動貸付
第19条	保険料の自動貸付の取消
8. 契約の復活	
第20条	契約の復活
9. 契約の取消、無効、解除および解約	
第21条	詐欺による取消
第22条	不法取得目的による無効
第23条	告知義務
第24条	告知義務違反による解除
第25条	契約を解除できない場合
第26条	重大事由による解除
第27条	解約
第28条	保険金受取人による契約の存続
10. 払い戻し金	
第29条	払い戻し金
11. 契約内容の変更・保険金受取人の変更等	
第30条	基本保険金額の減額
第31条	払済保険への変更
第32条	指定通貨または保険料払込期間の変更
第33条	保険料払込方法の変更
第34条	死亡保険金受取人の死亡
第35条	会社への通知による死亡保険金受取人の変更
第36条	遺言による死亡保険金受取人の変更
第37条	高度障害保険金受取人の変更
第38条	契約者の変更
第39条	契約者または死亡保険金受取人の代表者
第40条	契約者の住所の変更
12. 契約者に対する貸付	
第41条	契約者に対する貸付
13. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理	
第42条	年齢の計算
第43条	年齢または性別の誤りの処理
14. 契約者配当金	
第44条	契約者配当金
15. その他	
第45条	時効
第46条	管轄裁判所
第47条	団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱
16. 低解約返戻金特則	
第48条	低解約返戻金特則
別表1	対象となる不慮の事故
別表2	対象となる高度障害状態
別表3	対象となる障害状態
別表4	請求書類

無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）普通保険約款

（この保険の主な内容）

この保険は、予定利率が保険料払込期間の満了日の翌日およびその後15年ごとに更改される外貨建の終身保険であり、被保険者が死亡したときまたは所定の障害状態になったときに所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

第1編 用語の意義

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 契約	保険契約のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 予定利率	この契約の責任準備金を積み立てる際に適用する利率のことをいい、契約時に定められた予定利率のことを「契約時予定利率」といいます。
(4) 保険金	死亡保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(5) 基本保険金額	死亡保険金および高度障害保険金の支払金額の計算の基準となる金額をいい、減額があったときは減額後の金額をいいます。
(6) 保険金受取人	死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人のことをいいます。
(7) 責任開始時	契約の締結（第11条）または復活（第20条）にあたって、会社の契約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた契約においては、最終の復活の際の責任開始時とします。
(8) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(9) 契約日	第11条（会社の責任開始時）第①項により会社の責任が開始する時を含む月の翌月初日のことをいいます。 また、契約日は、契約における年齢および期間等の基準となる日となります。
(10) 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
(11) 月払契約	保険料の払込方法（回数）が月払の契約のことをいいます。
(12) 半年払契約	保険料の払込方法（回数）が半年払の契約のことをいいます。
(13) 年払契約	保険料の払込方法（回数）が年払の契約のことをいいます。

用語	意義								
(14) 保険料期間	保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定める期間のことをいいます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の払込方法 （回数）</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 月払契約の場合</td> <td>契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>(イ) 半年払契約の場合</td> <td>契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 年払契約の場合</td> <td>契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の払込方法 （回数）	期間	(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで	(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで	(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで
	保険料の払込方法 （回数）	期間							
	(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで							
(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで								
(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで								

2. 指定通貨および予定利率の更改

第2条（通貨の指定）

契約者は、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、この契約に適用される通貨を次の各号から1つ指定するものとし、この契約にかかわる保険料の払込および保険金の支払等は、この契約者の指定する通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行います。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (2) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

第3条（予定利率の更改）

- ① この契約の予定利率は、契約締結の際に定めた保険料払込期間の満了日の翌日およびその日の15年ごとの年単位の応当日（以下、本条において「予定利率更改日」といいます。）に更改され、次の予定利率更改日の前日まで適用されます。
- ② 更改後の予定利率は、第③項に定める指定通貨に応じた指標をもとに算出した第(1)号または第(2)号のいずれか低い利率に、最大1.0%を増減させた範囲内で定めます。ただし、契約締結の際に定められた最低保証予定利率を下回ることはありません。
 - (1) 予定利率更改日の1か月前の月単位の契約応当日の前日における第③項に定める指標の流通利回り
 - (2) 予定利率更改日の1か月前の月単位の契約応当日の前日までの直近3か月間の各月末日における第③項に定める指標の流通利回りの平均値
- ③ 指定通貨に応じた指標は、次の各号に定めるとおりとします。

指定通貨	指 標
(1) 米ドル	残存15年のアメリカ合衆国国債
(2) 豪ドル	残存15年のオーストラリア連邦国債

- ④ 予定利率が更改されたときは、以後の責任準備金額の計算は更改後の予定利率によります。
- ⑤ 予定利率が更改されたときには、会社は、更改後の予定利率を契約者に通知します。

- ⑥ 第②項および第③項の規定にかかわらず、第③項各号に定める指標の流通利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第③項各号に定める指標を用いることが適切でなくなった場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、第③項各号に定める指標を変更することがあります。この場合、会社は、第③項各号に定める指標を変更する日の2か月前までにその旨を契約者に書面によって通知します。

第2編 この契約の給付および請求手続

3. 保険金の支払

第4条（死亡保険金の支払）

- ① 会社は、この契約の死亡保険金を、次のとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	基本保険金額 (責任準備金額が基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ロ) 死亡保険金受取人の故意 (ハ) 戦争その他の変乱

- ② 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第29条（払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ④ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に死亡した場合は、第1条（用語の意義）および第11条（会社の責任開始時）の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を契約日とみなして処理し、死亡保険金を支払います。ただし、その死亡が免責事由に該当したときは、第29条（払いもどし金）第①項の規定を適用します。

第5条（高度障害保険金の支払）

- ① 会社は、この契約の高度障害保険金を、次のとおり支払います。

名称	支払事由 (高度障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても高度障害保険金を支払わない場合)
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態* になったとき	基本保険金額（責任準備金額が基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）	高* 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ロ) 被保険者の犯罪行為 (ハ) 戦争その他の変乱

- * 高度障害状態 別表2に定める身体障害の状態をいいます。
 * 高度障害保険金受取人 第⑤項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、被保険者が、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) 契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けなかった場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、高度障害保険金を支払わず、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ⑤ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、高度障害保険金受取人は契約者とします。
- ⑥ 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態になった場合でも、その事由によって高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その影響の程度に応じ、高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑦ 高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、契約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

- ⑧ 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に高度障害状態になった場合は、第1条（用語の意義）および第11条（会社の責任開始時）の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を契約日とみなして処理し、高度障害保険金を支払います。ただし、免責事由に該当したときを除きます。

第6条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

4. 保険料の払込免除

第7条（保険料の払込免除）

- ① この契約の保険料の払込免除は、次に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料払込免除の事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故*による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に障害状態*になったとき	払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料	被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

* 不慮の事故 別表1に定める事故をいいます。

* 障害状態 別表3に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 第①項の保険料払込免除の事由には、被保険者が、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として責任開始時以後に障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害を責任開始時以後に発生したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) 契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識

または自覚していた場合を除きます。

- ④ 保険料の払込が免除されたときは、以後第12条（保険料の払込）第②項第2号に定める払込期月に含まれる契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された後は、次の各号の規定は適用しません。
 - (1) 払済保険への変更（第31条）
 - (2) 保険料払込方法の変更（第33条）
- ⑥ 保険料の払込が免除された後の払いもどし金（第29条）は、契約の経過した年月数によって計算します。
- ⑦ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって障害状態になった場合でも、それらの事由によって障害状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。
- ⑧ 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に障害状態になった場合で、かつ、保険料の払込が免除されるときは、第1条（用語の意義）および第11条（会社の責任開始時）の規定にかかわらず、会社は、責任開始の日を契約日とみなして処理し、保険料の払込を免除します。

5. 請求手続

第8条（通知義務）

- ① 契約者または保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ② 契約者または被保険者は、保険料払込免除の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

第9条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 会社は、保険金を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- ③ 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、第②項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

確認が必要な場合	確認事項
(4) 詐欺による取消（第21条）、不法取得目的による無効（第22条）または重大事由による解除（第26条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(ウ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または保険金受取人の契約締結の目的または保険金請求の意図に関する契約の締結時から保険金請求時までにおける事実 (ウ) 第26条（重大事由による解除）第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当する事実の有無

- ④ 第③項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および第③項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第③項第(2)号から第(4)号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	180日

- ⑤ 第③項および第④項の確認を行う場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- ⑥ 第③項および第④項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）には、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第10条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、第9条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項から第⑥項の規定を準用します。

第3編 この契約の取扱

6. 会社の責任開始時

第11条（会社の責任開始時）

- ① 会社は、契約の申込を承諾した場合には、契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から契約上の責任を負います。
- ② 保険期間および保険料払込期間は、契約日からその日を含めて計算します。
- ③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。
 - (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) この契約の保険金受取人の氏名または名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 指定通貨
 - (6) 契約時予定利率および最低保証予定利率
 - (7) この契約およびこの契約に付加された特約の名称
 - (8) 保険期間
 - (9) この契約の基本保険金額
 - (10) この契約およびこの契約に付加された特約の合計保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日

7. 保険料の払込

第12条（保険料の払込）

- ① 契約者は、保険料を、保険料払込期間中、毎回保険料の払込方法（経路）にしたがい、払込期月中に払い込んでください。
- ② 第①項の払込期月は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(ア) 月払契約の場合	月単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(イ) 半年払契約の場合	半年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(ウ) 年払契約の場合	年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで

- ③ 月払契約、半年払契約または年払契約それぞれの払込期月に含まれる契約応当日を「払込期月に含まれる契約応当日」とします。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中に保険金の支払事由が生じたときには、会社は、その払込期月の未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、その払込期月の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第16条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定め

るとおり取り扱い、会社は、保険金を支払いません。

- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中に保険料払込免除の事由が生じたときには、契約者は、その払い込まれていない保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれないときには、第16条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険料の払込を免除しません。

第13条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）

- ① 年払契約または半年払契約の場合、契約の消滅時等の保険料相当額の払いもどしについては、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 保険料期間の途中で次に定める事由に該当したことにより保険料（一部の場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の払込を必要としなくなった場合で、事由に該当した時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときには、会社は、事由に該当した時を含む保険料期間のうち事由に該当した後の期間（1か月未満の端数については切り捨てます。）に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額（以下「未経過期間に対応する保険料相当額」といいます。）を契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払いもどします。
- (ア) 契約の消滅（一部の消滅を含みます。）
- (イ) 保険料払込免除の事由
- (2) 第(1)号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどしません。
- (ア) 保険料の払込を免除された契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した場合
- (イ) 詐欺による取消（第21条）または不法取得目的による無効（第22条）に該当する場合
- ② 月払契約の場合、第①項に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

第14条（保険料の払込方法（経路）の選択）

- ① 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 口座振替払込
会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法をいいます。
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- ② 保険料の払込方法が口座振替払込の契約において、口座振替払込の取扱の条件に該当しなくなったときには、契約者は、保険料払込方法を第①項第(2)号に定める払込方法に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第15条（保険料の前納）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、1年分を超える保険料を前納するときは、保険料前納期間の満了日が年単位の契約応当日の前日となることを必要とします。
- ② 第①項の場合、会社は、会社の定める利率で保険料を割り引きます。ただし、月払契約については、当月分を含めて3か月分以上払い込むときに限り割り引きます。
- ③ 1年分を超える保険料が前納されたときには、会社は、前納された保険料を会社の定める利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月に含まれる契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ④ 次の各号の場合、前納された保険料の残額があるときには、会社は、その残額を契約者に払いもどします。ただし、保険金を支払うときは、保険金受取人に払いもどします。
- (1) 保険料前納期間が満了したとき
- (2) 保険料の払込が免除されたとき

- (3) 契約が払済保険に変更されたとき
- (4) 契約が消滅したとき（契約の一部が消滅したときを含みます。）

第16条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）

- ① 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- ② 第1回保険料がその払込期月（第12条）中に払い込まれない場合、会社は、契約者に猶予期間中の保険料の払込を催告するとともに、その猶予期間中に払い込まれなければ猶予期間の満了日の翌日に契約を解除することを契約者に通知します。
- ③ 猶予期間中に次の各号に掲げる保険料が払い込まれないときは、それぞれに定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第1回保険料
会社は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって契約を解除します。
 - (2) 第2回以後の保険料
契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第17条（猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱）

- ① 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その猶予期間中の未払込保険料を保険金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、その猶予期間中の未払込保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第16条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険金を支払いません。
- ② 猶予期間中に保険料払込免除の事由が生じた場合には、契約者は、その猶予期間中の未払込保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第16条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険料の払込を免除しません。

第18条（保険料の自動貸付）

- ① 猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、契約者からあらかじめ反対の申出がないときには、会社は、払い込むべき保険料に相当する金額を猶予期間の満了日に契約者に貸し付けて、保険料の払込にあてます。
- ② 本条の貸付は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 払い込むべき保険料とその利息との合計額が、その保険料の払込があったものとして計算した解約返戻金額の範囲内のときに取り扱います。
 - (2) すでに本条による貸付金または契約者に対する貸付（第41条）による貸付金があるときには、会社は、第(1)号の解約返戻金額からその貸付金の元利合計額を差し引いて計算します。
 - (3) 会社は、本条の貸付金の利息を、年8%以下の会社の定める利率で計算し、以後の保険料払込猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、月払契約の場合には、事業年度末ごとに元金に繰り入れます。
- ③ 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。
 - (1) 基本保険金額を減額したとき
 - (2) 保険金が支払われるとき
 - (3) 第(2)号以外の事由によって契約が消滅したとき

第19条（保険料の自動貸付の取消）

第18条（保険料の自動貸付）の規定により保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期

間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、契約者から次の各号のいずれかの請求があったときには、会社は、その保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 解約（第27条）
- (2) 払済保険への変更（第31条）

8. 契約の復活

第20条（契約の復活）

- ① 契約者は、契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、必要書類（別表4）を提出して、契約の復活を請求することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。
- ② 会社が契約の復活を承諾したときには、会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。この場合、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

項目	内容
(1) 復活を承諾した時から1か月以内に延滞保険料を受け取った場合	延滞保険料を受け取った時
(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合	延滞保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ③ 保険料の自動貸付（第18条）または契約者に対する貸付（第41条）による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えたことによって効力を失った契約を復活するときには、契約者は、延滞保険料とあわせて会社所定の金額を払い込んでください。

9. 契約の取消、無効、解除および解約

第21条（詐欺による取消）

契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺によって契約が締結されたときまたは復活されたときには、会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに受け取った保険料は払いもどしません。

第22条（不法取得目的による無効）

契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって契約が締結されたときまたは復活されたときには、契約は無効とし、会社は、すでに受け取った保険料を払いもどしません。

第23条（告知義務）

契約者および被保険者は、契約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第24条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。

- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（別表2）になったとき
 - (3) 被保険者が障害状態（別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金を支払いまたは保険料（会社が契約を解除する時まで払込期月に含まれる契約応当日の到来している保険料に限り）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人または被保険者に通知します。

第25条（契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第24条（告知義務違反による解除）による契約の解除を行うことができません。

- (1) 契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、契約を解除することができます。
 - (ア) 契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えて契約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、契約を解除することができます。
 - (ア) 被保険者が高度障害状態（別表2）になったとき
 - (イ) 被保険者が障害状態（別表3）になったとき

第26条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (1) 契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者または高度障害保険金受取人が、この契約の高度障害保険金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この契約の保険金または保険料払込免除の請求に関し、保険金受取人または契約者の詐

欺行為（未遂を含みます。）があった場合

- (4) 契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または保険金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（別表2）になったとき
 - (3) 被保険者が障害状態（別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその保険金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の保険金受取人に支払います。この場合、支払わない部分の解約返戻金または責任準備金を第29条（払いもどし金）第①項第(3)号または第(6)号の規定により契約者に支払います。もし、すでにその保険金受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人または被保険者に通知します。

第27条（解 約）

契約者は、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第28条（保険金受取人による契約の存続）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、保険金受取人であって通知の時に次の第(1)号および第(2)号の条件を満たす者（以下「介入権者」といいます。）が、契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じ

たとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときには、第①項の解約はその効力を生じません。

- (1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すること
 - (ア) 契約者の親族
 - (イ) 被保険者の親族
 - (ウ) 被保険者
- (2) 契約者でないこと
- ③ 第②項の通知をするときには、介入権者は、必要書類（別表4）を会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべき場合に該当して契約が消滅するときには、会社は、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

10. 払いもどし金

第29条（払いもどし金）

- ① この契約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が免責事由に該当したとき (第4条)	保険料払込中の契約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によっ て計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 保険料の払込がなく契約が効力を失ったとき (第16条)	保険料払込中の契約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算した解約返戻金額	
(3) 契約が解除されたとき (第16条) (第24条) (第26条)		
(4) 契約が解約されたとき (第27条)	保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によっ て計算した解約返戻金額	
(5) 基本保険金額が減額されたとき (第30条)	契約の経過した年月数によって 計算した責任準備金額	
(6) 払済保険が解除または解約されたとき (第24条) (第26条) (第27条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、責任準備金を払いもどしません。		

- * 保険料を払い込んだ年月数 第13条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額に対応する期間については、保険料を払い込んだ年月数に含めません。

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含め

て5営業日以内に会社の本店で支払います。

11. 契約内容の変更・保険金受取人の変更等

第30条（基本保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 基本保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第31条（払済保険への変更）

- ① 契約者は、会社の承諾を得たうえで、保険料が払い込まれた最終の保険料期間の満了日の翌日（以下「払済変更日」といいます。）以後の払い込むべき保険料を払い込まないこととし、契約を次の各号に定める内容の払済保険に変更することができます。ただし、変更後の基本保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、払済保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済保険への変更は、払済変更日に効力を生じるものとします。
 - (2) 保険期間は、終身とします。
 - (3) 基本保険金額は、払済変更日の前日における解約返戻金額（払済保険への変更の申出時において保険料の自動貸付（第18条）または契約者に対する貸付（第41条）による貸付金があるときは、その元利金を差し引きます。）によって定めます。
- ② 第①項の変更をするときには、契約者は、必要書類（別表4）を提出してください。

第32条（指定通貨または保険料払込期間の変更）

指定通貨または保険料払込期間の変更は、取り扱いません。

第33条（保険料払込方法の変更）

契約者は、会社の定める範囲内で、保険料の払込の回数（第12条）および経路（第14条）を変更することができます。

第34条（死亡保険金受取人の死亡）

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第35条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

- ① 契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の通知をするときには、契約者は、必要書類（別表4）を提出してください。
- ③ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときには、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第36条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- ① 第35条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更する

ことができます。

- ② 第①項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、契約者の法定相続人は、必要書類（別表4）を会社に提出してください。

第37条（高度障害保険金受取人の変更）

- ① 高度障害保険金受取人は、第5条（高度障害保険金の支払）第⑤項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ② 次の各号に定める時より前に変更前の高度障害保険金受取人に高度障害保険金を支払ったときには、その支払後に変更後の高度障害保険金受取人からその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (1) 第35条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）第①項により死亡保険金受取人が変更されることに伴って高度障害保険金受取人が変更される場合は、その通知が会社に着いた時
 - (2) 第36条（遺言による死亡保険金受取人の変更）第①項により死亡保険金受取人が変更されることに伴って高度障害保険金受取人が変更される場合は、その通知が会社に着いた時
 - (3) 第38条（契約者の変更）により契約者が変更されることに伴って高度障害保険金受取人が変更される場合は、契約者の変更を会社が承諾した時

第38条（契約者の変更）

契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第39条（契約者または死亡保険金受取人の代表者）

- ① 契約者または死亡保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれの代表者各1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - (1) 第①項の代表者が定まらないとき
 - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき

第40条（契約者の住所の変更）

- ① 契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- ② 契約者が第①項の通知をしなかった場合で、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

12. 契約者に対する貸付

第41条（契約者に対する貸付）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、会社の定める貸付方法に基づき、解約返戻金額の次の各号に定める範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、すでに保険料の自動貸付（第18条）による貸付金または本条による貸付金があるときは、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額の範囲内とします。

項目	貸付を受けられる範囲
(1) 保険料払込中の契約の場合	80%以内
(2) 保険料払込済の契約の場合	70%以内

- ② 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。
- (1) 基本保険金額を減額したとき
 - (2) 保険金が支払われるとき
 - (3) 第(2)号以外の事由によって契約が消滅したとき
- ③ 保険料の自動貸付による貸付金および本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときには、会社は、契約者に事前に通知します。この場合、契約者は、会社の指定する払込期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
- ④ 第③項の払込がない場合、契約は、保険料の自動貸付による貸付金および本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えた時に効力を失います。

13. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第42条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第43条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 契約の申込書（電磁的方法により表示された申込画面を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合	<p>会社は、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。</p> <p>ただし、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。</p>
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	<p>会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</p> <p>ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。</p>

- ② 契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときには、会社は、実際の性別に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。ただし、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。

14. 契約者配当金

第44条（契約者配当金）

この保険には、契約者配当金はありません。

15. その他

第45条（時効）

保険金、払いもどし金または保険料払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには、消滅します。

第46条（管轄裁判所）

- ① この契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- ② この契約における保険料払込免除の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または契約者の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

第47条（団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本条において「団体」といいます。）を契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体がその契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、受取人である団体からの保険金の請求の際、第9条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）の規定によるほか、第(1)号または第(2)号の書類を提出してください。この場合、死亡退職金等の受給者については、契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類もあわせて提出してください。なお、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

16. 低解約返戻金特則

第48条（低解約返戻金特則）

- ① 契約者は、契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- ② この特則を付加した場合、次の各号に定めるとおり取り扱うほか、第47条（団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱）までの規定を適用します。
 - (1) 低解約返戻金期間中の解約返戻金額は、第29条（払いもどし金）に定める解約返戻金額に第(3)号に定める低解約返戻金割合を乗じて得た金額とします。
 - (2) 低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一とします。ただし、保険料払込期間満了後であっても、未払込保険料があるときは、低解約返戻金期間中とみなします。
 - (3) 低解約返戻金割合は70%とします。
 - (4) この特則が付加されたときには、会社は、保険証券に表示します。
 - (5) この特則を解約することはできません。

(2024年4月改定)

別表 1

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 に定めるものをいいます（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落 (W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49) (注 1)	・ 騒音への曝露 (W42) ・ 振動への曝露 (W43)
・ 生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥<吸引> 胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病等)
・ 煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触 (X10～X19)	

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・有毒動植物との接触（X20～X29） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の力への曝露（X30～X39） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57） 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・無重力環境への長期滞在（X52）
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59） 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	<ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84） 	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表2

対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表3

対象となる障害状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1手の5手指を失ったかまたは1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱せきちゆうに著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表2、別表3）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂がんけんによる視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

(ア) 語音構成機能障害で、口唇音こうしん、歯舌音しぜつ、口蓋音こうがい、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

(イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

(ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、その回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

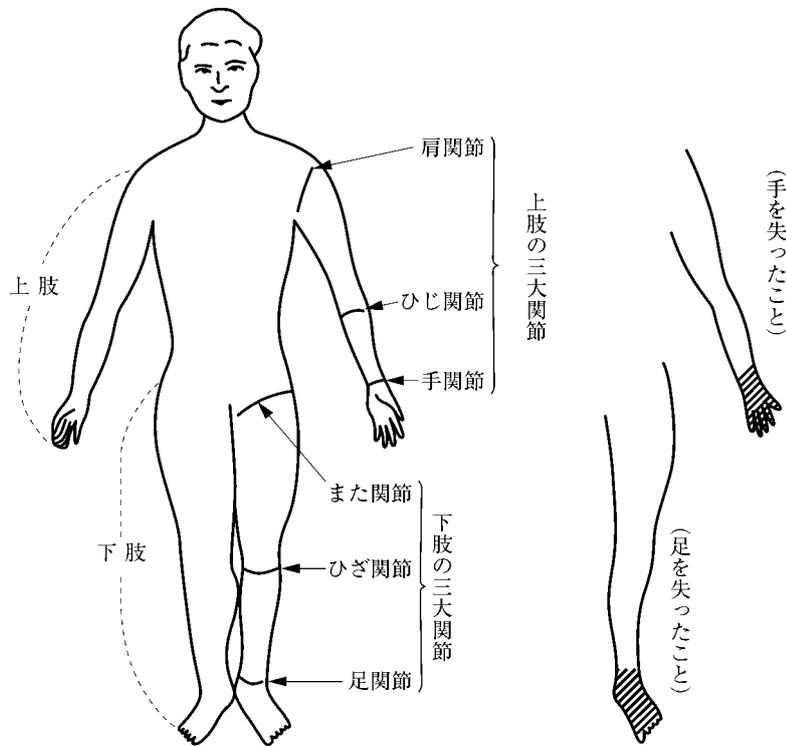
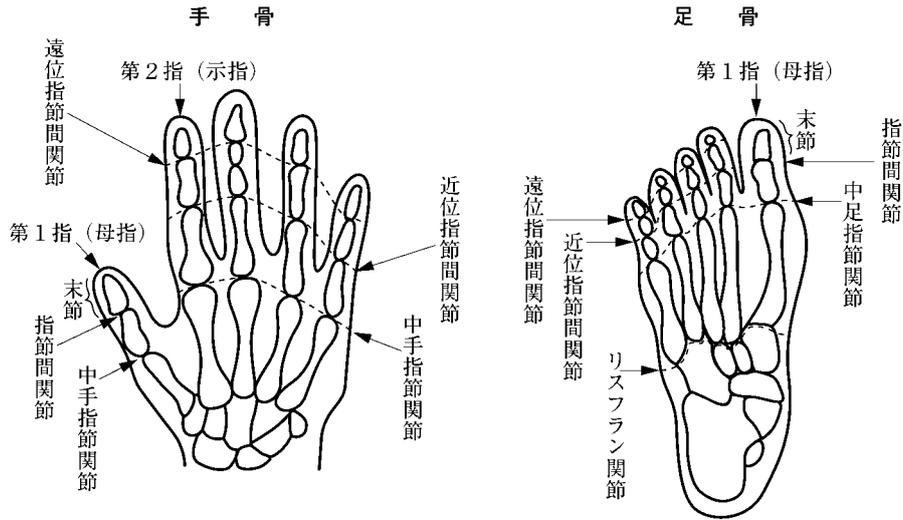
(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指においては近位指節間関節以上で失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 高度障害保険金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
3 保険金支払方法の選択 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4 保険料払込免除 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 保険証券
5 契約の復活 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者に関する会社所定の診断書および告知書
6 解 約 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 保険金受取人による 契約の存続 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 介入権者が契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (3) 介入権者の戸籍抄本 (4) 介入権者の印鑑証明書 (5) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
8 払いもどし金 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9 減 額 (第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10 払済保険への変更 (第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11 会社への通知による 死亡保険金受取人の 変更 (第35条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項 目		必 要 書 類
12	遺言による 死亡保険金受取人の 変更 (第36条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
13	契約者の変更 (第38条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
14	契約者に対する貸付 (第41条)	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

総合障害保障特約016（外貨建）目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 指定通貨および予定利率の更改

第2条 指定通貨

第3条 予定利率の更改

3. この特約の給付および請求手続

第4条 死亡保険金の支払

第5条 高度障害保険金の支払

第6条 障害保険金の支払

第7条 保険金支払方法の選択

第8条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第9条 特約保険料の払込免除

4. この特約の取扱

第10条 特約の締結および責任開始時

第11条 特約の保険期間および保険料払込期間

第12条 特約保険料の払込

第13条 特約の失効

第14条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱

第15条 特約保険料の自動貸付

第16条 特約の復活

第17条 特約の解約

第18条 特約保険金額の減額

第19条 保険金の受取人の変更

第20条 特約の消滅

第21条 告知義務

第22条 告知義務違反による解除

第23条 特約を解除できない場合

第24条 重大事由による解除

第25条 特約の払いもどし金

第26条 特約の契約者配当金

第27条 管轄裁判所

第28条 主約款の規定の準用

第29条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第30条 この特約が付加された主契約に年金払移行特約を付加する場合の特則

5. 低解約返戻金特則

第31条 低解約返戻金特則

別表1 対象となる悪性新生物

別表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

別表3 対象となる手術

別表4 病院または診療所

別表5 公的介護保険制度

別表6 要介護2以上

別表7 要介護状態

別表8 請求書類

総合障害保障特約016（外貨建）

（この特約の主な内容）

この特約は、次の保険金を支払うことを主な内容とするものです。

名称	給付の内容
(1) 死亡保険金	会社は、被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払います。
(2) 高度障害保険金	会社は、被保険者が所定の高度障害状態になったときに高度障害保険金を支払います。
(3) 障害保険金	会社は、被保険者が次の(ア)から(カ)のいずれかに該当したときに障害保険金を支払います。 (ア) 悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき (イ) 急性心筋梗塞に罹患し所定の状態になったときまたは所定の手術を受けたとき (ウ) 脳卒中に罹患し所定の状態になったときまたは所定の手術を受けたとき (エ) 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態または所定の要介護状態になったとき (オ) 身体障害者福祉法に基づく所定の状態となり、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったとき (カ) 不慮の事故により所定の障害状態になったとき

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険金	死亡保険金、高度障害保険金または障害保険金のことをいいます。
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人もしくは高度障害保険金受取人またはこの特約の障害保険金受取人のことをいいます。

2. 指定通貨および予定利率の更改

第2条（指定通貨）

この特約にかかわる保険料の払込および保険金の支払等は、主契約と同一の指定通貨をもって行います。

第3条（予定利率の変更）

この特約の予定利率は、この特約の締結の際に定めたこの特約の保険料払込期間の満了日の翌日およびその日の15年ごとの年単位の応当日に、主約款の予定利率の変更の規定を準用して更改されます。

3. この特約の給付および請求手続

第4条（死亡保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	特約保険金額 (この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

- ② この特約の高度障害保険金または障害保険金のいずれかの請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、この特約の死亡保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ③ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ④ この特約の死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第25条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（高度障害保険金の支払）

① 会社は、この特約の高度障害保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (高度障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても高度障害保険金を支払わない場合)
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態* になったとき	特約保険金額 (この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)	主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 戦争その他の変乱

* 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ この特約の高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑤ この特約の障害保険金の請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、この特約の高度障害保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑥ 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態になった場合でも、その事由によって高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

- ⑦ この特約の高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

第6条（障害保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の障害保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (障害保険金を支払う 場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても 障害保険金を支払わない 場合)
障 害 保 険 金	次の(ア)から(カ)までのいずれかの事由に該当したとき	特約保険金額 (この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)	障* 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存 (オ) 戦争その他の変乱
	(ア) 被保険者が責任開始時以後に、悪性新生物*に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）			
	(イ) 被保険者が責任開始時以後に発病した急性心筋梗塞*を原因として、次のいずれかに該当したとき (a) 急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*が継続したと医師によって診断されたとき (b) 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術*を病院または診療所*で受けたとき			

名称	支払事由 (障害保険金を支払う 場合)	支払金額	受 取 人	免 責 事 由 (支払事由に該当しても 障害保険金を支払わない 場合)
障 害 保 険 金	<p>(ウ) 被保険者が責任開始時以後に発病した脳卒中* を原因として、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(a) 脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(b) 脳卒中の治療を直接の目的とする手術を病院または診療所で受けたとき</p> <p>(エ) 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次の(a)または(b)のいずれかの事由に該当したとき</p> <p>(a) 公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護2以上* に該当していると認定されたこと</p> <p>(b) 次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。）</p> <p>(i) 要介護状態* に該当したこと</p> <p>(ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が180日継続したこと</p>	<p>特約保険金額 (この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)</p>	障* 害 保 険 金 受 取 人	<p>被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(オ) 戦争その他の変乱</p>

名称	支払事由 (障害保険金を支払う 場合)	支払金額	受 取 人	免責事由 (支払事由に該当しても 障害保険金を支払わない 場合)
障 害 保 険 金	<p>(カ) 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次のすべての条件を満たしたとき</p> <p>(a) 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害* に該当したこと</p> <p>(b) 前(a)に定める障害に対して、身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</p>	<p>特約保険金額 (この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額に1.01を乗じて得た金額)</p>	障 害 保 険 金 受 取 人	<p>被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(オ) 戦争その他の変乱</p>
	<p>(カ) 被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に障害状態* になったとき</p>			<p>被保険者が次のいずれかによって障害保険金の支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱</p>

* 悪性新生物	別表 1 に定める疾病をいいます。
* 急性心筋梗塞	別表 2 に定める疾病をいいます。
* 脳卒中	別表 2 に定める疾病をいいます。
* 労働の制限を必要とする状態	軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
* 手術	別表 3 に定める手術をいいます。
* 病院または診療所	別表 4 に定める病院または診療所をいいます。
* 公的介護保険制度	別表 5 に定める公的介護保険制度をいいます。
* 要介護 2 以上	別表 6 に定める状態をいいます。
* 要介護状態	別表 7 に定める状態をいいます。
* 身体障害者福祉法に定める障害の級別が 1 級、2 級または 3 級の障害	身体障害者福祉法に定める 2 つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が 1 級、2 級または 3 級の障害に該当した場合も含みます。
* 不慮の事故	主約款の別表 1 に定める事故をいいます。
* 障害状態	主約款の別表 3 に定める身体障害の状態をいいます。
* 障害保険金受取人	第⑦項に定める受取人をいいます。

- ② 被保険者が第①項(エ)の(a)の支払事由に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に支払事由に該当したものととして、本条の規定を適用します。
- ③ 第①項の障害保険金のうち(オ)の支払事由には、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって(オ)の(a)に定める障害になったときを含みます。
- ④ 第①項の障害保険金のうち(カ)の支払事由には、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。
- ⑤ この特約の障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の障害保険金を支払わず、この特約の死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑥ この特約の高度障害保険金の請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、この特約の障害保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑦ 障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項(イ)から(カ)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けなかった場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑨ 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由または責任開始時に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより障害保険金が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 免責事由または責任開始時に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条の規定を適用します。
- (2) 免責事由または責任開始時に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、障害保険金を支払いません。
- ⑩ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって障害保険金の支払事由に該当した場合でも、それらの事由によって障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑪ この特約の障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。

第7条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表8）を提出して、この特約の保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

第8条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表8）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第9条（特約保険料の払込免除）

この特約の保険料の払込免除はありません。

4. この特約の取扱

第10条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。

第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- ① この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から終身とします。
- ② この特約の保険料払込期間は、主契約と同一とします。

第12条（特約保険料の払込）

契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。

第13条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第14条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

保険料が払い込まれないまま、その払込期中または猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、会社は、保険金を支払いません。

第15条（特約保険料の自動貸付）

主約款の保険料の自動貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。

第16条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第17条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表8）を提出してください。

第18条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表8）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第19条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害保険金の受取人および障害保険金受取人は主契約の高度障害保険金受取人とし、主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第20条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第21条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第22条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金を支払います。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人または被保険者に通知します。

第23条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第22条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかの事由が生じていたとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金が支払われない場合を含みます。）には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 高度障害保険金の支払事由
 - (イ) 障害保険金の支払事由

第24条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者または主契約の死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者、主契約の高度障害保険金受取人または障害保険金受取人が、この特約の高度障害保険金または障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (3) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 契約者または保険金の受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について保険金を支払いません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその保険金の受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の保険金の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の解約返戻金を第25条（特約の払いもどし金）第①項第(6)号の規定により契約者に支払います。もし、すでにその保険金の受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人または被保険者に通知します。

第25条（特約の払いもどし金）

① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が免責事由に該当し、この特約が消滅したとき (第4条)	保険料払込中の特約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (第13条)	保険料払込中の特約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (第17条)		
(4) この特約の特約保険金額が減額されたとき (第18条)		
(5) 主契約が解約または解除により消滅し、この特約が消滅したとき (第20条)		
(6) この特約が解除されたとき (第22条) (第24条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を払い込んだ年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額に対応する期間については、保険料を払い込んだ年月数に含めません。

- ② 主契約が払済保険に変更されることによりこの特約が消滅したときは、保険料を払い込んだ年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額を払済保険の計算の基準となる主契約の解約返戻金額に合算します。
- ③ この特約の解約返戻金額は、主契約について保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約返戻金額に合算します。
- ④ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表8）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第26条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第27条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第29条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、この特約の給付にかかわる公的介護保険制度および身体障害者福祉法の改正が行われた場合等で特に必要と認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、会社は、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとしします。

第30条（この特約が付加された主契約に年金払移行特約を付加する場合の特則）

この特約が付加された主契約に年金払移行特約を付加する場合、この特約は、年金開始日の前日に消滅します。この場合、この特約の払いもどし金（前納された保険料があるときは、その残額を含みます。）があるときは、主契約の基本年金額の計算に算入します。

5. 低解約返戻金特則

第31条（低解約返戻金特則）

- ① 契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- ② この特則を付加した場合、次の各号に定めるとおり取り扱うほか、第30条（この特約が付加された主契約に年金払移行特約を付加する場合の特則）までの規定を適用します。
 - (1) 低解約返戻金期間中のこの特約の解約返戻金額は、第25条（特約の払いもどし金）に定めるこの特約の解約返戻金額に第(3)号に定める低解約返戻金割合を乗じて得た金額とします。
 - (2) 低解約返戻金期間はこの特約の保険料払込期間と同一とします。ただし、この特約の保険料払込期間満了後であっても、未払込保険料があるときは、低解約返戻金期間中とみなします。
 - (3) 低解約返戻金割合は70%とします。
 - (4) この特則が付加されたときには、会社は、保険証券に表示します。
 - (5) この特則を解約することはできません。

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、^{ふくろうきょう}腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

（2025年8月改定）

別表 1

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものをいいます。

- (1) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版 準拠)」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもの。ただし、責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物（腫瘍）（C50）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- (2) 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物（腫瘍）の性状を表す第5桁コードが表2に規定される内容によるもの。なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。
- (3) 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 第8版 日本語版」（平成29年12月15日発行）で病期分類が病期Ⅰ～病期Ⅳに分類されている病変に該当するもの。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の分類コード

分類項目	分類コード
1. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
3. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
4. 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
5. 皮膚の悪性黒色腫	C43
6. 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
8. 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
9. 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
10. 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
11. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
12. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
16. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
17. 骨髄異形成症候群	D46
18. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

表2 新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コード

／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考(別表1)

- 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>(C44)は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- 新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コードが「／3」「／6」「／9」以外のものは「悪性新生物<腫瘍>」に該当しません。また、「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」で病期分類が病期0に分類されている病変は「悪性新生物<腫瘍>」に該当しないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

別表 2

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病名	分類項目	分類コード
1. 急性心筋梗塞	(1) 急性心筋梗塞	I 21
	(2) 再発性心筋梗塞	I 22
2. 脳卒中	(1) くも膜下出血	I 60
	(2) 脳内出血	I 61
	(3) 脳梗塞	I 63

別表 3

対象となる手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、次の1～3を指します。吸引、^{せんし}穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術
2. 開胸術
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術

備考（別表 3）

1. 開頭術

「開頭術」とは、^{とうがい}頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、^{とうがい}穿頭器等を用いて頭蓋に穴を開けて行われる手術を含みます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁および胸膜全層に切開を加え、^{きょうくう}胸腔内の臓器に対して行う手術をいい、^{きょうくう}胸腔鏡下に行われる手術を含みます。

別表 4

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 5

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表6

要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表7

要介護状態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害 ^{けんとうしき} があり、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	--

- a ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b 衣服の着脱が自分ではできない。
- c 入浴が自分ではできない。
- d 食物の摂取が自分ではできない。
- e 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考（別表7）

1. 器質性認知症^{きしつせい}

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質^{きしつてき}的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02. 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02. 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの (G 31) 中の ・限局性脳萎縮症 (ただし、前頭側頭型認知症 (F T D) に限ります。) ・神経系のその他の明示された変性疾患 (ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。)	G 31. 0 G 31. 8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 他人の介護を要する状態（「要介護状態」(2)）

「要介護状態」(2)に定める「他人の介護を要する状態」とは、器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。

別表 8

請求書類

項 目		必 要 書 類
1	死亡保険金 (第4条)	会社所定の請求書
2	高度障害保険金 (第5条)	会社所定の請求書
3	障害保険金 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けた場合に限ります。） (4) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法に基づく所定の状態となり、身体障害者手帳の交付があった場合に限ります。） (5) 不慮の事故であることを証する書類 (6) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (7) 障害保険金受取人の戸籍抄本 (8) 障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 保険証券
4	特約の払いもどし金 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

円換算払込特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、保険契約の保険料の払込または貸付元利金の返済に関して、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項に定める指定通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主契約および特約の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から保険料の払込または貸付元利金の返済に関して、主約款および特約条項の指定通貨に関する規定にかかわらず、指定通貨で定められた保険料または貸付元利金を円に換算した金額により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下「取引銀行」といいます。）または会社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および会社の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- ① 主契約にこの特約を付加した場合、主約款および特約条項の規定にかかわらず、会社は、指定通貨で定められた保険料または貸付元利金を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款および特約条項の取扱を行います。
- ② 第①項に定める会社所定の換算レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信相場（T T S）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

第4条（保険料に関する取扱）

- ① 契約者が払い込む保険料（保険料を前納する場合を除きます。以下、本条において同じとします。）の換算基準日は、次の各号に定めるとおりとします。

項目	換算基準日
(1) 第1回保険料または第1回保険料に相当する金額の場合	主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日の前日
(2) 第2回以後の保険料の場合	会社が第2回以後の保険料を受け取った日を含む月の前月末日

- ② 契約者から請求を受けた場合には、会社は、第2条（換算基準日）から本条までの規定により円に換算した第2回以後の保険料を、遅滞なく契約者に通知します。

第5条（保険料の前納に関する取扱）

契約者が保険料を前納する場合の前納する保険料の換算基準日は、前納する保険料を会社が受け取った日の前日とします。

第6条（貸付元利金の返済に関する取扱）

保険料の自動貸付または契約者に対する貸付の貸付元利金の全部または一部を返済する場合、返済する金額の換算基準日は、返済する金額を払い込む日の前日とします。

第7条（主契約および特約の復活に関する取扱）

主契約および特約を復活する場合、契約者が払い込む延滞保険料の換算基準日は、会社が延滞保険料を受け取った日の前日とします。

第8条（特約の解約）

この特約を解約することはできません。

第9条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第10条（主契約または特約に特別保険料領収法が適用される場合の特則）

主契約または特約の締結または復活の際に主契約または特約に条件付保険特約の特別保険料領収法が適用される場合、第4条（保険料に関する取扱）第①項第(1)号または第7条（主契約および特約の復活に関する取扱）の規定にかかわらず、第1回保険料もしくは第1回保険料に相当する金額または延滞保険料のうち条件付保険特約に定める普通の保険料および特別の保険料に対応する金額の換算基準日は、会社が普通の保険料に対応する金額を受け取った日の前日とします。

第11条（年齢または性別の誤りの処理の場合の特則）

被保険者の年齢または性別の誤りの処理にあたって、契約者が会社に保険料の差額を払い込む場合、保険料の差額の換算基準日は、会社が保険料の差額を受け取った日の前日とします。

(2020年10月改定)

円換算支払特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および特約の保険金もしくは払いもどし金の支払または契約者に対する貸付に関して、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項に定める指定通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、会社が指定通貨で定められた保険金（リビング・ニーズ特約により支払われる保険金を含みます。以下同じとします。）もしくは払いもどし金を支払う際または契約者に対する貸付を行う際に、その受取人または契約者から、主約款または特約条項の指定通貨に関する規定にかかわらず、円に換算した金額により受け取る旨の申出があったときに、主契約または特約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下「取引銀行」といいます。）または会社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および会社の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- ① 主契約または特約にこの特約を付加した場合、主約款または特約条項の規定にかかわらず、会社は、指定通貨で定められた金額を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款または特約条項の取扱を行います。
- ② 第①項に定める会社所定の換算レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第4条（保険金の支払に関する取扱）

- ① 会社が主契約または特約の保険金を支払う際の換算基準日は、必要書類が会社に着いた日（以下「書類到着日」といいます。）の前日とします。
- ② 第①項に定める保険金を円に換算するにあたって、主約款または特約条項の規定により、保険金から差し引くべき金額があるときは、その金額を除いた残額を円に換算します。

第5条（契約者に対する貸付を行う場合の取扱）

会社が契約者に対する貸付を行う際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第6条（払いもどし金に関する取扱）

- ① 会社が払いもどし金を支払う際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- ② 第①項に定める払いもどし金を円に換算するにあたって、主約款または特約条項の規定により、払いもどし金から差し引くべき金額があるときは、その金額を除いた残額を円に換算します。

第7条（未経過期間に対応する保険料相当額に関する取扱）

主契約が年払契約または半年払契約の場合で、会社が未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどす際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第8条（前納された保険料の残額に関する取扱）

会社が前納された保険料の残額を払いもどす際の換算基準日は、次の各号に定めるとおりとします。

項目	換算基準日
(1) 保険料前納期間が満了したとき	保険料前納期間の満了日
(2) 保険料の払込が免除されたとき	書類到着日の前日
(3) 主契約および特約が払済保険に変更されたとき	
(4) 主契約または特約が消滅したとき（主契約または特約の一部が消滅したときを含みます。）	

第9条（年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）

被保険者の年齢または性別の誤りの処理にあたって、保険料を改め、会社が差額を支払う際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第10条（特約の消滅）

第4条（保険金の支払に関する取扱）から第9条（年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）の規定により、円に換算された金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

(2020年10月改定)

介護前払特約目次

この特約の主な内容	第12条 重大事由による解除
第1条 用語の意義	第13条 契約者配当金
第2条 特約の締結および責任開始時	第14条 管轄裁判所
第3条 介護前払保険金の支払	第15条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
第4条 介護前払保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	第16条 主約款の規定の準用
第5条 特約保険料の払込	第17条 主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱
第6条 特約の失効	
第7条 特約の復活	別表1 公的介護保険制度
第8条 特約の解約	別表2 要介護4以上
第9条 特約の消滅	別表3 請求書類
第10条 払いもどし金	
第11条 告知義務違反による解除	

介護前払特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護4以上の状態になった場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による介護前払保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
- 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- 主契約の締結後、この特約が主契約に付加された場合、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（介護前払保険金の支払）

① 会社は、この特約の介護前払保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (介護前払保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても介護前払保険金を支払わない場合)
介護前払保険金	主契約の締結の際に定めた主契約の保険料払込期間の満了後* に、次の条件のすべてを満たしたとき (ア) 被保険者の年齢* が満65歳以上であること (イ) 被保険者が公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護4以上* に該当すると認定されていること	第③項に定める金額	被保険者	被保険者が次のいずれかによって介護前払保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存* (オ) 戦争その他の変乱

- * 主契約の保険料払込期間の満了後 主契約の保険料払込期間の満了後であっても、未払込保険料があるときは、主契約の保険料払込期間が満了していないものとみなします。
- * 被保険者の年齢 主約款の年齢の計算の規定にかかわらず、被保険者の満年齢とします。
- * 公的介護保険制度 別表1に定める公的介護保険制度をいいます。
- * 要介護4以上 別表2に定める状態をいいます。
- * 薬物依存 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みません。

- ② 第①項の支払事由(イ)は、この特約の介護前払保険金の請求に必要な書類（別表3）が会社に着いた日（以下「書類到着日」といいます。）においても満たしていることを必要とします。
- ③ この特約の介護前払保険金の支払金額は、主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約の介護前払保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、書類到着日における会社の定める利率に基づいて計算した主契約の死亡保険金の前払となる期間相当の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額とします。ただし、支払金額は、書類到着日における指定保険金額に対応する主契約の責任準備金額を下回らないものとします。
- ④ 保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付金の元利合計額を第③項に定める支払金額から差し引くものとします。
- ⑤ この特約の介護前払保険金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ⑥ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第①項および第⑤項の規定にかかわらず、この特約の介護前払保険金の受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑦ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の介護前払保険金が支払われた場合は、書類到着日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑧ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約の介護前払保険金が支払われた場合は、書類到着日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、

会社は、払いもどし金を支払いません。

- ⑨ この特約の介護前払保険金の支払がなされる前に次の各号に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金を支払いません。
- (1) 主契約の保険金
 - (2) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金
- ⑩ この特約の介護前払保険金が支払われたときには、会社は、その後、次の各号に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。
- (1) 主契約の保険金
 - (2) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金
- ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合でも、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の介護前払保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第4条（介護前払保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が介護前払保険金の受取人のときは、契約者）は、この特約の介護前払保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、介護前払保険金を請求してください。
- ② 介護前払保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) この特約の介護前払保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金を支払ったとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約の介護前払保険金の支

払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における介護前払保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で特に必要と認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、会社は、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとしします。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合で、特別保険料領収法が適用されているときには、会社は、第3条（介護前払保険金の支払）第③項に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算して取り扱います。

(2023年10月改定)

別表 1

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表 2

要介護 4 以上

「要介護 4 以上」とは、平成11年 4 月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護 4 または要介護 5 のいずれかの状態をいいます。

別表 3

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 介護前払保険金 (第 3 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が介護前払保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第 8 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

リビング・ニーズ特約目次

この特約の主な内容	
第1条	用語の意義
第2条	特約の締結および責任開始時
第3条	この特約による保険金の支払
第4条	この特約による保険金を支払わない場合
第5条	この特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所
第6条	特約保険料の払込
第7条	特約の復活
第8条	特約の解約
第9条	特約の消滅
第10条	払いもどし金
第11条	告知義務違反による解除
第12条	重大事由による解除
第13条	契約者配当金
第14条	管轄裁判所
第15条	主約款の規定の準用
第16条	主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱
第17条	主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用
第18条	主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱
別表請求書類	

リビング・ニーズ特約

（この特約の主な内容）

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 合計保険金額	主契約の基本保険金額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額をいいます。
(5) 指定保険金額	主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約による保険金受取人が指定した金額をいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（この特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとし、ます。
- (1) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満の場合
指定保険金額
- (2) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合
この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付金の元利合計額を支払うべき金額から差し引くものとし、ます。
- ③ この特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、この特約による保険金受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとし、ます。
- ⑥ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとし、ます。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ この特約による保険金の支払がなされる前に主契約の保険金の請求を受けた場合には、会社は、この特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。
- ⑧ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主契約の保険金の請求を受けても、第①項第(1)号または第(2)号に定める金額分については、これを支払いません。

第4条（この特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（この特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、この特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（この特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① この特約による保険金受取人は、この特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② この特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（この特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（この特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号または第(2)号に定める金額にこの特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料徴収法が適用されている場合は、第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号および第(2)号に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）

主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第1条（用語の意義）第(5)号を次のとおり読み替えて適用します。

用語	意義
(5) 指定保険金額	合計保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約による保険金受取人が指定した金額をいいます。

- (2) 第3条（この特約による保険金の支払）を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（この特約による保険金の支払）

① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

(1) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額未満の場合
指定保険金額

(2) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額以上の場合
主契約の基本保険金額およびこの特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額の1.01倍相当額の合計額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

(3) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額未満の場合
この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

(4) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016

(外貨建)の責任準備金額が特約保険金額以上の場合

この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額およびこの特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016(外貨建)の責任準備金額の1.01倍相当額の合計額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ の割合を乗じて

得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付金の元利合計額を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ この特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)のときには、第③項の規定にかかわらず、この特約による保険金受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 合計保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約および総合障害保障特約016(外貨建)は消滅するものとします。
- ⑥ 合計保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額および総合障害保障特約016(外貨建)の特約保険金額は、それぞれ $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額の減額がなされたものとします。
- ⑦ 第⑥項の規定により減額される場合で、主契約の基本保険金額または総合障害保障特約016(外貨建)の特約保険金額が会社の定める範囲外となるときには、会社の定める方法により減額します。
- ⑧ 第⑥項および第⑦項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑨ この特約による保険金の支払がなされる前に主契約または総合障害保障特約016(外貨建)の保険金の請求を受けた場合には、会社は、この特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。
- ⑩ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主契約または総合障害保障特約016(外貨建)の保険金の請求を受けても、第⑥項および第⑦項の規定により減額された主契約の基本保険金額部分および総合障害保障特約016(外貨建)の特約保険金額部分については、これを支払いません。

- (3) 第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）を次のとおり読み替えて適用します。

第16条（主契約または総合障害保障特約016（外貨建）に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約または総合障害保障特約016（外貨建）に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（この特約による保険金の支払）第①項および第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）第(2)号による読み替え後の第3条（この特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、この特約による保険金として支払う金額の計算にあたっては、この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じます。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料領収法が適用されている場合は、第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）第(2)号による読み替え後の第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号から第(4)号に定める主契約または総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

- (4) 第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）を次のとおり読み替えて適用します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）第(2)号による読み替え後の第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 合計保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約および総合障害保障特約016（外貨建）が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 合計保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額は、それぞれ $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額の減額がなされたものとして、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 この特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) この特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) この特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

年金支払特約目次

この特約の主な内容	
第1条 用語の意義	第12条 重大事由による解除
第2条 特約の締結	第13条 特約の解約
第3条 年金原資額および年金額	第14条 払いもどし金
第4条 年金額が会社の定める金額に満たない場合	第15条 特約の消滅
第5条 年金受取人	第16条 年金支払期間の変更
第6条 年金の種類	第17条 年金受取人が複数の場合の取扱
第7条 年金の支払	第18条 年金受取人の住所の変更
第8条 年金支払日	第19条 契約者配当金
第9条 年金の一括前払	第20条 主約款の規定の準用
第10条 年金の継続支払	
第11条 年金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 請求書類

年金支払特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、主たる保険契約および特約の指定通貨で定められた死亡保険金または高度障害保険金を円に換算した年金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 保険金	死亡保険金または高度障害保険金のことをいいます。
(5) 支払事由発生日	主契約および特約の保険金の支払事由の発生日のことをいいます。
(6) 指定通貨	主契約および特約の締結の際、契約者が指定した主契約および特約に適用される通貨のことをいいます。
(7) 取引銀行	会社が指定通貨を円に換算するにあたって主として取引する銀行のことをいいます。
(8) 書類到着日	年金受取人から第1回目の年金の請求に必要な書類が会社に着いた日のことをいいます。

第2条（特約の締結）

- この特約は、契約者から、主契約および特約の締結の際または締結後、支払事由発生日の前日までに、主契約および特約の保険金の支払に代えて主契約および特約の保険金額を円に換算した金額を原資とする年金による支払の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

- ② 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（年金原資額および年金額）

- ① 年金原資額は、主契約および特約の保険金額（保険金とともに支払われる金額を含み、保険金から差し引かれる金額を除きます。以下同じとします。）の全部を、書類到着日の前日（その日が取引銀行または会社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および会社の営業日。以下同じとします。）における会社所定の換算レートにより円に換算した金額とします。なお、会社所定の換算レートは、書類到着日の前日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- ② 年金額は、第①項の年金原資額を基準に、書類到着日における会社の定める率によって計算します。
- ③ 第②項により計算した年金額が会社の定める金額を超えるときには、会社は、主契約および特約の保険金額から最高年金額の年金原資に充当する金額を第①項に定める会社所定の換算レートによって指定通貨に換算して差し引いた残額を、指定通貨により一時金で年金受取人に支払います。
- ④ 年金額の確定後、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

第4条（年金額が会社の定める金額に満たない場合）

第3条（年金原資額および年金額）第②項により計算した年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、この特約が付加されなかったものとして取り扱い、主約款および特約条項の規定により指定通貨で保険金を支払います。

第5条（年金受取人）

年金受取人は、主契約の保険金受取人とし、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第6条（年金の種類）

- ① 年金の種類は、確定年金とします。
- ② 年金支払期間は、会社の定める範囲で、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

第7条（年金の支払）

- ① 会社は、この特約による年金を、年金原資を一定額の年金に分割して、毎年1回、年金支払日に支払います。ただし、年金受取人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したときは、会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- ② 年金受取人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。

第8条（年金支払日）

- ① 年金の第1回年金支払日は、保険金の支払事由発生日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年の応当日とします。

第9条（年金の一括前払）

- ① 年金受取人は、第1回年金支払日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価の一括前払を請求することができます。
- ② 年金の一括前払が行われたときは、年金の一括前払が行われた時にこの特約は消滅します。

第10条（年金の継続支払）

- ① 年金受取人が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになるときは、年金受取人の死亡時の法定相続人は必要書類（別表1）を提出して、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。
- ② 第①項の場合、会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時にこの特約は消滅します。ただし、第9条（年金の一括前払）に定める年金の一括前払の請求があったときは、一括前払が行われた時にこの特約は消滅します。

第11条（年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、年金を請求してください。年金の一括前払（第9条）を請求するときも、同様とします。
- ② 年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除（一部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。）することができます。
 - (1) 契約者または年金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (2) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、年金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第①項第(1)号または第(2)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について年金を支払いません。もし、すでにその年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (2) 第①項第(1)号のみに該当した場合で、第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 保険金の支払事由発生日以後にこの特約を解除する場合、この特約のうち、第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
 - (イ) 第①項第(1)号に定める事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者（保険金の支払事由発生日以後は年金受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、年金受取人に通知します。

第13条（特約の解約）

- ① 契約者は、保険金の支払事由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 年金受取人は、保険金の支払事由発生の際、この特約を解約することができます。この場合、会社は、主約款および特約条項の保険金の支払に関する規定を適用して保険金を支払います。

第14条（払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次に定めるとおりとします。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
保険金の支払事由発生日以後に生じた事由により、この特約が解除されたとき （第12条）	会社の定める方法により計算した未払年金の現価	こ さ の れ 特 た 約 年 を 金 解 受 除 取 人
上記の場合、払いもどし金額は、この特約を解除された年金受取人の受取割合に応じて計算します。		

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第15条（特約の消滅）

主契約が保険金の支払以外の事由により消滅した場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第16条（年金支払期間の変更）

- ① 契約者は、保険金の支払事由発生日前に限り、この特約の年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。
- ② 年金受取人は、保険金の支払事由発生日前にこの特約が付加されている場合、保険金の支払事由発生の際に、この特約の年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

第17条（年金受取人が複数の場合の取扱）

- ① 保険金の支払事由発生日以後、年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- (1) 第①項の代表者が定まらないとき
- (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 年金受取人が2人以上いるときは、それぞれの年金受取人について、次の各号に掲げる規定に関して、個別の適用は行いません。また、年金の支払（第7条）の規定の適用にあたっては、年金受取人の1人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日

の前日までの間に死亡した場合には、会社は、会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を、他の年金受取人および死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に支払い、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。

- (1) 年金の一括前払（第9条）
- (2) 年金の継続支払（第10条）
- (3) 年金支払期間の変更（第16条）

第18条（年金受取人の住所の変更）

- ① 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、ただちに会社に通知してください。
- ② 年金受取人が第①項の通知をしなかった場合で、年金受取人の住所または通知先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

第19条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表 1

請求書類

項目		必要書類
1	年金 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	年金の一括前払 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の 継続支払 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (3) 年金受取人の死亡時の法定相続人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の死亡時の法定相続人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	特約の解約 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印 鑑証明書 (3) 保険証券
5	払いもどし金 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	年金支払期間の 変更 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印 鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

年金払移行特約目次

この特約の主な内容	第12条 重大事由による解除
第1条 用語の意義	第13条 解約
第2条 特約の締結	第14条 払いもどし金
第3条 基本年金額の計算	第15条 基本年金額の減額
第4条 年金支払日	第16条 年金の支払方法の変更
第5条 年金受取人	第17条 年金受取人の死亡
第6条 年金支払期間	第18条 会社への通知による年金受取人の変更
第7条 年金の支払	第19条 遺言による年金受取人の変更
第8条 年金の分割支払	第20条 年金受取人に対する貸付
第9条 年金の一括前払	第21条 契約者配当金
第10条 年金の継続支払	
第11条 年金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 請求書類

年金払移行特約

(この特約の主な内容)

この特約は、既に締結されている無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、主たる保険契約および特約の全部について、指定通貨で定められた将来の保険金の支払に代えて、円に換算した年金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	既に締結されている主たる無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 指定通貨	主契約および特約の締結の際、契約者が指定した主契約および特約に適用される通貨のことをいいます。
(5) 取引銀行	会社が指定通貨を円に換算するにあたって主として取引する銀行のことをいいます。

第2条（特約の締結）

- ① この特約は、契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約および特約の指定通貨で定められた将来の保険金の支払に代えて、主契約および特約の解約返戻金額等を円に換算した金額を原資とする円による年金の支払への移行の旨の申出があった場合に、会社の定める範囲内で主契約に付加して締結します。
- ② 第①項の場合、主契約の契約日から5年経過後に到来する年単位の契約応当日のうち会社の定める範囲内で契約者が指定した日を年金開始日とし、その日以後この特約の効力は生じるものとします。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、第3条（基本年金額の計算）に定める方法によ

り計算した基本年金額が会社の定める金額未満のときには、この特約は締結されなかったものとして取り扱います。

- ④ 年金開始日以後は、主約款および特約条項の規定にかかわらず、この特約に定めるとおりとします。ただし、この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、主約款および特約条項の規定を準用します。
- ⑤ 第①項の申出は、年金開始日の2週間前までに行うことを必要とします。
- ⑥ この特約が締結されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（基本年金額の計算）

- ① 基本年金額は、指定通貨で定められた次の各号の金額の合計額（未払込保険料がある場合または保険料の自動貸付もしくは契約者に対する貸付が行われている場合には、その未払込保険料または貸付金の元利合計額を差し引いた後の金額をいいます。）を、年金開始日の前日（その日が取引銀行または会社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および会社の営業日。以下同じとします。）における会社所定の換算レートにより円に換算した金額（以下「年金原資額」といいます。）を基準に計算します。
 - (1) 主契約および特約の解約返戻金
 - (2) 前納された保険料の残額
- ② 第①項の会社所定の換算レートは、年金開始日の前日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- ③ 第①項の基本年金額の計算は、年金開始日において、その日における会社の定める率によって行います。
- ④ 第①項から第③項の規定により計算した基本年金額が会社の定める最高基本年金額を超えるときは、会社の定める最高基本年金額を基本年金額とし、次の式で計算した金額を、円により一時金で第1回目の年金とともに年金受取人に支払います。

年金原資額	－	最高基本年金額を支払うための 年金原資に相当する金額
-------	---	-------------------------------

第4条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日は、年金開始日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の毎年の応当日とします。

第5条（年金受取人）

- ① 年金受取人は、契約者とします。ただし、この特約の締結の際、契約者が被保険者または主契約の死亡保険金受取人のいずれかを年金受取人に指定したときは、その者とします。
- ② 年金受取人は、年金開始日に、契約者の権利および義務のすべてを承継します。

第6条（年金支払期間）

年金支払期間は、会社の定める範囲で、この特約の締結の際、契約者の申出によって定め

第7条（年金の支払）

- ① 会社は、この特約による年金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由（年金を支払う場合）	支払金額	受取人
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額*	年金受取人
	被保険者が年金開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金*の現価	

* 年金額 基本年金額の計算（第3条）の規定によって定められる基本年金額と同額とします。

* 未払年金 年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない年金をいいます。

- ② 年金は、毎年1回、年金支払日に支払います。
- ③ 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）は、年金のすえ置き支払を選択することができます。
- ④ 第1回の年金を支払う際、会社は、次の各号に定める事項を記載した年金証書を年金受取人に交付します。
- (1) 会社名
 - (2) 被保険者の氏名
 - (3) 年金受取人の氏名または名称
 - (4) 年金開始日
 - (5) 基本年金額
 - (6) 年金支払期間
 - (7) 年金の支払方法
 - (8) 年金証書を作成した年月日
- ⑤ 被保険者が年金開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時にこの特約は消滅します。

第8条（年金の分割支払）

- ① この特約の締結の際に契約者から申出があったときには、会社は、年金額を会社所定の支払回数で等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときには、年金の分割支払を取り扱いません。
- ② 年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ この特約が消滅する場合で、かつ、その消滅する日を含む年度の年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

第9条（年金の一括前払）

- ① 年金受取人は、年金開始日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価の一括前払を請求することができます。
- ② 年金の一括前払が行われたときは、この特約は消滅します。

第10条（年金の継続支払）

- ① 被保険者が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになる場合、年金受取人は、必要書類（別表1）を提出して、未払年金の現価の支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。
- ② 第①項の場合、会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金

支払期間が満了した時にこの特約は消滅します。ただし、年金の一括前払（第9条）の請求があったときは、一括前払が行われた時にこの特約は消滅します。

第11条（年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、年金を請求してください。
 - (1) 年金の支払事由が生じたとき
 - (2) 年金の分割支払（第8条）の場合で、分割した年金またはその未支払分を請求するとき
 - (3) 年金の一括前払（第9条）を請求するとき
- ② 年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除（一部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。）することができます。
 - (1) 契約者、被保険者または年金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (2) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、年金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第①項第(1)号または第(2)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について年金を支払いません。もし、すでにその年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (2) 第①項第(1)号のみに該当した場合で、第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 年金開始日以後にこの特約を解除する場合、第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
 - (イ) 第①項第(1)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について、第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第(1)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第13条（解 約）

この特約を解約することはできません。

第14条（払いもどし金）

- ① この特約に対する払いもどし金は、次の各号に定めるとおりとし、その他の事由による払いもどし金はありません。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 年金開始日前に生じた事由により、年金開始日以後にこの特約が解除されたとき (第12条)	第3条（基本年金額の計算）第①項に定める年金原資額	契約者（年金開始日以後はこの特約を解除された年金受取人）
(2) 年金開始日以後に生じた事由により、この特約が解除されたとき (第12条)	会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価相当額	
第(1)号および第(2)号の場合、払いもどし金額は、受取割合に応じて計算します。		

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第15条（基本年金額の減額）

基本年金額を減額することはできません。

第16条（年金の支払方法の変更）

年金受取人は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

第17条（年金受取人の死亡）

- ① 年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。
- ② 第①項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- ③ 年金受取人が他の年金受取人を故意に死亡させたときは年金受取人としての資格を失い、また、年金受取人となるべき相続人が年金受取人、先順位の相続人または同順位の相続人を故意に死亡させたときは年金受取人となる資格を失います。
- ④ 第①項から第③項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第18条（会社への通知による年金受取人の変更）

- ① 年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ② 第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項の通知をするときには、年金受取人は、必要書類（別表1）を提出してください。
- ④ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後

に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第19条（遺言による年金受取人の変更）

- ① 第18条（会社への通知による年金受取人の変更）に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ② 第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、年金受取人の法定相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第20条（年金受取人に対する貸付）

年金開始日以後は、年金受取人に対する貸付を取り扱いません。

第21条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表 1

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	年 金 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者または配偶者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券（第1回の年金の場合） (6) 年金証書（第2回以後の年金の場合）
2	年金の継続支払 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	払いもどし金 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	年金の支払方法の変更 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
5	会社への通知による年金 受取人の変更 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
6	遺言による 年金受取人の変更 (第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 年金証書
<p>(1) 年金受取人は、会社にあらかじめ提出した印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、ただちに会社に通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。</p> <p>(2) 会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

保険料払込免除特約016（外貨建保険用）目次

この特約の主な内容

- | | | | |
|------|--------------------------------|------|-----------------------------------|
| 第1条 | 用語の意義 | 第15条 | 法令等の改正に伴う保険料払込免除の事由の変更 |
| 第2条 | 保険料の払込免除 | 第16条 | 主約款の規定の準用 |
| 第3条 | 保険料払込免除の請求手続等 | 第17条 | 主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の特則 |
| 第4条 | 特約の締結および責任開始時 | | |
| 第5条 | 保険料率 | | |
| 第6条 | 特約の失効 | 別表1 | 対象となる悪性新生物 |
| 第7条 | 特約の復活 | 別表2 | 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中 |
| 第8条 | 特約の解約 | 別表3 | 対象となる手術 |
| 第9条 | 特約の消滅 | 別表4 | 病院または診療所 |
| 第10条 | 告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合 | 別表5 | 公的介護保険制度 |
| 第11条 | 重大事由による解除 | 別表6 | 要介護2以上 |
| 第12条 | 払いもどし金 | 別表7 | 要介護状態 |
| 第13条 | 特約の契約者配当金 | 別表8 | 請求書類 |
| 第14条 | 管轄裁判所 | | |

保険料払込免除特約016（外貨建保険用）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が次の各号のいずれかに該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

- (1) 悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき
- (2) 急性心筋梗塞に罹患し所定の状態になったときまたは所定の手術を受けたとき
- (3) 脳卒中に罹患し所定の状態になったときまたは所定の手術を受けたとき
- (4) 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態または所定の要介護状態になったとき
- (5) 身体障害者福祉法に基づく所定の状態となり、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったとき

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義	
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。	
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。	
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。	
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。	
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。	
(6) 保険料期間	主契約の保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定める期間のことをいいます。	
	主契約の保険料の払込方法 （回数）	期間
	(ア) 月払の場合	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで
	(イ) 半年払の場合	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで
	(ウ) 年払の場合	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで

第2条（保険料の払込免除）

① この特約による保険料の払込免除は、次に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料払込免除の事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	次の(ア)から(オ)までのいずれかの事由に該当したとき	払込免除の事由に該当した後の期間に対応する主契約の保険料	被保険者が次のいずれかによって保険料払込免除の事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存 (オ) 戦争その他の変乱
	(ア) 被保険者が責任開始時以後に、悪性新生物* に罹患したと責任開始時前を含めて初めて医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）		
	(イ) 被保険者が責任開始時以後に発病した急性心筋梗塞* を原因として、次のいずれかに該当したとき (a) 急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態* が継続したと医師によって診断されたとき (b) 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術* を病院または診療所* で受けたとき		
	(ウ) 被保険者が責任開始時以後に発病した脳卒中* を原因として、次のいずれかに該当したとき (a) 脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (b) 脳卒中の治療を直接の目的とする手術を病院または診療所で受けたとき		

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料払込免除の事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	<p>(エ) 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次の(a)または(b)のいずれかの事由に該当したとき</p> <p>(a) 公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護2以上* に該当していると認定されたこと</p> <p>(b) 次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。）</p> <p>(i) 要介護状態* に該当したこと</p> <p>(ii) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が180日継続したこと</p> <p>(オ) 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次のすべての条件を満たしたとき</p> <p>(a) 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害* に該当したこと</p> <p>(b) 前(a)に定める障害に対して、身体障害者福祉法に基づき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</p>	<p>払込免除の事由に該当した後の期間に対応する主契約の保険料</p>	<p>被保険者が次のいずれかによって保険料払込免除の事由に該当したとき</p> <p>(ア) 契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失</p> <p>(ウ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(オ) 戦争その他の変乱</p>

- * 悪性新生物 別表1に定める疾病をいいます。
- * 急性心筋梗塞 別表2に定める疾病をいいます。
- * 脳卒中 別表2に定める疾病をいいます。
- * 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- * 手術 別表3に定める手術をいいます。
- * 病院または診療所 別表4に定める病院または診療所をいいます。
- * 公的介護保険制度 別表5に定める公的介護保険制度をいいます。
- * 要介護2以上 別表6に定める状態をいいます。
- * 要介護状態 別表7に定める状態をいいます。
- * 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害 身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含まれます。

- ② 被保険者が第①項(エ)の(a)の保険料払込免除の事由に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に保険料払込免除の事由に該当したものととして、本条の規定を適用します。
- ③ 第①項(オ)の保険料払込免除の事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって(オ)の(a)に定める障害になったときを含みます。
- ④ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始時以後に第①項(イ)から(オ)のいずれかに定める状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第①項に定める保険料の払込を免除しない場合に該当することまたは責任開始時前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込が免除されないこととなる障害であり、その複数障害が同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、責任開始時以後に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項に定める保険料の払込を免除しない場合に該当することまたは責任開始時前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込が免除されないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条の規定を適用します。
- (2) 第①項に定める保険料の払込を免除しない場合に該当することまたは責任開始時前に発生した傷害もしくは発病した疾病を直接の原因とすることにより保険料の払込が免除されないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込を免除しません。
- ⑥ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、保険料の払込が免除されたときには、会社は、保険料払込免除の事由に該当した時を含む保険料期間のうち保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を契約者に払いもどします。なお、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合には、保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑦ 保険料の払込が免除されたときは、以後主約款に定める払込期月に含まれる契約応当日ごとに主契約の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。なお、この場合、主約款の規定にもとづく契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑧ 保険料の払込が免除された後の払いもどし金は、主契約の経過した年月数によって計算します。
- ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱によって保険料払込免除の事由に該当した場合でも、それら

の事由によって保険料払込免除の事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

第3条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表8）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、この特約が付加された主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合で、第2条（保険料の払込免除）の保険料払込免除の事由に該当し、かつ、障害保険金の請求があったときには、会社は、契約者から保険料払込免除の請求があったものとして取り扱います。
- ③ 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、主約款の規定を準用します。

第4条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、主契約の責任が開始した時からこの特約上の責任を負います。

第5条（保険料率）

この特約が付加された主契約には、この特約が付加された場合の保険料率を適用します。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、保険料払込免除の事由（主約款に定める保険料払込免除の事由を含みます。）発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表8）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第10条（告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合）

この特約の締結または復活にあたっての告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第13条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（法令等の改正に伴う保険料払込免除の事由の変更）

- ① 会社は、この特約による保険料払込免除にかかわる公的介護保険制度および身体障害者福祉法の改正が行われた場合等で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料払込免除の事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「保険料払込免除の事由の変更日」といいます。）から将来に向かって保険料払込免除の事由を改めます。
- ③ 本条の規定により保険料払込免除の事由を変更する場合には、会社は、保険料払込免除の事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により保険料払込免除の事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、保険料払込免除の事由の変更日から将来に向かって解約されたものとしします。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の特則）

この特約が付加された主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合、総合障害保障特約016（外貨建）はこの特約による保険料払込免除の対象にはなりません。

備 考

1. 治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、ふくろうきょう腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

（2025年8月改定）

別表 1

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものをいいます。

- (1) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもの。ただし、責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物（腫瘍）（C50）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- (2) 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物（腫瘍）の性状を表す第5桁コードが表2に規定される内容によるもの。なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。
- (3) 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 第8版 日本語版」（平成29年12月15日発行）で病期分類が病期Ⅰ～病期Ⅳに分類されている病変に該当するもの。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の分類コード

分類項目	分類コード
1. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
3. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
4. 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
5. 皮膚の悪性黒色腫	C43
6. 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
8. 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
9. 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
10. 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
11. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
12. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
16. 真正赤血球増加症<多血症>	D45
17. 骨髄異形成症候群	D46
18. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

表2 新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コード

／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考(別表1)

- 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>(C44)は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- 新生物<腫瘍>の性状を表す第5桁コードが「／3」「／6」「／9」以外のものは「悪性新生物<腫瘍>」に該当しません。また、「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」で病期分類が病期0に分類されている病変は「悪性新生物<腫瘍>」に該当しないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

別表 2

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病名	分類項目	分類コード
1. 急性心筋梗塞	(1) 急性心筋梗塞	I 21
	(2) 再発性心筋梗塞	I 22
2. 脳卒中	(1) くも膜下出血	I 60
	(2) 脳内出血	I 61
	(3) 脳梗塞	I 63

別表 3

対象となる手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、次の1～3を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術
2. 開胸術
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術

備考（別表 3）

1. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等を用いて頭蓋に穴を開けて行われる手術を含みます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁および胸膜全層に切開を加え、胸腔内の臓器に対して行う手術をいい、胸腔鏡下に行われる手術を含みます。

別表 4

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 前1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 5

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表6

要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表7

要介護状態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	---

- a ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b 衣服の着脱が自分ではできない。
- c 入浴が自分ではできない。
- d 食物の摂取が自分ではできない。
- e 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考（別表7）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、^{きしつてき}「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02. 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02. 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）中の ・限局性脳萎縮症（ただし、前頭側頭型認知症（F T D）に限ります。） ・神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 0 G 31. 8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、^{きしつてき}「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、^{きしつてき}「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害^{けんとうしき}

「見当識障害^{けんとうしき}」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害^{けんとうしき}
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害^{けんとうしき}
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害^{けんとうしき}
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 他人の介護を要する状態（「要介護状態」(2)）

「要介護状態」(2)に定める「他人の介護を要する状態」とは、器質性認知症^{きしつせい}による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。

別表 8

請求書類

項 目		必 要 書 類
1	保険料の払込免除 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けた場合に限り。） (4) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法に基づく所定の状態となり、身体障害者手帳の交付があった場合に限り。） (5) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
 - (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人

としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みません。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

(2025年1月改定)

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2 指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

保険料口座振替特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
 - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
 - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（保険料の払込）

- ① 契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
 - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、口座振替による保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第4条（保険料の払込）および第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第11条（無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。

(2020年10月改定)

条件付保険特約

第1条（特約の締結）

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加されている特約の締結もしくは復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

第2条（条件）

① この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちどれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは、契約日、復活日または特約の締結日からの経過期間および削減期間に応じ、次のとおり保険金削減を取り扱います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、保険金削減は行いません。

(ア) 保険金額または特約保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。

(イ) 前(ア)にかかわらず、この特約を生活保障特約に付加する場合には、特約年金額に次表の割合を乗じて得た金額を年金支払期間の全期間にわたり支払います。

		削減期間				
		1年	2年	3年	4年	5年
経過期間	1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
	3年超4年以内				8.0割	6.0割
	4年超5年以内					8.0割

(2) 特別保険料徴収法

普通の保険料に会社の定める特別の保険料を加算した金額を払込保険料とします。この方法による場合、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。

(ア) この特約が付加された主契約または特約の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金を加算して支払います。

(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、この特約が付加された主契約または特約の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。

(3) 年増法

被保険者の実際の年齢に会社の定める年数を加算した年齢をこの保険契約の年齢とし、その年齢に基づいて保険料および払いもどし金の額を計算します。

② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（保険契約復活の制限）

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約（特約を含みます。以下同じ。）については、普通保険約款および特約条項（以下「主約款等」といいます。）の規定にかかわらず、その効力がなくなってから1か年以内に限り、保険契約者は、復活請求書を提出して、保険契約の復活を請求することができます。

第4条（保険契約の内容変更の制限）

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約については、主約款等の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長および払済保険または延長保険への変更の取扱いを行いません。ただし、保険金削減支払法による場合には、削減期間経過後は払済保険への変更の取扱いを行います。

第5条（主契約が無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）の場合の特則）

- ① この特約を主契約に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 普通保険約款に定める保険金の支払金額の規定は、この特約の責任準備金額を主契約の責任準備金額に合算して取り扱います。
 - (2) 第2条（条件）第①項中一部を次のとおり読み替えて適用します。
 - (ア) 第(1)号中「保険金額」を「基本保険金額」と読み替えます。
 - (イ) 第(2)号(イ)を次の規定に読み替えます。

「(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、主契約の責任準備金または解約返戻金の取扱いに関する規定を準用して取り扱います。ただし、次に定める規定を除きます。

 - (a) 予定利率の更改
 - (b) 低解約返戻金特則」
- ② この特約を総合障害保障特約016（外貨建）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 総合障害保障特約016（外貨建）に定める保険金の支払金額の規定は、この特約の責任準備金額を総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額に合算して取り扱います。
 - (2) 第2条（条件）第①項中一部を次のとおり読み替えて適用します。
 - (ア) 第(1)号中「被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは」を「総合障害保障特約016（外貨建）の死亡保険金、高度障害保険金または障害保険金の支払事由が生じたときは」に読み替えます。
 - (イ) 第(2)号(イ)を次の規定に読み替えます。

「(イ) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金または解約返戻金の取扱いに関する規定を準用して取り扱います。ただし、次に定める規定を除きます。

 - (a) 予定利率の更改
 - (b) 低解約返戻金特則」

(2021年5月改定)

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> ^{かいはくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

特定高度障害状態不担保特約

第1条（特約の締結）

- ① 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。
- ② この特約が主契約に付加されたときは、保険証券に記載します。

第2条（不担保とする特定高度障害状態）

主契約の被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、別表に定める感染症を除きます。）を原因として、特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。）に該当したときは、会社は、主契約および主契約に付加された特約の高度障害保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

第3条（中途付加の場合の特則）

第1条（特約の締結）の規定のほか、主契約に高度障害保障（高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除の保障を含みます。以下同じとします。）のある特約が中途付加される場合には、中途付加の際にもこの特約を付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、同時に中途付加される特約およびこの特約が付加された後に中途付加される高度障害保障のある特約に適用されます。
- (2) この特約が適用された特約について、更新または保険期間終身の特約への変更が行われる場合には、更新後または変更後の特約にもこの特約が適用されます。
- (3) 被保険者が特定高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われることにより、この特約が適用された特約が消滅する場合には、この特約が適用された特約の責任準備金額を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

(2021年5月改定)

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 <small>せきり</small>	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> <small>かいはくずいえん</small>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 <small>とうそう</small>	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

諸利率および お取り扱いの範囲

「諸利率およびお取り扱いの範囲」は、ご契約に適用される諸利率、および、本冊子作成年月現在のお取り扱いの範囲の一部を一覧形式にて記載しています。

諸利率およびお取り扱いの範囲

(1) 諸利率

- ご契約に適用される諸利率には以下のような項目があり、金利水準等の状況変化等により今後変更することがあります。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率が適用されます。
- 具体的な利率については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。また、当社ホームページ (<https://www.taiju-life.co.jp/>) の「諸利率のお知らせ」でもご確認ください。
- 予定利率については、ご契約締結の際に定めた保険料払込期間の満了日の翌日およびその後15年ごとに更改されますが、予定利率が更改されたときには更改後の予定利率をご契約者に通知します。

無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）

条項	項目
第1条第(3)号 第3条	予定利率
第6条第①項	保険金のすえ置き利率
第15条第②項	保険料を前納する場合の割引利率（前納保険料の割引利率）
第15条第③項	前納した保険料の積立利率（前納保険料の積立利率）
第18条第②項第(3)号	保険料の自動貸付の貸付利率
第41条第①項	契約者貸付の貸付利率

特約

特約名	条項	項目
総合障がい保障特約016 （外貨建）	第3条	予定利率
	第7条第①項	保険金のすえ置き利率
年金払移行特約	第7条第③項	年金のすえ置き利率
	第8条第②項	年金の分割支払利率

(2) お取り扱いの範囲

●以下のお取り扱いの範囲は、今後変更することがあります。また、お取り扱いの範囲は「ご契約のしおり」でご説明しているものもございますので、あわせてご覧ください。

●実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めているお取り扱いの範囲が適用されます。

無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）

条項	項目	お取り扱いの範囲
第6条第②項	保険金をすえ置き支払する場合の最低金額	保険金支払時の差引支払金が 米ドル : 1,000ドル 豪ドル : 1,000ドル
第30条第①項	減額後の最低保険金額	総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されていない場合 米ドル : 3万ドル※ 豪ドル : 3万ドル※ 総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されている場合 米ドル : 5,000ドル※ 豪ドル : 5,000ドル※
第31条第①項	払済保険の最低保険金額	米ドル : 5,000ドル 豪ドル : 5,000ドル

特約

特約名	条項	項目	お取り扱いの範囲
総合障がい保障特約016（外貨建）	第7条第②項	保険金をすえ置き支払する場合の最低金額	保険金支払時の差引支払金が 米ドル : 1,000ドル 豪ドル : 1,000ドル
	第18条第①項	減額後の最低保険金額	米ドル : 1万ドル※ 豪ドル : 1万ドル※
年金支払特約	第3条第③項	最高年金額	3,000万円
	第4条	最低年金額	10万円
年金払移行特約	第2条第③項	最低基本年金額	10万円
	第3条第④項	最高基本年金額	3,000万円
	第8条第①項	年金の分割支払回数 年金の分割支払の最低額	2回、4回、12回のいずれか 2万円

※ご契約全体としての最低保険金額等のお取り扱いの範囲もあわせて満たす必要があります。

また、契約日からその日を含めて1年を経過していないご契約は、お取り扱いの範囲が異なります。

＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00 ～ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしていません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03 - 3286 - 2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に	(ページ)
○健康状態・職業などの告知義務について……………	21
○保障の責任開始時について……………	24
○保険金などをお支払いできない場合について……………	77
○クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について……………	25
○保険料のお払い込み方法について……………	87
○保険料の払込期月・猶予期間について……………	88
○保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について……………	89
○解約と解約返戻金について……………	102

などは、ご契約にあたってぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など、当社の担当職員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら大樹生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに、大切に保存し、ご活用ください。

■ ご契約に関するご相談については

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

受付時間 平日 9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/>